

平成19年第3回那須烏山市議会定例会（第1日）

平成19年9月4日（火）

開会 午前10時00分

散会 午後 6時12分

◎出席議員（20名）

1番	松本勝栄君	2番	渡辺健寿君
3番	久保居光一郎君	4番	高德正治君
5番	五味渕博君	6番	沼田邦彦君
7番	佐藤昇市君	8番	佐藤雄次郎君
9番	野木勝君	10番	大橋洋一君
11番	五味渕親勇君	12番	大野曄君
13番	平山進君	14番	水上正治君
15番	小森幸雄君	16番	平塚英教君
17番	中山五男君	18番	樋山隆四郎君
19番	滝田志孝君	20番	高田悦男君

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大谷範雄君
経済環境部長事務取扱副市長	山口孝夫君
収入役	石川英雄君
教育長	池澤進君
総務部長	大森勝君
市民福祉部長	雫正俊君
建設部長	池尻昭一君
教育次長	堀江一慰君
企画財政課長	国井豊君
市民課長	鈴木敏造君
農政課長	中山博君
管理課長	両方恒雄君
学校教育課長	駒場不二夫君

代表監査委員

富 永 年 秋 君

◎事務局職員出席者

事務局長

田 中 順 一

書 記

藤 田 元 子

書 記

佐 藤 博 樹

書 記

菊 地 唯 一

○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 報告第 1 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）（市長提出）
- 日程 第 4 報告第 2 号 財団法人那須烏山市農業公社の経営状況説明書の提出について（市長提出）
- 日程 第 5 議案第 15 号 那須烏山市教育委員会委員の任命同意について（市長提出）
- 日程 第 6 議案第 9 号 那須烏山市こども館設置及び管理条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 7 議案第 8 号 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 8 議案第 10 号 那須烏山市長の資産等の公開に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 9 議案第 11 号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 10 議案第 12 号 那須烏山市消防団設置条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 11 議案第 13 号 那須烏山市消防委員会設置及び運営条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 12 議案第 14 号 那須烏山市立学校設置条例等の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 13 議案第 18 号 那須烏山市総合計画・基本構想について（市長提出）
- 日程 第 14 議案第 19 号 国土利用計画那須烏山市計画について（市長提出）
- 日程 第 15 議案第 1 号 平成19年度那須烏山市一般会計補正予算について（市長提出）
- 日程 第 16 議案第 2 号 平成19年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算について（市長提出）
- 日程 第 17 議案第 3 号 平成19年度那須烏山市老人保健特別会計補正予算について（市長提出）

日程 第18 議案第 4号 平成19年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算について（市長提出）

日程 第19 議案第 5号 平成19年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正予算について（市長提出）

日程 第20 議案第 6号 平成19年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算について（市長提出）

日程 第21 議案第 7号 平成19年度那須烏山市水道事業会計補正予算について（市長提出）

日程 第22 議案第16号 那須烏山市決算の認定について（市長提出）

日程 第23 議案第17号 那須烏山市水道事業決算の認定について（市長提出）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

〔午前10時00分開会〕

○議長（小森幸雄君） ただいま出席している議員は20名です。定足数に達しておりますので、平成19年第3回那須烏山市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係部課長並びに代表監査委員の出席を求めていますので、ご了解願います。

次に、本日からの定例会にあたり、去る8月28日に議会運営委員会を開き、議会運営委員会の決定に基づき会期及び日程を編成いたしましたので、ご協力くださるようお願い申し上げます。

◎市長あいさつ

○議長（小森幸雄君） ここで、市長のあいさつとあわせて行政報告を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇 あいさつ〕

○市長（大谷範雄君） おはようございます。ごあいさつ並びに行政報告を申し上げます。

平成19年第3回那須烏山市議会定例会を開催をさせていただきましたところ、議員各位にありましては、残暑厳しき折、またご多用のところ、ご参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、今年の秋の稲刈りの時期を迎えておりますが、作柄は天気や適度の降雨等の恵みや災害もなく、おおむね平年並み以上というような情報を得ておりますこともご同慶にたえないところでございます。しかしながら、ことし2007年の米、コシヒカリ概算金の内金が8月31日に発表となりました。それによりますと、全農が設定いたしました1等米、1俵60キロは7,000円としておりまして、それに全農栃木は2,000円上積みをするところから9,000円に設定したとありました。2,000円上積みはされたものの、昨年に比し30%ほど安くなっているのです。これらの要因は、全国的な過剰作付、消費量の減少あるいは予想販売価格を低めに見積もる方式を採用したことによるものとしておりますけれども、生産者の不安は増す一方であると思います。

今後の転作、就業意欲減退、そして遊休地等の増、後継者不在の過疎化なども急速に進むことを懸念をいたしております。本市にありましても、農政全般にわたって懸念を抱かしているという状況であります。JAとまた全農本部にあつては、生産者への不安解消のために徹底した説明を求めたいと要望したいと思っております。

さて、さきの参議院議員選挙におきましては、参議院の勢力分野が大きく変化をいたしまして、与野党逆転となる歴史的事象が発生をいたしております。その大きな要因は先ほど申し上げました農政問題もございますが、もちろん年金問題があったことは間違いないと思いますが、私は都市と地方の社会格差が大きな要因と考えております。

つまり、構造改革の中で第一次分権改革、その代表格が三位一体の改革であったわけであり、ます。失敗とも言われています当改革によって地方財政は大変厳しい状況に追い込まれたことも再認識をしたいと思います。第一次分権改革の轍を踏むことのなきよう、このような趣旨で第二次分権改革及び地方制度調査会の組織がスタートをいたしております。国と地方の役割分担を問い直す地方分権を大いに推進すべきであります。地方がいつまでも国の支援に依存する体制を踏襲すべきでないからであります。

すなわち地方分権は、国と地方の役割を明確化し、それに見合った財源移譲と人材の活用がなされれば、必ず構築できると考えております。那須烏山市自立に向け、国、県に対しさらに強く地方分権推進を提言してまいりたいと考えております。

行政報告を申し上げますが、過日8月27日に福田知事と県内市町の政策懇談会が開催されました。席上、那須烏山市提案の形で首都圏災害と防災体制についてのテーマの中で、東京都豊島区、埼玉県和光市の防災協定締結の事例をもとに、都市と農村の交流事業の実例を発表し、栃木県の安全性をPRすることで都市と農村の交流推進、ひいては交流人口、定住人口増につながるはずであり、地域振興の面からも有効であると提言をさせていただきました。

また、栃木県フィルムコミッション事業においても、ロケ地を引くだけでなく、後のフォロー策として観光周遊コースとして利用すべきとの提言を、僭越ではございますけれどもさせていただきました。知事も前向きに取り組むことをお約束していただき、感謝をしているところであります。那須烏山市活性化のため、身の丈にあったでき得る施策は、県と連携協議を図りながら、実現化に向け努力を傾ける所存であります。議員各位にありましてもさらなるご指導、ご鞭撻を賜りますよう切にお願いを申し上げます。

さて今期定例会、報告案件2件、補正予算案件7件、条例制定2件、条例の一部改正2件、人事案件1件、平成18年度決算認定2件、那須烏山市総合計画・基本構想及び国土利用計画2件、以上21議案を上程させていただきます。何とぞ慎重審議賜りますようお願いを申し上げます。定例会にあたりましてのごあいさつ並びに行政報告とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。事務局長に朗読いたさせます。

〔事務局長 朗読〕

議事日程

平成19年第3回那須烏山市議会定例会（第1日）

- 開 議 平成19年9月4日（火） 午前10時
- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 報告第 1 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）（市長提出）
- 日程 第 4 報告第 2 号 財団法人那須烏山市農業公社の経営状況説明書の提出について（市長提出）
- 日程 第 5 議案第15号 那須烏山市教育委員会委員の任命同意について（市長提出）
- 日程 第 6 議案第 9 号 那須烏山市こども館設置及び管理条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 7 議案第 8 号 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 8 議案第10号 那須烏山市長の資産等の公開に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 9 議案第11号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第10 議案第12号 那須烏山市消防団設置条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第11 議案第13号 那須烏山市消防委員会設置及び運営条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第12 議案第14号 那須烏山市立学校設置条例等の一部改正について（市長提出）
- 日程 第13 議案第18号 那須烏山市総合計画・基本構想について（市長提出）
- 日程 第14 議案第19号 国土利用計画那須烏山市計画について（市長提出）
- 日程 第15 議案第 1 号 平成19年度那須烏山市一般会計補正予算について（市長提出）
- 日程 第16 議案第 2 号 平成19年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算について（市長提出）

日程 第17 議案第 3号 平成19年度那須烏山市老人保健特別会計補正予算について（市長提出）

日程 第18 議案第 4号 平成19年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算について（市長提出）

日程 第19 議案第 5号 平成19年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正予算について（市長提出）

日程 第20 議案第 6号 平成19年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算について（市長提出）

日程 第21 議案第 7号 平成19年度那須烏山市水道事業会計補正予算について（市長提出）

日程 第22 議案第16号 那須烏山市決算の認定について（市長提出）

日程 第23 議案第17号 那須烏山市水道事業決算の認定について（市長提出）

以上、朗読を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（小森幸雄君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において指名いたします。会議録署名議員に

17番 中山 五男君

18番 樋山隆四郎君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（小森幸雄君） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、さきに送付したとおり本日から9月13日までの10日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から10日間に決定いたしました。なお、会期中の会議の日程は、送付してあります会期日程表により行いますので、ご協力をお願い申し上げます。

◎日程第3 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解

について)

○議長（小森幸雄君） 日程第3 報告第1号 専決処分の報告についてを議題といたします。なお、議案書等の朗読については、会議規則第36条の規定に基づき議長が必要と認めた場合を除き省略いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました報告第1号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

専決処分の報告についてであります。地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定をされております市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をいたしましたので、ご報告申し上げます。

平成19年6月8日午後2時ごろ、那須烏山市金井1丁目地内の市道を走行中の車両に、市が管理をする樹木の枝が落下し、自動車の屋根等を破損させてしまったものであります。相手方の16万4,601円を支払う和解が成立をいたしましたためにご報告をいたすものであります。

慎重審議をいただきまして、ご承認いただきますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 以上で提案理由の説明が終わりました。本件は報告案件であります。が、この際、質疑があればこれを許します。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 報告第1号でございますが、今、市長から説明がございましたように、損害賠償の額の決定ということでございまして、さる6月8日に金井地内における市道を走行中の車に樹木の枝が落ちて、こういう事故が起きたということでございますが、これは市の管理する樹木の倒木による被害というようなことだと思うんですけども、そういうような市側のほうで責任のある樹木の状況をどんなふうに管理されているのか、あるいは点検をされているのか。さらには、この事故によって損害賠償するわけですけども、これは共済か何かの補償で補てんをされるのか。実費で市が出すのか、その辺の内容についてのご説明をお願いしたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 私のほうから補償金の金額の補てん関係についてご説明を申し上げます。

この金額につきましては現在保険に加入してございまして、市の管理責任がある場合については保険で補てんをされるということになってございます。今回の補てん額等についてもすべて保険金のほうから補てんをされるということになっております。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 建設部長池尻昭一君。

○建設部長（池尻昭一君） ただいま市道にある樹木等の管理でございますけれども、特に何本ありましてどういう管理ということではなくて、日常業務の点検等を踏まえて十分今後も注意していきたいと考えておりますので、ご理解を賜われればと思います。

以上でございます。

○議長（小森幸雄君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 今まで同様に管理をするということでございますが、今回、たまたまこれは市道にある樹木の倒木等によるものでございますが、市道なのか、県の道路の関係なのか、それとも国の管理する倒木の関係なのかというのは、非常にわかりにくい場合もあります。そういう点でとりわけ市の市道に関する樹木の管理につきましては、こさ刈りというか、そういう事故が起きないように対応をしていただきたいと思うんですけれども、すべて保険の適用で損害賠償を支払うということでございますが、こういうものについては共済の掛け金はどんなふうな仕組みで、つかみで年間幾らと、すべてこれで適用されるというようなことなのか。すべて保険料はただみたいなものでも適用されていけば、管理しなくても、すべて保険で適用になればそれが一番楽なのかなというふうには思うんですけれども、そんなこともないと思うので、今、保険に関してはかなりシビアになってきておりますので、その辺、なるべく事故が起きないように方策をとって、そして事前にこれは危ないと思われるようなものは枝を切るとか、そういう対策をとっていただきたいというふうに思うんですけれども、その辺をもう一度確認をしておきたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） この保険につきましては、全国町村会の総合賠償補償保険制度というものに加入をいたしております。その内容等を見ますと、契約関係についてもいろいろあるわけですが、那須烏山市としては市が管理している道路、構築物も含めてすべて加入をしてございます。そのほかに、個人情報の漏洩関係、当然そういうものについても、民間の場合等と同じく損害を受けることもあるということから、これらについても加入をいたしております。

そういうことから、損害賠償関係等につきましては、管理の瑕疵があるかどうかという判断になるわけでございまして、当然道路関係の樹木等については、市がすべて責任を追うという

ものではないです。例えば個人が管理している木が折れて落ちたということになりますと、市の管理責任と木の所有者の管理責任ということが当然出てくるわけですので。市の管理においては、特にそういう危険等がある場合等につきましては、個人所有の場合については個人の方に伐採をお願いするというような方法論も今後必要になってくるというふうに思っております。

金額等につきましては、手持ち資料がございませんので、申しわけございませんけれども後日お答えをさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 通常民間の保険であれば、事故が起きた場合には当然適用になりますけれども、適用になった場合には次年度の掛け金が高くなったりするわけですね。ということも踏まえて、何よりも市民の安全を考えた場合に、なるべく保険適用でなくて、今回たまたま車の破損等で済みましたけれども、ほんとうに巨木になりますと人間の命まで危ないわけですから、それもこれから台風シーズンでどんなことが起きるかわかりませんが、いずれにしても安全確認だけは非常に大事なことでありますので、市を挙げて安全対策をお願いしたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 今回、この後補正予算の提案も考えておりますが、その中で道路維持工事の中で4,200万円だと思いましたが補正をさせていただきました。その中の多くの部分を占めるのは、政策的なことから言いますとこさ刈りを全面やろうじゃないかということをもくろんでおります。特に通学路あるいは今ご指摘の危険箇所というものがございします。バスが通りますと屋根をこする程度の道もあるものですから、そういったところを集中的に考えております。

ご指摘のように人身事故が起きなかったもので、まだ今回の場合は救われておりますけれども、市内全域にはそのような大きな事故等が起きる可能性のある箇所がたくさんございます。したがって、こさ刈りについては今後も万全を期すべく、年次ごとに優先順位をつけて対応していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 掛け金のほう、金額がわかりましたのでご説明しておきたいと思っております。今回の自動車関係等、また建物の管理責任に応じる掛け金につきましては、平成18年度の決算額で申し上げますと274万8,224円の掛け金でございます。

以上です。

○議長（小森幸雄君） ほかに質疑はありませんか。

20番高田悦男君。

○20番（高田悦男君） 今の説明を聞きますと、市道に植栽をされている街路樹のように聞こえるんですが、それに間違いありませんか。

○議長（小森幸雄君） 建設部長池尻昭一君。

○建設部長（池尻昭一君） そのとおりでございます。道路の路肩を活用して景観として地域の活性化に貢献している樹木等でございます。

以上でございます。

○議長（小森幸雄君） 20番高田悦男君。

○20番（高田悦男君） この6月8日はちょうど本会議が開かれておりまして、一般質問の時間だったんですね、午後の2時といいますと。天候は曇りのようです。したがって、台風とか大雨とかという天候ではないのに、なぜそのような枝が落ちたのか。これは管理の悪さによるものかどうか。また、金額から予想しますと、かなり大きな枝のように考えられるんですが、その点についてお尋ねいたします。

○議長（小森幸雄君） 建設部長池尻昭一君。

○建設部長（池尻昭一君） 今回の事案については、桜の枯れ枝が当たってしまったという状態でございます。

以上でございます。

○議長（小森幸雄君） 20番高田悦男君。

○20番（高田悦男君） 桜は一般的に切らないほうがいいというのが手入れの方針のようではありますが、やはり下枝は常に点検をして、枯れている枝は切除しておく。このような管理が必要ではないかと思いますので、その点について今後どのような管理をするかお聞きしたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 建設部長池尻昭一君。

○建設部長（池尻昭一君） 今回の案件についても那須森林組合のご協力をいただきまして伐採した。また、これからそういう危険なものについては常に巡回しておりますので、その中で発見次第、今、市長のほうからのご説明したとおり、こさ刈り等の中で安全な環境にしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小森幸雄君） 1番松本勝栄君。

○1番（松本勝栄君） 皆さん、ご承知のように、昨今の新聞報道等でお聞きのように、カーブミラー等が犬のおしっこによってさびがおきまして、それが倒れて市民に当たって人身事

故が起きたというような事例もあります。さらにこれはあまり関係ないとは思いますが、宇都宮市に至っては、小学校の児童生徒の成績表が入ったパソコンが盗難にあったというようなこともあります。それと、調整池に子供が入って亡くなったというような事例もあります。今後その安全対策をどのように考えていくのかお聞きしたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 松本議員からは市政全般にわたる安全安心対策はというようなご質問だろうと思います。全般にわたりまして、まだまだそういった危険箇所あるいはそういった事件が想定される場面はいろいろな情報からございます。したがって、でき得ることから着実に各部門で実行していきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（小森幸雄君） 1番松本勝栄君。

○1番（松本勝栄君） ぜひほかの市の例のようなことがないように、そういう悲しい事故が起きないように、やはり職員の皆さん一人一人がいろいろな部署があると思いますが、その垣根を越えて、そういう情報等がありましたら対処して前向きにあたっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小森幸雄君） ほかに質疑はありますか。

18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） この樹木の問題であります。これは市の所有あるいは市が管理する桜の木が道路上に落下して破損事故が起きた。もし、これが道路上に出ている個人所有の樹木の枝が落下した場合には、市のほうはどういうふうな対応をするのか。この点をお伺いいたします。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 個人の木の落下を想定した場合等については、過失相殺というのが当然出てくるわけでございます。樹木の管理はあくまでも個人の所有ということになってまいります。そうしますと、危険性が予知できるような場合等につきましては、道路管理者として樹木の所有者に危険性があるということがあらかじめわかる場合につきましては、個人に伐採のお願いをするというようなことになってまいりたいと思います。

それでも伐採をしないで車等に損害を与えたということを想定してみますと、それは過失からすれば道路管理の責任も当然あるわけでございますけれども、個人所有者等についても過失があるということで、その辺についてはケース・バイ・ケースで、過失割合等については判断をしていくということになると思います。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君）　そうすると、個人所有のものに関しても市が要請をしなかった場合と、要請をしたという場合には、その割合に応じてその補償をするというふうな説明であります。要請をするということでも、これは市道に対して危険箇所のハザードマップというものも既にできているのかどうか、危険箇所、この市道に関してこの場所、この場所は個人所有の樹木が道路に覆いかぶさっている。したがって、それに対して勧告あるいは要請をしたことがあるのか。あるいはその箇所に関して市は何力所管理している。あるいは危険箇所として認定をしている。こういうものがあるのかどうか質問をいたします。

○議長（小森幸雄君）　建設部長池尻昭一君。

○建設部長（池尻昭一君）　市道全路線についてのハザードマップはございませんけれども、特に通学路等についてはハザードマップを作成していると聞いております。先ほどもご説明申し上げているように、道路にかぶさっている部分については、その都度その都度所有者等にお話ししながら切っていただくなり、また市がかかわって切るなり、そういう形で安全を確保していきたい、またしているということでございます。

以上でございます。

○議長（小森幸雄君）　総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君）　補償の割合については、今のところそういう事例等がございませんので、どういうふうになるかわかりませんが、全国的にはそういう事例はあると思います。そういうところを踏まえながら、今後起きた場合等については対応していきたい。補償割合等についてはまだ事例等によってまた変わると思いますので、その点についてはケース・バイ・ケースの判断ということでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（小森幸雄君）　18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君）　今、部長のほうから説明がありましたが、できればこういう問題、樹木が倒木あるいは枯れ枝の落下というだけでなく、今、私も知っている限りは市道にあるいは農道に、国のほうは別といたしましても、こういうふうに樹木が道路に覆いかぶさっているという事例は非常に多いんです。ですから、これをどういうふうにして処理をしていくのか。あるいは伐採の費用は半分市が持つから、あるいは個人が半分持ってくれと。そして道路上に覆いかぶさっている樹木をいち早く処理をするようなことをしておかないと、これも年次計画を立てて1年といってもそんな予算があるわけではありませんから、危険箇所から既にそういうものを所有者の了解を得てやっていく。

こういう方法をとっていかないと、たまたま市の管理下にある樹木が落下したということですが、道路上に覆いかぶさっている樹木は数多くあるわけでありまして。特に通学路だけというふうに限定をしないで、危険箇所に関してはいち早くハザードマップなりをつくって、

年次計画で伐採をしていく。こういう計画あるいはこういうことをするつもりがあるのか、またやりたいと思うのか。この辺を市長に質問をするわけですが、これは緊急の課題であると私は認識しておりますので、この問題に関してぜひとも年次計画を立てて、所有者との協議のもとに、この問題が再度発生しないようにいち早く対応していただきたいというのが私の考えであります。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） このハザードマップをつくるかどうかにつきましては、慎重に検討させていただきますが、やはりそれよりも那須烏山市に合併をしてから、この危険箇所、通学路等については大分お金をかけまして、こさ刈りはやってきたつもりであります。まだまだ不十分ではございますが、今後もこれは継続して私は続けていきたいと考えております。

先ほど申し上げましたとおり、今回も通学路あるいは危険箇所というのが大変顕著に目立ちますから、こういった事故を契機にいいきっかけに、大変申しわけないんですが、そのようになったというふうに私も感じておりますから、財政の許す限り、こういった道路維持工事の中にこさ刈りの事業を含めて進めていきたいと考えております。

全般的に那須烏山市も市道部分の延長が大分長くなりましたから、ことし中に万全を期すというのは到底不可能でございます。年次計画を立てまして進めていきたい。そして何と言っても、情報は地元の方から一番入ってまいります。議員各位もそうなんですが、ここが危ないという危険箇所というのは地元の方が一番よくご存じですから、そういったところの情報を重点的に解消すべく考えておりますことも申し添えたいと思います。

以上です。

○議長（小森幸雄君） ほかに質疑はありませんか。

質疑がないようですので、報告第1号 専決処分の報告については、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、報告第1号については、報告のとおり承認することといたします。

◎日程第4 報告第2号 財団法人那須烏山市農業公社の経営状況説明書の提出 について

○議長（小森幸雄君） 日程第4 報告第2号 財団法人那須烏山市農業公社の経営状況説明書の提出についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました報告第2号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきまして、財団法人那須烏山市農業公社の平成18年度事業実績及び収支決算状況並びに平成19年度事業計画及び収支予算状況について、議会に提出をし報告するものであります。

今回の報告議案の内容につきましては、平成19年3月29日開催の第3回理事会並びに平成19年5月30日開催の第2回理事会において、原案のとおり承認を得ているものでございます。

詳細につきましては経済環境部長事務取扱副市長に説明させますので、ご審議をいただきましてご理解を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 次に担当部長の補足説明を求めます。

副市長山口孝夫君。

○副市長（山口孝夫君） それでは詳細につきまして補足説明を申し上げます。

まず最初に平成18年度の事業実績及び収支決算状況の概要についてご説明申し上げます。まず、平成18年度の主な事業実績でございますが、農作業受委託推進事業につきましては、水稻関係の受委託事業が主なものとなっております。田植えにつきましては21戸、11.5ヘクタール、刈り取りにつきましては39戸、31.4ヘクタールの受託作業を行いました。水稻関係の受託事業は、前年並みの受託面積となっております。

また、無人ヘリによる農作物の病虫害防除航空散布事業につきましては、水稻、麦、大豆を対象に実施いたしまして、主に水稻散布は旧南那須町564戸、821.3ヘクタール、旧烏山町は641戸、663.1ヘクタール、あわせて1,205戸、1,484.4ヘクタールの航空散布を実施いたしました。特に、水稻の散布面積につきましては、年々増加傾向にございます。なお、事業実績の詳細につきましては、事業報告書のとおりであります。

次に平成18年度の収支決算の状況でございますが、一般会計は収入総額5,569万4,275円、支出総額6,046万9,459円、次期繰越収支差額はマイナス477万5,184円となっております。特別会計は収入総額3,351万8,941円、支出総額は3,094万6,069円。次期繰越収支差額は257万2,872円となっております。

なお、後者の財政状況の詳細につきましては、収支計算書総括表、正味財産増減計算書総括表、貸借対照表総括表及び財産目録のとおりであります。

次に、平成19年度の事業計画及び収支予算状況の概要について説明申し上げます。平成19年度の主な事業計画でございますが、農作業受委託推進事業につきましては、水稻関係の受託作業が主なものとなっております。田植えにつきましては10ヘクタール、刈り取りにつきましては40ヘクタールの受託作業を計画しております。また、無人ヘリによる農作物の病虫害防除航空散布事業につきましては、水稻、麦、大豆を対象に全市分1,400ヘクタールの航空散布を計画しております。なお、事業計画の詳細につきましては事業計画書のとおりであります。

次に、平成19年度の収支の状況についてでございますが、収入支出の総額は一般会計で4,595万円となっています。前年と比較をいたしまして約80%の収支予算となっております。また、特別会計につきましては2,457万円の収支予算となっております。なお、収支予算の詳細につきましては収支予算書総括表のとおりでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

本件は報告案件であります。この際、質疑があればこれを許します。

1番松本勝栄君。

○1番（松本勝栄君） まず、平成18年度の事業報告書及び財務諸表についての質問ですが、3ページのその他公社の目的を達成するために必要な事業の中で、（4）受託事業、市民ふれあい農園事業、入園者7名、9区画を貸し出したとあるんですが、これは全部で100区画というふうに書いてあるんですが、数値的には非常に低いのではないかと思います。このPR等をされたのか。もしくは全くこれはむだなのか。その辺の説明をまずしていただきたいと思います。

それと次の5ページの役員、理事、監事13名、それから評議委員18人、3人、21名、職員計4名、この報酬と平均年齢等がわかれば教えていただきたいと思います。あと最高齢の方が何歳ぐらいなのか。

平成19年度の事業計画書及び収支予算書の中で、同じように3ページ、7番、その他公社の目的を達成するために必要な事業の中で（2）の受託事業、ぱん工房フレーズ及び観光いちご園の充実に向けた支援に努めると書いてありますが、これまでに何年間支援してきているのか。わかればトータルの支援金額がどのぐらいになっているのか。主な支援金の使途の内容等がわかれば説明願いたいと思います。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 副市長山口孝夫君。

○副市長（山口孝夫君） お答えをいたします。市民農園につきましては1区画30平米、

全部で100区画ございます。これは現在のところ利用者が9区画ということで非常に少なくなっている状況でございますが、これにつきましては、やはり今の時代の流れの中で市民農園に対する理解のある方はたくさんいるかと思うんですが、そういった方々に今後さらにPRを重ねて極力100に近づけるように努力をしていきたいと考えております。

また、最近のPRにつきましてはお知らせ版等が主流でございまして、市外の方までPRが行き届いていないというのが現状でございますので、今後はチラシ等あるいは職員による訪問といったことも含めて、さらに区画の借り手の増加に向けて努力をしていきたいというふうに思っております。

それから、役員の関係でございますけれども、理事、評議員、職員がおりますが、この役員につきましては報酬は払っておりません。無報酬ということでございます。

その他の事業の中のふれあい農園やいちご園の支援につきましては、設立以来支援をしております。農園につきましては平成7年か平成8年ごろからだと思いますが、また観光いちご園につきましては平成9年ごろだと思いますけれども、そのころから支援をしてずっとこれまで来ておりますが、なかなか初期の予定どおりの成果が挙げられないで来ている状況でございますが、現在、農業公社に対して指定管理者の分も含めまして支援をしている額は、人件費、今回は無人ヘリの導入の補助などもございましたので、平成18年度は若干高めになっておりますが、現在公社に支援している総額は1,777万5,957円となっております。

以上でございます。

○議長（小森幸雄君） 1番松本勝栄君。

○1番（松本勝栄君） 答弁漏れがあると思うんですが、評議員の報酬と職員の報酬、平均で結構です。それと、役員等の平均年齢をお知らせいただきたいと思います。

例えばぱん工房、観光いちご園、平成7、8年からもしくは平成9年から支援をしているということは、もう10年近く支援をしているということですね。そうなりますと、これはいわゆる補助金という形ではなくて、とらえ方によれば事業資金としてとらえることもできると思うんですね。ですから、その辺を指定管理者制度ということを考えているのであれば、独自に農業公社を通さないでそういう制度を考えるのが本当かなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小森幸雄君） 副市長山口孝夫君。

○副市長（山口孝夫君） 評議員につきましても同じく無報酬でございます。ボランティアとして自然共存の活性化のためにご協力をいただいているというような状況でございます。

平均年齢につきましては今までの資料の中から出ませんので、後で調べてお答えをさせていただきたいと思います。

それと、指定管理者の関連の話が出ましたけれども、ふれあい農園、ぱん工房、こういった

ものにつきましては、公社が指定管理者になるということも今現在やっておりますけれども、今後におきましては現在やっている方々に直接指定管理者になっていただいて、みずからの考えで、農業公社を通さないで経営をしてもらう。そういったことも今考えてはおりますが、果たしてそれが実現するかどうかというのはわかりませんが、今、松本議員が言われたような形で進めることも1つの方策だと思っておりますので、その点研究をしてみたいと思っております。

○議長（小森幸雄君） 1 番松本勝栄君。

○1 番（松本勝栄君） 今、副市長からお答えがありましたように、ぜひ独立できるような形でば工房フレーズ及び観光いちご園については、そのようにできたら進めていただきたいと思えます。よろしくお願いします。

○議長（小森幸雄君） 3 番久保居光一郎君。

○3 番（久保居光一郎君） 細かいことで大変恐縮なんですけど、事業報告及び財務諸表の6ページ、勘定科目7収入の部の観光いちご園部門収入、本年度決算額989万7,681円とあります。ふじた体験むら推進協議会の総会の資料が手元にあるんですが、こちらのほうには観光いちご園の売り上げ収入が987万991円とあるんですが、2万7,000円ぐらい、同じ収入だとすると資料が違っているかと思うんですが、訂正されておいたほうがよろしいのではないかと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（小森幸雄君） 副市長山口孝夫君。

○副市長（山口孝夫君） ただいまご忠告をいただきましたけれども、実際に数字をよく確認をいたしまして精査をして、どちらが正しいのかはありますが整理をしておきたいと思えます。ありがとうございました。

○議長（小森幸雄君） 16 番平塚英教君。

○16 番（平塚英教君） 共同防除の話なんですけれども、ことし2回やる予定だったものが1回しかやられていないというような話を聞いたんですけれども、実際に所期の予定どおりやられたのかどうか。

それと、先ほどの農業公社の受委託事業が平成18年度は前年並みということで、平成19年も同じような内容なんですよね。やはりどんどん農家の後継者が減っておりまして、農業を維持するのが非常に大変なわけなんですけれども、こういうときこそやはり農業公社の本来の目的と役割というのをきちっと果たしてもらいたいなど。この間も棚田サミットをやられましたが、本当に山間のほうは高齢者になっているわけなんですけれども、その辺、ぜひとも後継者確保のための方策をとっていただきたいなということで、毎年毎年前年並みということではなくて、きちっと目標を持ってその辺の取組みをしてもらいたいと思うんですけれども、

ご回答をお願いできればと思います。

○議長（小森幸雄君） 副市長山口孝夫君。

○副市長（山口孝夫君） ご質問の無人ヘリの共同防除の回数でございますが、計画2回、実績2回となっておりますので2回やっております。

それと、受委託関係の数字が平成18年と平成19年、さほど変わっていないということでございますけれども、実績としては平成18年度は品目横断的経営安定対策の絡みで認定農業者、営農集団が若干ふえておりますので、その絡みで実績としては残っておりますが、平成18年度でこういった組織が大分立ち上がりましたので、平成19年度におきましては平成18年度ほどはふえないのかと思いますが、いずれにしてもこれはあくまでも経過でございますので、さらに力を入れてこの件数、面積等をふやしていきたいと思っております。

○議長（小森幸雄君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 農家の中に1回しかことはやらないんじゃないかというような指摘があったものですから、ちょっと言ったまでのことなんですけど、2回きちんとやっているということであればそれに越したことはないんですけども、いずれにしても農業公社の果たすべき役割、これは前にも私は質問したことがあるんですけども、やはり中山間地を抱える本市のこれからの農業というのは本当に大変だなというふうには思うんですけども、農業公社としてもできる事業とできない事業というものがあろうかと思うんですけども、果たして規模と面積とかどういう内容ならば頼めるのか。

そういうようなPRが足りないと、自分の毎年の実績を踏まえてそれを消化すればいいんだという考え方に立てば、そんなに苦労して受委託農業を広げる必要はありませんけれども、近未来というか、これからの那須烏山市の中山間地を含む農業を守るんだというようなきちんとしたビジョンをつくっていく中での、農業公社の果たすべき役割というものを明確にするという立場に立てば、やはり必要性、役割、どういうものなら頼めるのか。そういうようなPRもしながら事業実績もふやしていくというようなことも必要になるのかと思うんですけども、市長、その辺どんなふう考えるのか。農業政策としての考え方についてお聞きしたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 農業政策全般にわたりましてのお尋ねでございますが、農業公社はこれからの那須烏山市の農業を支える屋台骨になるかなと認識をいたしております。そのようなことで、農業公社に寄せる期待は大変大きい。また、期待をしたいと思っております。その中で、今、本市の抱える農業の中で一番の問題は農業後継者であろうと認識しています。今、大体70代の方が主力で農作業をやっているわけでございまして、この前棚田のサミットでも

議員にもご参加いただきましたけれども、その中のミカン園の話などもかなりPRをした中で、今の中山間地の農業はおれたちで終わりだよというゆゆしき事態を今の生産者から聞くわけがあります。

しかし、これは絶やしてはならないというところを、どこがやるんだというのは農業公社でやりたいということで、今、そういったところでこの農業後継者しいては遊休休田といったところの解消のためには、やはり農業公社が核になって、でき得るならばどんなところでも農業公社で受委託ができるというふうに私はしていきたいと思います。

ただ、そこまで行くには資金等も大変必要なのでございますが、団塊の世代の退職がいよいよ今年度から進むわけでございますから、そういった受け入れを今、農業公社に指示しておりまして、受け皿の見本をつくろうじゃないか。ついてはトップセールスをしながら、職員みずからさっきの農園なども9区画などというのは論外だと思います。これはそんなところからまず足で稼ぎなさいよといったところも指示しておりまして、今年度はそのようなことに実現化が徐々になされるのかなと思っています。

そのような努力はしているんですが、いまいち数字として見えてこないといったところで、私も大変歯がゆい思いをいたしておりますが、今後ともスタンスは農業振興、ついては団塊の世代の受け入れあるいは地元との連携、そういったことも含めて、あるいはシルバー人材センターとの連携、そういったことも駆使しながら市民総がかりで農業後継者の問題、ついては遊休田、それが那須烏山市の農業振興につながるというふうに確信をいたしておりますことから、概略私はそのような方針でもっていきたいと考えております。

○議長（小森幸雄君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 大体考えはわかりましたけれども、いずれにしても職員の数で那須烏山市全体の農業の受委託は完全に無理だというふうに思いますので、将来はどういうふうに農業公社が独り立ちしてやっていくような方策をとるのかということはビジョンとしては必要だろうというふうに思いますけれども、当面はやはり後継者、担い手ですね、それを地域ごと、集落ごとに育成をするということが必要になるのかな。営農集団を立ち上げて、そこに受委託の実際の仕事をつないでいくというか、そういうような仕事が求められるのかなというふうには思います。

いずれにしても今の国の農業政策の中で、個人では4ヘクタール以上、集団では20ヘクタール以上というようなものでなければ補助が出ないという問題が大きなネックになって、今回の参議院選挙でもそういう結果が出たのかなと私は思っているわけなんですけれども、いずれにしても国、県のほうで補完できなければ、地域の営農集団を支援する市独自の施策を展開しながら、できる限り先ほど市長が言われましたようなシルバーの力とかあるいは団塊の世代の

力とかあるいは交流人口の力とか、さまざまなものを活用しながら、地域の農業を守り育てていくというような方策をつくっていただきたい。そういう意味では、端的に言えば、地域の営農集団がきちんとやっていけるような市独自の支援対策をお願いしたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 国、県で、特に国で進める農政の中で、過日の参議院選挙、与党の大敗というのは先ほども冒頭のごあいさつで申し上げましたとおり、大きな一要因になったと思います。したがって、品目横断的経営安定対策は段階的に進めることが得策だと思うんですね。したがって、急にやったことに問題がある。段階的に見直しながらあれを入れていくということであれば、大分国民も理解できたのかなと思います。

したがって、今後国に対しても4ヘクタール未満切り捨て、20町歩以上ないと優遇策を与えないということではなくて、ほとんどの農家は平均1.2ヘクタールですから、ほとんどの優遇策に値しない農家ばかりですね。そして、またさっきの米価ですから、恐らく米価は昨年の1万4,800円は下回るでしょう。最終的な入札が大体1年後ですからわからないですけども、想定できますよね、前渡し金を見ましても。それだけやはり農業は厳しいんです。だから、そういうところでやはりもう少し小規模農家に対する優遇策が今、議員ご指摘の単独でどこまでできるかなんだと思います。

やはり財政に限りがありますから、そのところが大変難しいので、とりあえず農地、水、環境保全対策なども大変人気のあるところでございますから、営農集団と絡ませて今同時並行で取り入れてもらっているんです。そんなところも含めて、当然単独ということについては限りがありますから、国、県からもいろいろご支援をいただきながら進めていくことには結論としてはなと思うんですね。でも、でき得る単独事業については、できるだけできるところは進めていきたいという気持ちではおります。

○議長（小森幸雄君） 副市長山口孝夫君。

○副市長（山口孝夫君） 大変失礼いたしました。先ほどの答弁の中で一部訂正がございます。平塚議員からの質問で、航空防除の回数が1回のところがあったのではないかなというようにご指摘でありましたけれども、これは実際ありました。これは、烏山地区でございますけれども、申し込みが1回しかなかったということなものですから、その申し込みに対しては1回しかやれませんので、1回の空散であったと。ただ、これは申し込みどおりにやっているということで、こちらでやらなかったわけではございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

それともう1点、久保居議員からのご質問でございましたけれども、いちご部会の資料と今回の農業公社の資料の数字に差がございました。その金額は2万6,690円ということでご

ざいますけれども、これは農業公社のほうがこの分だけ多い金額になっている決算書になっておりますが、この2万6,690円はグリーンアスパラの売り上げでございますが、農業公社のほうにはこのグリーンアスパラの売り上げが入っておりますけれども、いちご部会のほうにはグリーンアスパラの売り上げが入っていなかったというようなことから、この差が生じたというようなことでございますので、今後いちご部会の資料のほうの修正をしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。代行なものですから、よく調査が進んでおりませんで申しわけございませんけれども、以上2つほど訂正をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小森幸雄君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） 受託事業の農業公社ですが、4ページ、ふれあい農園、このふれあい農園で今年度利用しているのは100区画のうちトータルで9区画なんですか。

それともう一つは、この100区画というものが現在あるのならば、無料で広報のお知らせ、何でこんなものを市民に出すんだ。これは豊島区とかあるいは和光市に出さなければ意味がないんです。都市観光農園で何でこんなことをやっているんだ。せっかく100区画もあるんだよ。これを都市間交流と言いながら地元の広報紙に出すようなねぼけたことをやっているのでは、いつまでたったって9区画でおしまいだというんだ。

今、こういうものを必要としている団塊の世代がいっぱいいるんです。無料でこれだけのものを、しかも農具までそろっている。そして、水も出る。ちゃんと整備をしているものが100区画もあって、いまだに9区画なんていうのはどういうことなんだ。何のための都市間交流だと。豊島区のほうから子供たちを100人も200人も呼んできてやっていたって何もならない。それよりもこのほうが先じゃないか。こういうものを農業公社にちゃんとした意見提言を市がしなければいけないんですよ。広報で烏山に出してくれじゃなくて、これは豊島区とかあそこへ行けば恐らく応募件数はあると思いますよ。これ、無料でしょう。だからやり方をもうちょっと考えなければいけないというのが私の意見であります、どういう考えをお持ちなのか。

○議長（小森幸雄君） 副市長山口孝夫君。

○副市長（山口孝夫君） このふれあい農園につきましては、確かに今貸出率は低くなっておりますが、PRの方法、今、樋山議員が言われたとおりだと思います。それで、この農園につきましてはつukった当初、高根沢の光陽台、宝積台の団地、それから宇都宮の南団地、そういったところを職員が三千何百戸という非農家の方のところをくまなく訪問いたしまして募集をいたしました。

その結果、60区画ぐらいは入園者が出たんですけれども、その後、少しずつ毎年減ってき

て、今はこのようなありさまでございますけれども、これからさらに今言われたところも含めまして都市間交流の機会を有効に活用して市民へのPRをしていきたいと思っております。

料金については1区画30平米ということで7,500円でございます。そのかわり、7,500円いただいておりますが、先ほど樋山議員もおっしゃいましたように、豆トラとか一般的な農具、灌水施設そういったものも全部そろっておりますので、そういう面から見るとほかの類似の農園からしても決して高い入園料ではないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小森幸雄君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） ですから、今、その広報活動にしても、1軒1軒高根沢とかそんなところに行ったって、今、農地は余っているんですよ、畑なんか。ちょこっと貸してくれと言えどこでも貸してくれる。草を生やしておくよりいいやと。そういう状況でこの地域じゃなくて、受託事業が町と村の交流と言っているんだから、豊島だとか和光だとかの広報に載せてもらおうとか、そういう相談窓口を設置するとか。そういうことをしなければ、100区画あってこれだけのものを高根沢の光陽台といった団地に行ったからといって、それでいいというわけにいかないんです。私はむしろこれが那須烏山市の都市の豊島区であるとか提携をしている和光市にとってPRの材料の一つになるということを私は言いたいわけであります。

ですから、そこから人が来るように、そしてこの100区画が埋まって、その後どうか。もし、農業をもっと継続したいという場合には、定住をするかもしれないんです。あるいはここで本格的に農業をやろうという人が出てくるかもしれないんです。ですから、そういう意味でこれは重要な受託事業でありますから、またこういうものを行っているということを那須烏山市がしっかりとPRをして、そして1軒でも2軒でもここに来て農業をやりたいという人の世話をして、定住してもらう。こういう方法も一つの方法である。

一般質問の中で私は農業問題も含めて総合計画の中でやりますから、詳しくはやりませんが、ぜひそういうふうな形でやっていただきたい。こういうふうに考えるわけですが、市はどう考えるか。

○議長（小森幸雄君） 副市長山口孝夫君。

○副市長（山口孝夫君） ただいまのご意見はよく理解できます。大谷市長からも常々もう少し市外に出てPRをするようにと言われていたんですが、なかなか事務体制の関係もあるかと思っておりますけれども、現場の動きがちよっと鈍っておりますけれども、さらに発破をかけまして、今、樋山議員から言われたような東京の豊島区あるいは世田谷区など交流をしている区もございますので、そういったところに協力を呼びかけて来ていただくとか、あるいは荒川南部土地改良区でやっています今の交流といったものも活用しながら、少しでも入園者がふえるよ

うに努力をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小森幸雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、報告第2号 財団法人那須烏山市農業公社の経営状況説明書の提出については、説明のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、報告第2号については、報告のとおり承認することといたします。

休憩いたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時22分

○議長（小森幸雄君） 休憩前に引き続き再開いたします。

◎日程第5 議案第15号 那須烏山市教育委員会委員の任命同意について

○議長（小森幸雄君） 日程第5 議案第15号 那須烏山市教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第15号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

那須烏山市教育委員会委員の任命同意についてであります。教育委員5名のうち、高野由美子委員が本年11月29日をもって任期が満了となります。つきましては、教育、学術、文化に高い識見を有する滝口由美子氏を教育委員に任命したいと考えております。

滝口由美子氏は神奈川県内の中学校教諭を長らく務められまして、その後、小中学生向け学習塾経営やスポーツ専門学校講師等を続けております。また、地域にありましては、田んぼの学校あるいはグリーンツーリズムのリーダーとして活躍をされております。

人格円満、高潔であり、本市の教育改革、生涯スポーツ振興等に積極的に取り組んでいただける方であります。健康にも恵まれ、私が推進をいたしております「明日の希望が見える教育改革」に積極的に取り組み、新しい時代を拓く教育振興のため、意欲十分の方であります。

新しい時代を拓く教育振興のため、人格円満かつ高潔であり、学術及び文化に高い識見を有する滝口由美子氏を教育委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

何とぞ慎重にご審議をいただきまして、ご同意くださいますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに質疑はありませんか。

質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

14番水上正治君。

○14番（水上正治君） ただいま上程中の議案第15号 那須烏山市教育委員の任命同意について、私は任命同意すべきものであるとの立場から賛成討論を行います。

滝口由美子氏は横浜国立大学教育学部を卒業後、兵庫教育大学大学院において学校教育研究科を修了された学校教育学の専門家であります。滝口由美子氏は修了後、神奈川県内の公立中学校において教職に就いておりましたが、同じく東京都内の大学で教鞭をとっております地元志鳥出身の滝口清栄氏との結婚を機に、教職を辞して夫の実家に移住してきました。

夫は今までどおり都内の大学での勤務には変わりはありませんけれども、滝口由美子氏は、生活が落ち着いた平成4年から自宅の敷地内で小中学生のための学習塾を経営して、地域の多くの生徒の学力向上に寄与しております。

滝口由美子氏のバイタリティーあふれる性格は、平成13年度ころからスポーツ専門学校の講師や、みずから健康体操の教室を主宰するなど健康面での指導もされております。その一方では、長く都会に住んでいた経験を生かして、平成15年度ころからは南那須町グリーンツーリズム推進協議会のコーディネーターや地元志鳥地区で行われております田んぼの学校のリー

ダーとしても活躍されております。その一方で、宇都宮検察審査会の役員等も務めるなど、教育のみならず広い角度から行政について精通されております。

また、先ほど申し上げましたようなスポーツの振興等も積極的に取り組んでいるなど、本当に使命感、責任感の強い方でございます。そして、昨年11月には栃木県女性海外研修派遣にも参加され、常に自己研さんに努められている素晴らしい方であります。

これからの教育行政においては、このように学術及び文化に高い識見を有することはもちろんでありますけれども、安倍内閣が掲げます教育重視の方針に基づくそういった方向性から、教育はもちろんのことそういうことが重要であると思いますので、私は滝口由美子氏は最適任であると考え、賛成とするものであります。

以上、私の賛成討論を終わりにいたします。

○議長（小森幸雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第5 議案第15号について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第6 議案第9号 那須烏山市こども館設置及び管理条例の制定について

○議長（小森幸雄君） 日程第6 議案第9号 那須烏山市こども館設置及び管理条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第9号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

那須烏山市こども館設置及び管理条例の制定についてであります。本案は、昨今少子化、高齢化などの社会的な構造変化の要因によりまして、家庭における子供の養育機能が低下してきている現況に対処すべく、本年4月に栃木県より譲り受けました旧栃木県烏山青年の家の施設を利用し、子育て及び家庭教育支援の拠点施設として、那須烏山市こども館設置及び管理条例

を制定するものであります。

条例の主な内容は、施設の名称、位置、子育て支援及び家庭教育の充実のための研修、相談及び親子交流の場等の業務、利用時間等管理に関し必要な事項であります。

詳細につきましては、教育次長より補足説明をさせますので、何とぞ慎重審議をいただきまして、可決、ご決定くださいますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 次に、教育次長の補足説明を求めます。

教育次長堀江一恵君。

○教育次長（堀江一恵君） それでは命によりまして、議案第9号につきまして詳細ご説明を申し上げたいと思います。

子供たちの健康な身体と精神を保ちながら、個性豊かな成長というのは親の願いでもありまして責務でもございます。このような現況にかんがみまして、市といたしましては市長の提案のとおり、栃木県より譲り受けました烏山青年の家の活用について模索をしていたところでございます。

このたび、方向性も出たものですから、子育て、家庭教育支援を横断的に実施をいたします活動拠点施設といたしまして利用することといたしました。今日までの議員の皆様のご指導、ご理解に感謝を申し上げたいと思います。

それでは、関係条例についてご説明をいたしますので、提案されました条例をお開きいただければと思います。第1条でございますが、趣旨につきましては地方自治法の規定によりまして、公の施設の設置及び管理について規定をするものでございます。

第2条 施設の設置目的につきましては、市長の提案のとおり、子育て、家庭教育の充実を図るため設置することとし、2項において、1号 名称を那須烏山市こども館及び2号 位置につきましては、那須烏山市南1丁目562番地12と規定するものでございます。

第3条、管理につきましては、市長部局の業務も入っているところでございますが、市教育委員会が行うこととし、2項において必要な職員を置くことと規定してございます。なお、職員の配置関係につきましては、管理面、これからご説明をいたします同施設の業務内容、休日、利用時間等を参酌し、配置される予定になってございます。

次に第4条でございます。当該施設で行う業務について規定してございます。福祉課こども室の一部及び生涯学習課家庭教育係で担当しております業務について行うことといたしてございます。第1号 子育て家庭教育の相談業務でございます。これは現在こども室で行っております家庭相談員の訪問あるいは相談業務でございます。家庭教育相談ということで、新規に週1回相談員2名等を配置しながら、家庭教育オピニオンリーダー等を活用させていただきますし

て、そういった家庭教育の相談をする内容でございます。

2号につきましては、サークル、ボランティアの育成支援でございます。先ほど申し上げましたオピニオンリーダー、それと親、家庭教育指導者というのがございますので、それらの方を活用いたしまして、子育て、家庭教育関係の研修会を開催しながら育成支援を図るというような内容でございます。

また、次代を担う子供の健全育成につきまして、市内に設置されました子育て家庭教育支援プロジェクト推進本部及び作業部会によります子育てのしやすい環境づくり等に対処しました施設活用の効率化を図ることといたしております。

第3号につきましては、子育て、家庭教育の情報提供というのを載せてございます。県とか各種団体が行う事業関係、子育て、家庭教育に関する事業関係のPR、チラシ等を掲示しながら、情報提供の場にしていきたいということでございます。

第4号につきましては、保護者、親子交流の場の提供ということで掲げさせていただきました。研修室、和室等の空間、それと庭等があります。周辺もありますので、そのような方の親子及び親同士等の交流の場として提供いたしていきたいということでございます。

第5号につきましては、家庭教育学習、遊びの指導、生活体験、自然体験。家庭教育係がいくことになるかなというふうに思います。中で研修室を利用しましたものづくり関係、遊び等、それと園庭及び周辺の森林がございますので、これらを利用した親子の交流等を考えてございます。また、開設に伴いますイベント関係も若干必要かなということで、今、事務局サイドでは検討している段階でございます。

第6号につきましては放課後児童健全育成事業、いわゆる烏山小学校で行っております学童保育事業の関係でございます。現在35名の利用者がいるようでございまして、みどり幼稚園のほうに委託をしながらこの事業を行っておりますが、このこども館のほうで実施をするということでございます。

第7号、第8号及び第9号につきましては省略をさせていただきます。

次に第5条関係でございます。利用時間等について規定をいたすものでございまして、通常の利用時間関係につきましては職員の勤務形態等を考慮しながら、午前9時半から午後6時というものでございます。ただし、第8条以降、これは後でご説明いたしますが、規定する施設ということで、委員会の使用の許可をいただく部分でございまして、研修室、和室、ボランティア室関係につきましては委員会の許可を受けた団体等でございまして、9時半から午後の9時半まで利用できるという規定でございまして、これは公民館施設等と同じような考え方で時間の設定をさせていただきました。

次に2項につきましては利用の時間を変更できると規定するものでございまして、特に学童

保育関係等も含めて、これらにつきましては施行規則のほうで詳細をうたいながら利用時間の変更をする予定でございます。

次に第6条関係でございます。施設の休館日について規定をするものでございまして、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び条例施行規則等に基づきまして、配置職員等の勤務の割り振りというものが必要になります。そういうことでございますので、休館日について規定をいたすものでございます。

1号につきましては毎週月曜日が休日。2号につきましては国民の祝日に関する法律に規定する休日、3号につきましては12月28日から翌年の1月4日ということで休日を規定するものでございまして、2項におきまして臨時の休館日及び休館日の利用ができるという旨の規定をしております。この部分につきましても学童保育等について規則で規定をいたすような考え方でございます。

次に第7条でございますが、利用者の範囲でございます。全員協議会等でもご指摘いただきましたが、本施設につきましては子育てと家庭教育を目的として使用する場合に限定してございます。市内に住所を有する方及び市内に所在いたします団体ということで規定をしているところでございます。

次に第8条でございます。使用の許可について規定をするものでございまして、先ほど申し上げました研修室、既に議員さんはおわかりだと思いますが、この研修室につきましては一番北側にあります鉄骨の2階建ての部分、それらについては研修室という考え方でございます。

次に和室につきましては、一部ボランティア室と相談室がございしますが、2階は主に一般の方の交流の場ということで考えておりまして、1階の2部屋という表現がよろしいのかどうか、今和室が5つございますのでそのうち2部屋をボランティア室ということと相談室ということと考えておりますので、それらについて利活用を図りながら、1階の部分についても一般の方の交流ということで現在考えておりまして、それらの使用について許可をとっていただくというような内容でございまして、それに付随します施設関係につきましては特に研修室の音響設備がございします。そういうもの、あるいは冷暖房関係の利用にあつては許可を得てくださいよというような規定になるものでございます。2項におきましては、管理上必要な場合、条件を付すということにしております。

第9条の使用の制限、第10条権利譲渡の禁止、第11条特別の設備の制限、第12条使用の許可の取り消し、第13条原状回復の義務、第14条損害賠償の義務、第15条遵守事項及び指示に関する条文の規定関係につきましては、ほかの公共施設と同様に規定されている部分でございまして、使用にあたっての留意事項等を明記した部分でございます。

説明のほうは省略をさせていただきます。

第16条条例に関し必要な事項は規則に委任するということでございます。

附則につきましては条例の施行日ということで、平成19年10月1日とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（小森幸雄君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

19番滝田志孝君。

○19番（滝田志孝君） それでは何点か質問させていただきます。

まず、管理等について館長その他の必要な職員を置くということなんですが、最終的にはまず何人体制でやるのか。それと、市の職員だけでやるのか、または臨時職員を雇うのかどうか。それと、対象年齢は幾つまでか。こども館の利用人数はどのくらい見込んでいるのか。

もう一つはこども館の休館日、毎週月曜日が休みである。それについて国民の祝日に関する法律で祝日が休みである。今は月曜日が祝日が多いものですから、休みの可能性が大いにあると思うんですね。そのときは月曜、火曜と連休になるのかどうか。そのところをお伺いしたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 教育次長堀江一慰君。

○教育次長（堀江一慰君） 管理にあたりましての職員の体制の関係でございますが、先ほど言葉を濁しましたが、先ほど来申し上げておりますように、業務内容等も大部分固まっております。そういう中で主に相談業務、学童保育での活用、研修室と親子の交流の場ということで、この人数等については先ほどご質問もありましたが、人数等の把握的なものはございませんが、ボランティアの利用ですと、あっちに行ったりこっちに行ったりして申しわけございません。オピニオンリーダーは34名でございますので、そういう方を中心にしながら利活用を図っていききたい。ゼロ歳児から親が連れてくれば問題はございませんので、利用についてはそういう形で考えてございます。

なお、最初に申し上げました職員の配置の関係でございます。現在のところは館長、それと必要な職員を置くというような規定になってございますが、今、私が申し上げました業務内容を含めていきますと、休日関係、週1回の本来ですと週休2日という形になりますので、そういうものの割り振り等も含めると、現時点では専任職員という用語がございますが、配置等も含めて、あるいはこれは人事サイドの話になろうかと思いますが、先ほど提案理由で申し上げました横断的などというようなことでございますので、職員の併任も含めた考え方でございます。それと相談業務が現在2人おりますので、そういう方を参酌をしながらおおむね5、6名という形で、毎日あそこに6名いるということではございません。そういうことでお願いは

してございます。

休暇は祝日がそういう形になりますと休みになります。申しわけありません。

○議長（小森幸雄君） 19番滝田志孝君。

○19番（滝田志孝君） 何とか話がわかったような、理解ができなかったようなところがあったんですが、職員数は5、6人と。常時5、6人いるわけではないんですよ。交替勤務でやるんですよという話はわかりました。そういう中で、現在の市の職員だけでやるのか、臨時を採用するのかということも一部ボランティアとかという話もあるんですが、現実には基本的考え方は臨時職員も採用するのかどうかだけをまず聞かせていただければと思っています。

それと、こども館の利用人数をどのくらい見込んでいるかということについての答弁がなかったような気がするんですが、それについてもわかりましたら。あとゼロ歳からということなものですから、それはいいと思うんですが、そうすると休日の件ですね、月曜日が祝日の場合は月曜、火曜が連休になるという理解の仕方ではよろしいんですか。それについて答弁をお願いいたします。

○議長（小森幸雄君） 教育次長堀江一慰君。

○教育次長（堀江一慰君） 臨時職員の関係につきましては後で補正予算のほうで出てまいります。職員としての臨時のほうは考えてございません。先ほども申し上げました5、6名の配置の中で交替制勤務で管理をするということになろうかと思います。

休日の関係なんですけれども、月曜日、職員のほうは週40時間あるいは土曜、日曜の連続した休暇というような考え方の中でありますので、火曜日が旗日に当たれば休日になるのかなというふうに思っております。

利用人員の話なんですけれども、研修とか親子の交流が何人ぐらい来るかというのがまだ把握できておりませんので、利用人員と研修会等の開催というものも詳細まだ考えておりません。先ほど申し上げましたが、周辺を利用した子供の体験とかそういうものについては2回ほど、本来ですと春先から緑豊かな中で散策されるのが理想かなというふうには思いますが、これから秋口でありますので、これからの森林活動にマッチした形の体験学習を予定をしておりますので、それらについては親子でのPRをしながら活動に参加を呼びかけるというような考え方でおりますので、人数の把握は今のところは申しわけないんですが、できておりません。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 19番滝田志孝君。

○19番（滝田志孝君） 話はわかったんですが、最後に1つだけ、休日の問題ですね。今、答弁ですと月曜日は職員は休みですよ。火曜日が祝日の場合は休みですよ。これは話はわかりました。そういう中で、同じ曜日、私が質問しているのは、月曜日が休みなのに月曜日が祝日

の場合、そういうときは火曜日も連休になるんですかということを知っているわけですし、曜日が違えば当然これは休みになってくるのかなと思うんですが、連休はあるのかなのか。そういう話なものですから、そのところだけ聞かせていただきたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 教育次長堀江一恵君。

○教育次長（堀江一恵君） 月曜日が旗日の話ですね。私は連休というのを考えておりますので、その辺、勤務の割り振りをしながら交替制勤務というのは条例上できることになっておりますので、今のご指摘の部分については週1日休みじゃないかというようなご指摘だというふうに思いますので、それらについては、やはりほかの職員からしますと週休2日制というのが今基本になっておりますので、そういう中で職員の交替制勤務というのがかなりの部署であります。ですから、職員についてはなるべく2日連続した形で考えておりますが、今、ご指摘のような部分も出てくるというふうには思いますので、その辺については細部を調整しながら、規則のほうで対処していける部分については考えていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 3番久保居光一郎君。

○3番（久保居光一郎君） 滝田議員の質問と若干ダブる部分もあるかと思いますが、3点ほど質問をさせていただきたいと思います。

こども館の今の教育次長の説明ですと、5、6名の職員をもってローテーションを組んであたりたいということでございました。それからオピニオンリーダーの方が34名いらっしゃるの、その方も置いて運営をしたいということでございますけれども、常時は何名ぐらい置く予定でいるのか。5、6名の方をローテーションを組んで置く場合に、館長を含めて2名なのか3名なのか。それにまた加えて家庭教育相談員とかオピニオンリーダーの方を配置するのか。1日の配置されている人員はボランティアの方も含めて何名ぐらいになるのかということが1点でございます。

それから2点目は、第4条の1項にございます子育て及び家庭教育についての相談業務に関することというふうにありますけれども、今まで児童問題等で相談に来られた、これは虐待も含めて、実績といいますか、市のほうでとりまとめた件数は何件あるのか伺いたしたいと思います。

同じ4条の6番目にございますけれども、放課後児童健全育成事業に関すること、これは先ほどの説明ですと、今、烏山小学校の中に入っている学童保育がこちらに移動してくる。この学童保育の部分は民間に事業委託されているわけですね。この部分については、また改めてこども館の中で学童保育の放課後の管理をやるということなんですか。これは民間に委託しているんですから、民間に任せておけばいいことだと私は思うんですけれども。

それと、また前後してしまいますけれども、職員を配置する場合に、毎週月曜日が休みだと

いうことであります。しかし、子供の相談はいつ何どきあるかわからないと思うんですよね。そのときに、休館日にしてしまっているのかどうか。まして、今、滝田議員のほうから質問があったように、連休にしてしまっているのかどうか。だれかやはり休日でも配置するとか、何か緊急体制のとれる配備も必要なのではないかと思っております。

総体的に言わせていただければ、私は以前からこのこども館のために青年の家を使うのはどうかなというふうに疑問を持っている部分でございます。従来、子育てにすればつくし、にこにこ保育園の中にも子育て支援センターがございます。恐らくこれができても、住民が一番近いところ、またゼロ歳児から預かるということでもありますけれども、そういうことであれば、やはり保育所のような施設のあるところ、今まで使っていたところにも分散していくのではないかと考えられるわけでございます。

以上のことについてご答弁をお願いいたします。

○議長（小森幸雄君） 教育次長堀江一恵君。

○教育次長（堀江一恵君） ただいま職員の常時の人数はどうかという話も1点ございました。一応2名ほどを予定してございます。先ほどボランティアも含めてという話でしたが、ボランティアさんのオピニオンリーダー関係については、家庭教育の相談業務関係で週1回2名を配置しながらお願いしていきたいというのが業務の内容の中に入っていますので、今のところ、民間委託関係も含めての話になりますが、学童保育以外は考えてございません。

次に、子供室サイドで、現在相談員2名を配置しておりまして、それらの相談件数といえますか、月20件から30件ほどございまして、昨年度の状況を聞きましたら、年間で130件から150件という数字が上がってございます。これらについて拠点がこども館のほうに行きまして、相談員の勤務が週4日だそうでございますので、それらも含めた施設の休館日も含めた管理体制という形になりますので、その辺はご理解をいただければというふうに思っております。

学童保育の関係でございますが、放課後児童健全育成事業というのがありまして、これは福祉課サイドでこの事業を実施しているところでございまして、これをこども館のほうで実施をするということでございます。福祉課サイドの規定の中で烏山小学校といううたい方をしておりますので、条例上ではございません。ですから、それがこども館という形になろうかというふうに思いますので、ご理解を賜ればと思います。

休日の関係なんですが、やはりこれは職員もほかのこういった施設、保育園とか幼稚園あるいは図書館等も含めて毎月休みがないというのもあれなものですから、基本的には一般職と同じように2日連続というのも考えながら、やはり職員の処遇の部分もありますので、交替制の勤務といえどもそういう形をとりたいということで現在考えておりますので、その辺は配置職

員の人数にもよりますので、もっとたくさん配置されれば考え方が変わってくる部分があるかと思いますが、現時点での相談業務と学童保育の関係、それと研修関係、これは先ほど申し上げましたように、今は皆目実数がございますので、そういうものをとらえまして、こども室関係の相談業務はとらえておりますので、それらも含めながら実際の稼働人数については人事部局のほうにはお願いはしていきたいというふうには思っております。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 3番久保居光一郎君。

○3番（久保居光一郎君） 今の相談業務が何件あるのかという質問をさせていただいたんですが、130件あるということでございました。これは個別訪問を含めての相談件数なんでしょうか。実は、この行財政報告書の中には児童相談受付状況という部分で、平成18年度8件、児童相談所送致が3件、計11件というのがあるんですが、これももちろん含まれての数字だと思います。これは個別の訪問を含めての件数でしょうか。それについてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 教育次長堀江一恵君。

○教育次長（堀江一恵君） ただいまの相談件数の件でございますが、福祉部局との打ち合わせの時点で、現在の状況ということで私がきょうの答弁資料として持っているものでございまして、継続した相談件数が月20件から30件ぐらいお二人で受けていますよということが1点と、今、議員がご指摘のように訪問も含めたものをやっているようでございます。そういうものが合わせて先ほど申し上げました数字になっている。詳細は福祉部長のほうでお願いできたらと思います。行財政報告書の部分にありますのですみません。

○議長（小森幸雄君） 市民福祉部長 正俊君。

○市民福祉部長（正俊君） 答弁いたします。今、教育次長のほうから話がありました相談件数につきましては、健康サイドまた福祉サイドでは日々いろいろな相談を受けておりまして、その件数について先ほど月20件程度というふうな答弁があったと思いますが、行財政報告書の104ページにつきましては主に児童虐待の件数につきましては、平成17年度が16件、平成18年度が11件ということで、平成17年度の16件も解決をしていなくて平成18年度に継続しているということで、解決する分もあります。その児童虐待の部分について市のほうに相談がありまして、関係機関と連携をとりましていろいろ対応した件数でございます。

○議長（小森幸雄君） 3番久保居光一郎君。

○3番（久保居光一郎君） 私はこういう体制をとってやられるのは大変結構かと思うんですが、ただ、人員を配置してどれだけその利用者がいるのか。また利用を図っていかなければならないと思うんですが、あまり手持ち無沙汰な施設にならないように、ぜひこの目的に

沿って有効な活用をされたい。また、市民のために貢献する施設であっていただきたいというふうに念願をするものであります。

以上であります。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 久保居議員の総括的な答弁ということで、私からさせていただきます。このことにつきましては、このソフト部分については家庭教育部門と福祉部門を一元化するというに意義があるというふうにご理解をいただきたいと思います。先ほど130件という事務局からの報告がございましたけれども、子供に関する相談というのは日常多発いたしておりますし、また、直接行政が把握しないところも水面下ではたくさんあると認識をいたしております。そのようなことを市が仕掛け人となって、そういった相談業務を初め家庭教育に対する支援というようなことを構築をしていく突破口を10月からつけたいということでございます。

先ほど申し上げましたとおり、当面臨時職員等は雇わず、館長以下6人体制で進めてまいります。ただ、これは民間、NPOといったところにも参画を呼びかけておりますので、徐々に充実するものと思います。したがって、とりあえず10月1日からでき得るこのソフト部分でやってまいります。ぜひご理解をいただきたいと思います。

こういったところで、あそこの地の利を生かした烏山小学校ひいては烏山中学校の一体ものという施設の考え方で、管理運営をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小森幸雄君） 休憩いたします。

休憩 午後 0時06分

再開 午後 0時58分

○議長（小森幸雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

13番平山 進君。

○13番（平山 進君） 私は1点なんですが、第7条の件なんです。この使用範囲なんですが、当然市内の住民、団体というふうになっているんですが、先ほどから聞いてまして、こども園というような運営の方法、また職員がどうなのかという先ほどの質問も絡むんですが、隣町の高根沢にきのこの森というのがあるんです。やはり同じような運営方法だと思うんですが、興味ある方は1回行って、職員がどういうふうな対応をしているのか。利用している人がどういうことをやっているのかということを、行くと説明してくれますから、1回行ったほうがいいんじゃないかな。

それで第7条についてなんですが、大概こういう施設というものはあまり住所がどうのこうのというのではなくて、受け入れはもっと広くしてもらえればありがたいなと。少なくとも地元の企業に勤務されている方も利用できるように幅広くとってもらいたい。この門戸を団体プラス企業勤務のこの那須烏山市に縁のある方といった形に文言を変えてもらいたいと思うんですけれども。

○議長（小森幸雄君） 教育次長堀江一恵君。

○教育次長（堀江一恵君） 現在の第7条の関係につきましては、勤務の関係等もありまして市内に限定したような条例になってございます。全員協議会的时候にも市長のほうから答弁いたしましたように、柔軟な対応といいますか、そういう形で考えるようにという指示もありますので、それらに対処していきたいというふうには思っております。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 13番平山 進君。

○13番（平山 進君） できれば今、答弁されたような形で受入れを広くしてもらいたい。すぐ隣ですので、高根沢でやっているきのこの森の場所は町民運動場の反対側なんですね。職員さんは1人しかいません。その方が困り事、相談、また家庭の問題、こういったものは1人の指導員さんが対応しています。当然その後、学童保育も対応しているみたいですが、それはそれで従来のやり方で展開しているみたいです。聞くよりも自分の目で確認して、同じような運営、子育て支援という本来の目的を達成してもらえればありがたいと思います。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 教育次長堀江一恵君。

○教育次長（堀江一恵君） ただいまご指導いただきましたものですから、今後の開設にあたりまして、そういった面も意をくんで職員の研修等に努めてまいりたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小森幸雄君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 議案第9号のこども館設置の件でございますが、これにつきましては条例制定ということでございますので、常任委員会のほうに付託をされるということでございますから、細かな点は私もその常任委員会に所属しておりますので、その場に行き聞きたいと思いますが、ただ、使用許可の問題ですね。私は第8条だけに限りまして質問したいと思います。

こども館の研修室、和室及びボランティア室及び当該施設に附属する設備を使用する者はあらかじめ委員会の許可を得なければならない。2項は、委員会は、許可をする場合には管理上の必要な条件を付することができるということでございますが、ここでいう委員会というのは教

育委員会ということでございます。ご存じのとおり教育委員会はこの南那須庁舎にございますので、一々ここに来て申請をしなければ、こども館の使用ができないということでは不都合になるのではないかなというふうな気がしましたので、こども館に直接行っても使用許可が得られるような対応がされるのかどうか。その点だけ確認しておきたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 教育次長堀江一恵君。

○教育次長（堀江一恵君） 議員ご指摘のように、実際にこども館のほうに出向いての使用についても可能なような形で人員の配置は考えてございますので、よろしくお願いしたいと思います。

○16番（平塚英教君） 了解。

○議長（小森幸雄君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） 業務第4条について質問をいたします。（1）の子育て及び家庭教育についての相談、それと（3）の子育て及び家庭教育の情報提供、この問題に関しては職員を配置するということではありますが、スペシャリストをここに配置をするのか。それとも一つは、（5）家庭教育学習、遊びの指導、生活体験及び自然体験、こういうものとサークル及び（2）のボランティアの育成とか支援、これはボランティア団体ができると思います。しかし、この（1）と（3）に関しては、だれでもいいというわけにはいかない。だから、その辺に関してはどういう専門家を配置するつもりなのか質問いたします。

○議長（小森幸雄君） 教育次長堀江一恵君。

○教育次長（堀江一恵君） 現時点で先ほどの条例制定のときにご説明しましたように、現在、相談業務関係につきましては、子育ての関係につきましては、今、現在家庭相談員の方が2名配置をされておりますので、その方が実際にこども館のほうに勤務になりまして、あちらのほうで対処していただくような形を考えてございます。

あわせて、家庭教育の部分でのご相談の件でございますが、先ほど申し上げましたように、オピニオンリーダーの方がおりますので、それらの方に子育ての支援関係での相談等も含めたものについてご教示をいただくという形で考えてございます。

それと3号の子育て等教育の情報提供の部分でございますが、これにつきましては現在、県とか各種団体等で子育てとかそういうものに関する別の場所での交流というものがあると思うんです。そういうものの事業関係のPRの手助けというものを考えてございまして、自主事業という形では現在のところはあの施設は考えてございません。

なお、その後の学習と生活体験の部分につきましては、先ほどちょっと申し上げましたように、あそこの森を活用したもの、あるいは研修室等で子供たちの遊びの指導関係も含めたものを、あの場所で配置をされる職員等、あるいはボランティアの指導員等も含めてやっていくた

いということで、業務として載せさせていただきました。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） 今、次長から説明がありましたが、私はその情報提供というものに対しても最新の情報あるいは日本の国家でどういうことが起こっているのか。どういうことかあるのかとか、先駆けてそういう情報を提供できるぐらいのスタッフを用意しておかなければ、せっかくこども館をつくっても、今まであった各所何カ所かの施設を統合してそこで集めてやればいいんだなどという考えではなくて、これはそれだけのスタッフを用意してそれだけの機能を発揮しなければ、何のためにつくったかわからない。

確かにここの支援センターというのは、今インターネットで検索をすれば、各支援センターなんていうのは山ほど出てくるんです。何をやってるかにをやってる。そういう中でもこのこども館は栃木県でも優秀だと言われるぐらいのものを中身を充実しなければ意味がない。現時点では各施設でやっているから全部統合できない。計画もまだしっかりしたものができていないということですが、何年か後にはこの施設が情報提供であり家庭教育学習の指導というものを含めても、そんじょそこらのこども支援センターとはわけが違う。このぐらいのものをつくらなければ、せっかくやっても意味がない。

だから、私はそういう意味でこの部分に関してスペシャリストを用意したほうがいいんじゃないかという考えであります。これから、このこども館を運営する所管としてはどういう考えでいるのか質問いたします。

○議長（小森幸雄君） 教育次長堀江一慰君。

○教育次長（堀江一慰君） 確かに議員のご指摘の部分がよろしいのかなというふうに思っております。当面といいますか、10月1日開所に向けましては、現在の家庭教育あるいは子育て関係での事業関係を取り組んだものを一体としてでき得るものというのが市長の表現でございます。

確かにご指摘のような部分で情報の伝達機能というのは発揮すべき部分があるかと思いますので、今後逐次その人員配置もさることながら、中におきます事業の充実というものも、今後子育ての作業部会あるいは推進本部等で逐次ご指導いただく部分、あるいはご指摘いただく部分があるかと思いますので、そういう面についてそういう機関を活用しながら、この問題については十分に検討してまいりたいというふうに思いますので、ご理解をいただければと思います。

○18番（樋山隆四郎君） 了解。

○議長（小森幸雄君） 1番松本勝栄君。

○1番（松本勝栄君） こども館設置について、まず改装費と研修室、和室、ボランティア室、事務室、学童保育室等あると思うんですが、この改装費が幾らぐらいかかったのか。それと、10月1日から来年の3月末までの間のランニングコストをどの程度見込んでいるのか。

先ほど先輩議員からお話があったと思うんですが、業務の内容で中身の充実という話があったんですが、この子育て及び家庭教育支援プロジェクトについてということで作業部会でまとめています中で、特に大事だと言われているDV問題ですね。虐待、いじめがなぜ業務の内容から抜けてしまったのか。

もう一つ、月曜日が休館日であって、月曜日を学童保育の場として使うのであれば、教育委員会ではなくて福祉が主たる管理にあるべきものではないかと私は思いますので、その辺の答弁を求めたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 教育次長堀江一慰君。

○教育次長（堀江一慰君） ランニングコストを含めた今回の維持費、改修費関係のご指摘ですが、先ほどの全員協議会では当初予算での管理費関係160万円ほどということでご説明したと思います。今回、補正予算を提案させていただきました部分につきましては、管理費で258万円ほどの予算要求でございます。あわせて、自主事業も含めた活動の部分で66万5,000円、あわせて9月補正関係では325万2,000円ほどの補正額になります。内容的には、当初見込んでおりませんでした消耗品関係、それと燃料費関係になります。

それと補修関係が若干出てまいりました。ご指摘の学童保育関係、それと和室の傾斜がありましたものですから、それらについて現状維持を目的の補強金具等によります改修関係、それらで修理費は38万円ほどでございます。あわせて、施設整備ということで、学童保育室に手洗い場も低いものを設置せざるを得ませんので、それらと湯沸かし器の撤去関係も入ってございます。

あわせて、今回利用しない部屋等もあります。おふろとかボイラー室関係の施設関係のかぎ、若干ですが1階の和室から外側に出ましたベランダ関係、その手すり関係の1階部分でございますが考えているということで、これは100万円ほどを予定してございます。

役務費関係としまして警備の関係ですね。それと、新規の相談業務も入ってまいりますので電話の敷設関係、それと浄化槽の清掃、手数料の関係、あわせて開所にあたりまして若干ではございますが、特別清掃を実施したいということで清掃の委託関係、今申し上げている部分で管理費として258万円ほどの措置を今回提案する予定になってございます。

あわせて、活動費の関係を若干申し上げたいと思います。子育て、家庭教育での相談員関係、オピニオンリーダーを利用したいというようなお話をさせていただきましたが、週1回で25週、お二人を予定をいたしております。それらで報奨費で15万円ほど、交流の場とい

うことでフリーのお母さんとか、そういう方がまいりますので、遊具関係あるいは体験学習用の消耗品関係。

10月の開所ということになりますので、できれば作業部会等も最初の会議等もありますので、それらの中でイベント的なものができればいいなということで、それらのものにつきましても10万円ほどの食料費関係で予算措置をさせていただきまして、活動費全体といたしましては66万5,000円の補正をこの後の提案になろうかと思いますが、そういう形で予算措置を要求させていただきました。

次にDV関係のものはどうなんだというような話だと思いますので、これにつきましては先ほどの職員の配置の関係もございます。家庭相談員も含めまして現在職員の専任と兼任の部分がございしますが、それらの中で対処できるように、これらのものにつきましてもこども館のほうで考えているというふうにご理解いただければと思います。（「学童保育は月曜日開催ということですから、趣旨的に言えば福祉のほうがメインじゃないかという」の声あり）

その件につきましては、いきさつ上と言っては語弊がございます。県の施設を教育委員会が現在まで県とのやりとりの中あるいはその後全員協議会のほうでいろいろなご指摘をいただいた部分等でご説明をさせていただいた部分もございます。

確かに学童保育をとりますだけの場合はそういう形もとろうかなというふうに思いますが、当初市長が説明しましたように、福祉サイドあるいは教育委員会サイドとの横の連携、一元化の中で、今回教育委員会が管理を行いましようということで条例の制定の提案をさせていただいたという経過がありますので、その辺につきましてはよろしくお願い申し上げたいということではか答弁のしようがございませんので、お願いをいたしたいと思います。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 1番松本勝栄君。

○1番（松本勝栄君） 再度確認します。そうしますと、改装費、ランニングコスト、会議費等を含めて325万2,000円で済むということですね。今回はそういうことですね。

それと、DVについては今回、この4条の業務の中に入っていないが対応しますということではよろしいんですね。

それともう一つ、学童保育ということで福祉の面でどうですかという話をしたんですが、それについては一元化して縦割り行政ですということではよろしいですね。

そうしますと、来年4月から向田小学校を使って保育園が開設されるみたいな話は聞いているんですが、ぜひ将来にわたっては早急に山の上から山の下におりるようにぜひお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 市民福祉部長 雫 正俊君。

○市民福祉部長（雫 正俊君） お答えいたします。DVについてこの業務に入っていないのではないかとご質問でございますが、（１）に子育て及び家庭教育についての相談業務に関すること、この業務内容に含まれているというふうに理解をいただきたいと考えております。

○議長（小森幸雄君） １番松本勝栄君。

○１番（松本勝栄君） 主な施策ということで、この中に書いてあるわけですから、それはそれとして、それでしたら私は入れるべきだと思います、そういう答弁でしたら。いかがでしょうか。

○議長（小森幸雄君） 市民福祉部長 雫 正俊君。

○市民福祉部長（雫 正俊君） DVの場合はいろいろな通報があったり相談があったりして、関係機関と対応しているわけですが、（１）にありますように、その相談業務の範疇に入るというふうに理解しておりますので、この相談業務の中でDVに対しても対応していきたいというふうに考えております。そのようにご理解をいただきたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 休憩いたします。

休憩 午後 １時２１分

再開 午後 １時２２分

○議長（小森幸雄君） 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま上程中の議案第９号 那須烏山市こども館設置及び管理条例の制定については、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第９号については、文教福祉常任委員会に付託をいたします。

◎日程第7 議案第8号 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する
法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定に
ついて

○議長（小森幸雄君） 日程第7 議案第8号 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第8号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、郵政民営化を初めとする郵政民営化関連法が平成19年10月1日に施行されることに伴いまして、整理条例により一括して関係条例を改正するものであります。主な内容は整備法第2条により日本郵政公社法及び郵便貯金法等が廃止されることに伴いまして、条例中に日本郵政公社、郵便貯金等の語句が引用されている条例について、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、総務部長に説明をさせますので、ご審議をいただきまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 次に総務部長の補足説明を求めます。

総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 議案第8号について補足説明をいたします。

市長の提案理由にもありましたように、郵政民営化関連法が平成19年10月1日に施行されることに伴いまして、日本郵政公社が解散し、日本郵政株式会社、経営管理。郵便事業株式会社、郵便業務。郵便局株式会社、郵便窓口業務。郵便貯金銀行、銀行業。郵便保険会社、生命保険業に分社化され、これに伴って日本郵政公社、郵便貯金等の語句、用語を用いている関係4条例について改正を行うものでございます。

それでは、条文に沿ってご説明を申し上げますので、1ページをお開きいただきたいと思います。最初に、第1条那須烏山市長の資産等の公開に関する条例第2条第1項第4号中の改正は、資産等報告書に記載する資産の1つとしてこれまで規定されていた郵便貯金だが、改正後は通常の銀行同様の預金として位置づけられるため、郵便貯金という用語を削るものでございます。

次に、第2条那須烏山市情報公開条例第3条個人情報保護条例の改正につきましては、これまで日本郵政公社の役職員は国家公務員としてその職務の遂行にかかる情報のうち、職及び職務の遂行の内容にかかる部分は個人情報であっても公開の対象といたしておりました。民営化に伴いまして、日本郵政公社の役職員の情報は通常の個人情報として取り扱うことになったため、日本郵政公社という用語を削るものでございます。

第4条那須烏山市職員等旅費条例第8条第1項第3号中、郵政省を郵政事業株式会社に改めましたのは、職員の旅費の旅程の計算に用いる郵便路線図の所管が、民営化後は郵便事業株式会社となるため所要の改正を行うものでございます。

施行期日につきましては、郵政民営化関連法の施行日である平成19年10月1日とし、第2項において経過措置といたしまして民営化後の郵便貯金、銀行の預金として引き継がれない定期郵便貯金等の、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理機構が承継する郵便貯金について、これらの資産等報告書に記載する資産の1つである預金とみなす旨の規定を設けたものでございます。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 議案第8号の郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございますが、これらは先ほど提案理由にありましたように、郵政民営化法の施行が10月1日からということで、これに伴うものでありますが、これはさきの郵政国会という中でこの民営化法が参議院では否決されましたが、それを理由に衆議院を解散して、改革の本丸などと言って、今まで国民の築き

上げた財産であるユニバーサルサービスである郵政事業を分断し、民営化し、あるいは資本に明け渡すよう方策を進めているものでございます。

これによりまして、地方にとっては今までの郵便事業サービス等が低下するということがありますし、当烏山地区におきましても、南那須郵便局が行っていた郵便業務が廃止に伴って烏山郵便局一極集中になりました。こういうことによって、小包の窓口等の取扱いが大幅に後退をしているという問題もありますし、この問題につきましては、今度の参議院議員選挙でも参議院が逆転をしたという中で、参議院においてはこれを凍結する法案を提出するというような動きもあるようでございます。いずれにしても、この郵政民営化が国民のこれまで築き上げた財産である公共サービス、ユニバーサルサービスを分断し、公共事業を低下させるというものでございますので、これには同意しかねるということで反対をするものでございます。

以上。

○議長（小森幸雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第7 議案第8号について、原案のとおり賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小森幸雄君） 起立多数。

よって、議案第8号については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第8 議案第10号 那須烏山市長の資産等の公開に関する条例の一部改正について

○議長（小森幸雄君） 日程第8 議案第10号 那須烏山市長の資産等の公開に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第10号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、金融本市場を取り巻く環境の変化に対応するため、平成18年6月、証券取引法等の一部を改正する法律が公布され、証券取引法の金融商品取引法への改組に伴い、那須烏山市

長の資産等の公開に関する条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、総務部長に説明をさせますので、何とぞ慎重審議をいただきまして、可決、ご決定くださいますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 総務部長の補足説明を求めます。

総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 議案第10号について補足説明を申し上げます。

2枚目をお開きください。第2条第1項は資産等報告書の作成を定めた条文でございます。金銭信託及び有価証券の適用法が、法律の改正により一括金融商品取引法に包括されたため、第5号の金銭信託を削り、第6号中、証券取引法を金融商品取引法に改めたものでございます。第7号から第10号までの繰り上げを行いましたのは、第5号を削除いたしましたことから繰り上げを行うものでございます。

附則につきましては、金融商品取引法の施行日、平成19年9月30日といたしましたものでございます。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第8 議案第10号について、原案のとおり決定することにご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第9 議案第11号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（小森幸雄君） 日程第9 議案第11号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第11号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は正副行政区長の報酬の見直し及び消防団の組織を再編することに伴いまして、那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。主な内容でございますが、正副行政区長の報酬額に担当区域の世帯数に応じた世帯割額を反映させたこと。また、消防団につきましては、支団長及び副支団長という階級から副団長へと見直しを図り、報酬額を定めたものであります。

詳細につきましては、総務部長より説明をさせますので、何とぞ慎重審議をいただきまして可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 次に総務部長の説明を求めます。

総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 議案第11号について補足説明を申し上げます。

1ページをお開きいただきたいと存じます。平成19年度の行政区長は49人、副行政区長は53人、98自治会の連合から構成されております。平成18年度の報酬支払において正副行政区長の報酬に不均衡が生じているというようなご指摘、ご意見があったことから、行政区長連絡協議会理事の皆様のご意見等をお伺いし、検討を加えてまいりました。

その結果、支払総額を変更することなく、副行政区長にも世帯割数を反映させることとなったものでございます。具体的に平成18年度、平成19年度で申し上げたいと思います。A自治会、50世帯、この方が行政区長。B自治会、40世帯、副行政区長の場合の例でご説明を

申し上げます。行政区長の平成18年度の報酬は90世帯の基本額7万円プラス90世帯、行政区内の世帯掛ける100円、トータルで7万9,000円の支払でございました。

今回の改正の平成19年度のもので試算いたしますと、90世帯の基本額7万円は変更ございません。プラス50世帯、これは行政区長の自治会内の世帯数でございます。掛ける100ということになりますと7万5,000円になります。平成18年度と比較いたしますと行政区長は4,000円の減になるということになります。

また、副行政区長の平成18年度の支払総額につきましては、基本額の4万円だけでございました。今回の改正で試算をしてみますと、基本額4万円プラスB副行政区長の世帯数40世帯掛ける100円、4万4,000円ということになりまして、平成18年度より比較しまして4,000円の増となります。行政区長、副区長の総体的な差し引きをするとプラスマイナスゼロということになるわけでございます。

消防団の報酬関係等につきましては、消防団組織再編により従来の支団制を廃止し、消防団を一本化することに伴いまして階級及び報酬額を改めるものでございます。従来の支団長を副団長に改め、副支団長の階級及び報酬額については存在しなくなることから削除いたすものでございます。

附則において消防団の改正規定は平成20年4月1日から、行政区長、副行政区長の改正規定は平成19年4月1日から適用することとしたものでございます。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第9 議案第11号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第10 議案第12号 那須烏山市消防団設置条例の一部改正について

○議長（小森幸雄君） 日程第10 議案第12号 那須烏山市消防団設置条例の一部改正についてを議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第12号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は、消防組織法の改正及び消防団員の定数を見直すことに伴いまして、那須烏山市消防団設置条例の一部を改正するものであります。主な内容は、現在725人であります消防団員条例定数を現員数であります660人に改正するものであります。

詳細につきましては、総務部長より説明をさせますので、何とぞ慎重審議をいただきまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。なお、過日の消防委員会にてご承認を得ておりますことも申し添えたいと思います。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 次に、総務部長の補足説明を求めます。

総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 議案第12号について補足説明を申し上げます。

1ページをお開きいただきたいと存じます。消防団員の定数は消防組織法により条例で定めることとされております。那須烏山市においては、消防団設置条例第3条で団員の数を725人といたしてございます。この定数につきましては、合併前の南那須町、烏山町の定数により定めたものであったことから、組織再編を含め見直しを図った結果、定数を660人といたしましたため、定数について一部改正を行うものでございます。

定数見直しの基本的事項につきましては、支団制を廃し消防団に一本化する。17分団から16分団に再編する。小型ポンプ配備団の定数を13人、ポンプ車配備団の定数を16人、大型ポンプ車配備団の定数を20人とすることといたしたものでございます。

第4条の改正は消防団組織法が改正され、消防団の任命適用条文が法第15条の2から法第22条に改められたため改正を行うものでございます。

第5条第3号中、第9条を第8条に改めましたのは、消防団の欠格条項の引用条文に誤りがあったため、今回改正をいたすものでございます。

施行期日につきましては、附則において公布の日といたしたものでございます。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 議案第12号でございますが、消防団の設置条例の一部改正ということで、現在までの725人体制を660人に改めるということでございますが、先ほどの前の条例改正にも関連をする内容でございますし、さらにこの後の条例改正にも関係する内容でございます。

今の説明によりますと、旧南那須町、旧烏山町の消防団を合併後、支団制をとって17分団制でやってきたものを一本化する。17分団を16分団にするということで、その人員配置についても小型車が13名、ポンプ車が16名、大型車が20名ということでございますが、こういう条例を提案する場合には、その附属資料として現在までの消防団の配置図というか機構図というものが、今度新たにこういうような組織図、配置図、機構図に変わりますよというふうにしてもらったほうが、非常にわかりやすいのではないかと思いますので、それはすぐ用意できますか。

それと、17分団を16分団にしたということでございますが、どこが減ったのか。その辺についてのご回答をお願いしたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 機構図関係等につきましては、現在手持ち資料でお持ちしておりますので、すぐコピー等をとれば配付できます。

17分団から16分団にいたしましたのは南那須の団でございまして、当初は17分団には福岡と八ヶ代がございました。16分団には曲畑が1つ単独で組織されておりましたので、その16、17分団を集めて1つの16分団にいたしたということでございます。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 合併がありましたので、2年ぐらい今までのこういう体制で来たということで、今回これを一本化したわけではありますが、今後、消防団員も勤めが広域になってきておりますし、なかなか団員確保も大変な状況の中で、本当に一朝有事の場合には大変ボランティア等で命がけで苦勞されていると思うんですが、それにしましても、なかなか団員確保が大変かと思われますが、今後さらなる合理化を考えているのかどうか。当分の間、この16分団ですと行くのか。その辺の考え方についてお尋ねをいたします。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 消防団の統合的なご意見だというふうに思っております。市といたしましては、合理化の面からすると、再編を今後とも視野に入れながら対応してまいりたいというふうには考えております。しかし、消防団関係等につきましては長い歴史があるということで、自治会等々の密接な関係もあるということから、基本的には自治会、消防関係者の意見を尊重しながら、そういうものについて今後対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 3点ほどお伺いをいたします。

まず、団員数についてであります。県の消防団数もじり貧状態でして昨年4月現在の県内の消防団員総数は1万5,305人だそうであります。そうしますと、この1万5,305人を県民201万5,226名を割りますと県民132人当たり団員1人の割合ということになるわけです。ならばこの率を本市に当てはめて計算しますと、3万795人を132人で割りますと、団員は234人あれば県平均になるわけでございます。

市の面積とか市街地の形成状況によって、これは一概には言えないわけなんです。これが234人が県平均というわけですが、それから比較しますと我が市の660人は相当多過ぎるような感じがいたしますが、この辺のところを総務部長はどのように考えておられるのか、1点これを答弁をお願いしたいと思います。

団員に占めるサラリーマンの割合であります。県平均では68%と報じております。本市のサラリーマンの割合がもしおわかりになりましたら、ご答弁をいただきたいと思います。

もう1点、団員の平均年齢であります。県全体では35歳と報じておりますが、那須烏山市では何歳になるのか、参考のためにお聞かせいただきたいと思います。

以上3点お願いします。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 3点のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

最初に団員の数関係でございます。県内の状況を見てみますと、非常にいろいろな特徴があるように思っております。一番少ない町は都賀町が条例定数で101名でございます。一番多いところは宇都宮市が2,150人となっております。近辺の市等を見てみますと矢板市が408人、さくら市が435人ということでございます。隣町であります那珂川町が604人という団員の定数条例になっております。

このことからすると、那須烏山市は人口割からすれば確かに多いという計算はできると思いますが、那須烏山市の地形等を見てみますと非常に山等が多いということもございまして、歴史的には消防団員の数を多くしていたのかなというふうにも思っております。

団員の確保は非常に難しい段階を迎えているわけでございますけれども、定数条例に近い団員数の確保に向け、さらなる努力をしてみたいと思っております。これは多い、少ないというのは非常に難しい問題ですけれども、現在660人に削減をしたということは、現時点では適正な消防団の定数なのかなというふうに考えております。

次に、サラリーマンの占める割合について、消防関係で毎年調査をしているものがございます。平成19年4月1日現在で職業構成とか就業形態でご説明をしておきたいと思っております。消防団総数は現在660人おります。その中で、一番多く従事しておりますのが製造業で239人おります。その次が建設業の89人、その次がサービス業の86人、その次に地方公務員が48人、農業関係が28人という順位になっております。

就業形態的に見てみますと、被雇用者は660人のうち517人おります。自営業の方が36人、家族従業者というのもおりまして61人、その他の職業が46人というふうに分類ができております。

次に、団の平均年齢について申し上げます。烏山支団につきましては35.28歳、南那須支団につきましては烏山よりも若くなりまして32.07歳、全体的に見ますと県平均よりも若くなっておりまして33.67歳ということになっております。

以上です。

○17番（中山五男君） 了解しました。

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第10 議案第12号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第11 議案第13号 那須烏山市消防委員会設置及び運営条例の一部改正
について

○議長（小森幸雄君） 日程第11 議案第13号 那須烏山市消防委員会設置及び運営条例の一部改正についてを議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第13号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、消防団の組織を再編することに伴いまして、那須烏山市消防委員会設置及び運営条例の一部を改正するものであります。主な内容は、平成20年度より支団制を廃止し、支団長及び副支団長という従来の階級から副団長へと見直しを図ることに伴いまして、消防委員会の組織中、消防関係者について所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては総務部長より説明をさせますので、慎重審議をいただきまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。なお、過日開催の消防委員会にてご承認を得ておりますことともご報告申し上げます。

○議長（小森幸雄君） 総務部長の補足説明を求めます。

総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 議案第13号について補足説明を申し上げます。

1ページをお開きいただきたいと存じます。消防委員会の委員は第4条において議会の議員

3人、消防関係者9人、学識経験者2人の計14人の委員で現在組織をされております。しかし、今回の消防団組織再編が平成20年4月1日から行われる従来の支団制が廃止されることになり、正副支団長の階級が存在しなくなることから、支団長及び副支団長を副団長に、4人おります副支団長の階級がなくなるため9人を5人に改めるものでございます。

この定数につきましては、平成20年4月1日から施行することとしたため、平成18年度は14人、平成20年度からは10委員で構成されることになります。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第11 議案第13号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第12 議案第14号 那須烏山市立学校設置条例等の一部改正について

○議長（小森幸雄君） 日程第12 議案第14号 那須烏山市立学校設置条例等の一部改

正についてを議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第14号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は、市立学校の児童・生徒の教育を受ける機会の均衡を図るため、烏山地区において進めてまいりました公立学校の統合計画に基づき、平成20年3月31日付をもって境小学校と東小学校を廃止し、同年4月1日付で両校を統合して新たな小学校を設置するための所要の改正及び両校の廃止、新設に伴う関係条例の整備を行うものであります。

詳細につきましては教育次長に説明をさせますので、何とぞ慎重審議をいただきまして、可決、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 次に教育次長の補足説明を求めます。

教育次長堀江一恵君。

○教育次長（堀江一恵君） それでは、命によりまして議案第14号について詳細説明申し上げます。

一部改正条例案の説明の前ではございますが、統合におきます懇談会及び校名等の選定委員会の結果、経過につきましてご報告を申し上げたいと思います。旧烏山地区におきます学校統合問題につきましては、市長提案のとおり少子化、教育を受ける機会の均衡を図るべく、平成17年度から地域の方々の理解を得る懇談会等を展開しております。

平成19年度におきましては、境地区統合小学校を開設する年度となりますので、平成19年5月16日、境小学校区及び5月18日、東小学校区におきまして、当学校区、自治会の皆様、PTA会員等の参加、出席を得まして、統合懇談会等を開催しております。

両学校区の懇談におきましては、統合計画年度も2年を経過をいたしました。日々経過をしているところでございまして、統合はやむを得ない。あわせて利用することになります旧境中学校の改修の問題、環境整備及び児童の安全対策、スクールバスの運行等、施策の展開の要望が出されたところでございます。

なお、行政側といたしまして、新しい学校となります学校名について早い機会に結論づけをいただきたい。9月議会に関係条例の提案をいたしたいということをお願いを申し上げながら、懇談会を開催をしてまいった経過がございます。また、その新しい学校名等を検討する組織を早急に立ち上げるということで懇談会も結論づけをなされた経緯がございます。

これら両校の懇談会の経過を経まして、新たな学校名の検討をいたすべく両校のPTA正副

会長、両学校区代表自治会長及び境地区学校評議員15名で構成をいたします境地区統合小学校校名等選定委員会を立ち上げまして、5月31日、6月28日及び7月30日、委員会を開催いたしました。

地域や関係者の意見を集約、両校PTAのアンケート調査等も参考にしながら、協議、審議を経まして、去る8月8日、市教育委員会あてに校名等の選定について中間答申が出されたところでございます。答申の内容といたしましては、新たな学校名といたしまして、教育と地域づくりに情熱を注いできた境地区のシンボルとなる学校であり、地域全体を総称したなじみの深い境を冠する境小学校が妥当ではないかという理由づけもされているところでございます。

また、校歌、校章、校旗等につきましては、新たに設置されることとなる境小学校の開校後、平成20年4月以降になりますが、学校、教育委員会等を中心に適切な時期、遅くとも第1回目の卒業生を送り出す平成21年3月までには制定すべきという意見も付されております。

市教育委員会といたしましては、8月10日に臨時教育委員会を開催いたしました。選定委員会の答申内容どおり、市長あて意見を提出いたしましたところでございます。なお、境中学校の改修、環境整備につきましては、両校及びPTAと協議をし、要望に沿って今後対処してまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、統合懇談会及び校名等選定委員会の経過を経まして、本日、那須烏山市立学校設置条例の一部改正のご提案を申し上げるものでございます。条例をお開きいただきたいと思います。なお、両校の統合に伴い、関連をいたします条例の一部改正につきましてもあわせて提案しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

第1条那須烏山市学校設置条例の一部改正でございます。別表におきまして学校名、所在地番を規定してございます。境小学校及び東小学校を廃止し、新たに那須烏山市立境小学校、学校所在地番を那須烏山市上境1404番地に改めるものでございます。

第2条那須烏山市学校給食施設設置及び管理条例の一部改正でございます。別表におきます調理学校名について規定してございます。境小学校及び東小学校を境小学校に改めるものでございます。この部分につきましては調理する施設等につきましては烏山小学校学校給食共同調理場でございます。本年4月より境及び東小学校分も既に調理をしているところでございます。

第3条那須烏山市立学校施設利用及び使用料条例の一部改正についてでございます。別表におきます学校開放施設、体育館利用に関する条例につきましても、統廃合に伴い改めるものでございます。

附則につきましては条例の施行日を平成20年4月1日といたしまして、なお附則2項におきまして、改正条例第3条那須烏山市立学校施設利用及び使用料条例の一部改正につきまして

は、学校開放施設の利用者の利便性に配慮し、条例施行日以降についても従前のとおり利用できるものがございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（小森幸雄君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 市の学校設置条例の改正でございまして、現境小学校並びに東小学校を統合して、旧境中学校の校舎を使って新境小学校に改めるというような学校設置条例の提案でございます。これに先立ちまして、先ほど教育次長のほうからも説明がありましたように、5月16日と5月18日に境小学校並びに東小学校の校舎において、地区の学校統合の懇談会が実施されたところであります。この統合の懇談会等につきましては、さまざまなご意見、ご要望があったところであります。とりわけ通学の安全対策ということが強くうたわれまして、それについて2キロ以上はマイクロバス対応というような説明があった。それ未満の歩行通学については防犯灯や道路の安全対策をとるとというような説明があったかというふうに思います。

さらには、防犯灯や県道の改修というのも要望にありました。こういうようなさまざまな統合に向かう要望につきましては、きちんと統合懇談会においての説明どおり実施されますようお願いをいたします。

さらに、統合して新境小学校になるわけですが、当分の間、校歌、校章はないわけですが、その場合に例えば体操着や上履きなどの備品等についてはどんなふうに考えているのか。さらには今度新しく旧境中学校を改修して新境小学校になるわけですが、これまでさまざまな改修がされていると思うんですけれども、現在の進捗状況のご説明があればお願いしたいと思います。

さらには、旧小学校の活用についてはきょうはここで質問しませんが、そこに残された記念碑とか記念樹とかこういうものは今後とも設置をしたまま残すという考えなのではないかなというふうに思うんですけれども、その辺をどのように考えているのかというのと、特に現境小学校については、今のまま廃校にしますとまだまだ使えるものが使えなくなるようなものもできてくるかなというふうに思われます。

これについても市の跡地の有効利用の考え方あるいは地元の考え方も含めながら考えていくんだろうと思いますが、廃校後も使うということになりますと、校舎の北の面とか簡単な修理で保存できるようなものもあるというふうに思いますので、地区の公民館的な活用になるのか。さらにはどのような利用があるのか今後の方向はわかりませんが、すぐにこれが活用できるように予算は多少かかるとは思いますけれども、何とか有効利用が図れるように応急処置をお願い

したいというふうに思うんですけども、この辺の考え方についてご回答をお願いしたいと思っています。

○議長（小森幸雄君） 教育次長堀江一恵君。

○教育次長（堀江一恵君） 閉校に伴います新設の境小学校の児童・生徒の体操着関係、教科書等の補助教材の関係等につきましては、統合年度ということでございますのでそれらについてはほかの学校同様、今の学校側に体操着関係等も含めて問題点等は投げかけておりまして、学校側のほうで境小学校の体操着を使うのか、東小学校の物を使うのか等も含めて、境地区の呉服商の関係もございますので、そういった面もいろいろありますので、それらは学校側にとりあえずお願いをしながら、これから12月補正という形になりますか。そういう形で現在新設校の。（「どちらかに統合するということですね」の声あり）それも投げかけておりまして、体操着については行ったり来たりしているような部分があるようでございます。そういうことでご理解をいただきたい。体操着と補助教材関係につきましては市のほうで対処していきたいというふうに思っております。

境中学校の改修の進捗状況の話でございしますが、平成18年度の繰越のほうで4,200万円ほど措置はされております。そういう中でございまして、現在設計業者のほうは決定をいたしました。過日7月5日、境小学校と東小学校の校長、教頭等も含めて、その前にPTAとの打ち合わせをやられたようでございます。新設校の改修の要望関係も十二分にお聞きしております。そういうものも含めて過般の8月になりましたが設計業者が決まった後、現場のほうで指示をいたしまして、現在積算中ということでご理解をいただければと思います。ですから、設計業者のほうに要望を伝えながら、それで予算に合うかどうか、その辺を現在積算中というふうにご理解をいただければと思います。

旧小学校の跡地関係、記念樹関係、記念碑というものにつきましては、現存のままといえますか、そういう形になろうかというふうに思いますので、ご理解をいただければと思います。

あわせまして現存の小学校区の跡地活用の部分につきましても、やはり地域とほかの、過般野上小学校の説明会もあったようですが、この両校につきましても市の方針等もお話をしながら、地域のご意見等を賜りながらいい方向での跡地の有効活用が図れるように考えていきたいというふうには思っておりますので、どうぞご指導賜われればありがたいと思っております。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 最初の質問と最後の質問の答弁がありませんでした。最初の質問は、5月16日と18日に懇談会をやりまして、さまざまな要望がありましたけれども、もちろん全部できるとは言っていないんですが、あそこでできると答えたものについては、私も両方の

懇談会に参加しておりますので確認しているわけなんです、あそこで約束したものについてはきちんとやるということで、特に通学の問題と防犯灯や道路の整備についてでもご努力をいただくということでご回答いただきたいというのが1つ。

最後は旧境小学校をあのまま廃校にしたのでは使えるものも使えなくなることになりかねないというので、軽微な改修ができるものはして、もちろんプールとか使えないものは構わないですけれども、改修して使えるものについては改修をお願いできないかということです。その2点、ご回答をお願いしたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 教育次長堀江一慰君。

○教育次長（堀江一慰君） 大変失礼いたしました。今、議員のご指摘の部分、懇談会等で出ましたスクールバスの問題も含めて防犯灯あるいは県道の歩道整備等の要望がありました。スクールバス関係等につきましては現在運行の道順を学校に投げかけております。ですから、すべてとは言えないところではございますが、市営バス、既存の東小学校のスクールバスあるいはもう1台必要になってくるのかなというふうに思いますが、運行業務につきましては委託等も含めたもので検討しながら、時間の設定等もありますので、特にスクールバス関係はそういう形で考えております。

なお、県道の改修関係、防犯灯の関係につきましては自治会も含めて対処していく部分かなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

現存の境小学校の軽微な改修の関係につきましては、学校側あるいは自治会のほうとも相談をしながら、でき得る部分については対処していく必要があるのかなというふうには思っているところでございますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○16番（平塚英教君） 了解。

○議長（小森幸雄君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 1点お伺いいたします。東小学校は平成20年3月をもって残念ながら廃校になるわけですが、この東小学校学校建設の際の起債の残高、未償還金がまだ1億円ほど残っているというふうに過日下野新聞で報道されておりますが、現在幾らあるのかおわかりでしたら、お知らせいただきたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 教育次長堀江一慰君。

○教育次長（堀江一慰君） 手元に起債残高の関係の書類を持っていませんので、後日お答え申し上げたいと思います。

○議長（小森幸雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第12 議案第14号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号については、原案のとおり可決いたしました。

休憩いたします。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時33分

○議長（小森幸雄君） 休憩前に引き続き再開いたします。

総務部長より報告があります。

○総務部長（大森 勝君） 先ほどの東小学校の起債の残高、大変ご迷惑をおかけいたしました。平成18年度末の残高につきましては8,069万2,771円です。よろしくお願いいたします。

◎日程第13 議案第18号 那須烏山市総合計画・基本構想について

○議長（小森幸雄君） 日程第13 議案第18号 那須烏山市総合計画・基本構想について議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第18号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

那須烏山市総合計画・基本構想につきましては、地方自治法の規定に基づきまして市の総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本指針として策定するものであります。これまで本市は旧合併特例法に基づき策定をいたしました新市の建設計画をまちづくりの基本指針として市政運営を行ってまいったところであります。

合併時における合併協定書の締結内容、合併後2年以内に策定のとおり、今後は新市建設計画を最大限に尊重しつつも、その後の環境変化や新たなニーズ等に対応すべく産学官民の協働により議論を重ねて策定をした本総合計画に基づきまして、これからの10年間那須烏山市のさらなる発展のため、よりよきまちづくりに邁進をしてみたいと考えております。

何とぞ慎重審議をいただきまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

詳細につきましては、総務部長より補足説明をさせたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 次に総務部長の補足説明を求めます。

総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） それでは総合計画・基本構想の主要ポイントについてご説明を申し上げます。本計画の特徴、計画期間につきましては1ページに記載いたしてございます。

第1に行政改革と総合計画との連携が図られるよう、これまでの行政改革大綱等の機能も計画体系に組み入れをしたこと。

第2に厳しい財政状況にある中、本市として優先的に取り組むべき施策を重点戦略とし、明確化を図ったこと。

第3に計画の実効性を高めるため、基本計画における数値目標を設定し、その進行管理を行うこととしたこと。計画の期間は平成20年度から平成29年度までの10カ年としたことであります。

本市の重点的な課題といたしましては、急激な人口減少の抑制、地域活力の創出、財政基盤の強化、2町合併を踏まえた効率的効果的な都市基盤の整備充実、特色ある教育環境の整備充実、安心安全な社会、少子高齢化社会の適切な対応、地方分権への対応、行政改革の推進でございます。

まちづくりの基本理念といたしましては15ページに記載してございます。「みんなの知恵と協働によるひかり輝くまちづくり」、那須烏山市の将来像は17ページにありますように

「自然と文化と活力が調和した暮らしやすいまち那須烏山」、行政の将来像として、市民の目線に立ち、「市民に開かれた無駄のない行政」。

人口フレームにつきましては17ページに記載されておりますように、平成29年度の推計人口2万7,500人に対し目標人口を平成29年度3万人に設定。

将来都市構造として20ページに記載してございますが、本市の地理的優位性や地勢的特徴を踏まえ、約170万平方キロメートルの市街を「にぎわいと文化の清流ゾーン」、「豊かな暮らしの丘ゾーン」、「活力あふれる交流の里ゾーン」、「自然とふれあう八溝の森ゾーン」の4つのゾーンに区分し、それぞれの地域特性を最大限に生かしたまちづくりを推進、また、烏山市街地を都市拠点エリア、南那須市街地を都市生活拠点エリアに位置づけ、両エリアの適正な機能分担と連携による効率的効果的な都市基盤の整備を推進、さらに国道294号線と主要地方道宇都宮烏山線を都市軸、その他国道や主要市道を活力軸及び交流軸と位置づけ、市内はもとより周辺都市との交流、連携を高める基盤として計画的な推進。

まちづくりの体系、基本目標、施策の基本方向については22ページに記載いたしております。この項目等については非常に多いということから、詳細は省略をいたしたいと思いますが、8つの基本目標と39の政策を設定してございます。この体系と施策の基本方向に基づき、下位計画となる前期計画を現在策定中でございます。

重点的戦略29ページにつきましては、「定住を促すまち戦略」、「快適・便利なまち戦略」、「健康・子育てのまち戦略」、「教育・文化のまち戦略」、「改革の進むまち戦略」という5つの重点戦略を設定し、またこの実現手段として「雇用創出プロジェクト」、「定住促進プロジェクト」、「ネットワーク強化プロジェクト」、「市街地再生プロジェクト」、「子育て支援プロジェクト」、「健康づくりプロジェクト」、「地域教育力向上プロジェクト」、「文化スポーツ拠点形成プロジェクト」、「参画・協働プロジェクト」、「行財政改革基盤強化プロジェクト」という10のチャレンジプロジェクトを設定し、これらへの優先的な取り組みにより、先に述べた本市の重点的課題の効果的な対応を推進してまいります。

策定計画経過につきましては、本構想を策定するにあたりましては、平成18年度から長期間にわたり行政内部の検討はもとより、公募市民や有権者及び宇都宮大学の先生方の参画により部門別まちづくり、懇談会や総合計画審議会でのたび重なる審議をいただきました。これらの意見の反映を最大限図ってきたところでございます。

また、パブリックコメント、まちづくりミーティング、職員出前広聴などにより広く市民からの意見を拝聴し、集約を実施してまいったところでございます。執行部といたしましてはできる限り市民の参画に努めてまいりました。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 2点ほどお伺いいたします。まず、この総合計画は那須烏山市のあるべき姿といたしますか、理想像を掲げたものであって、この内容を見ても目的達成を目指しますとか、充実を推進しますとか、向上を図りますといったような文言になっているわけがあります。そこで、この総合計画に基づく基本構想、基本計画、実施計画というのはこれからつくられるものかと思いますが、これらはいつごろ議会に示されるのか、まず1点お伺いしたいと思います。

それにもう1点、これは15ページの第2部基本構想の下の中二重枠の中に、みんなの知恵と協働によるひかり輝くまちづくりとあります。この協働という文言についてなんですが、最近ではよその自治体でも長期計画には必ずこの協働という文言がついておりますし、新聞でも最近では多用されております。行政側が協働を多用する背景には、自治体の財政難とか行政のスリム化を図るために市民に参加させて、いわゆる安上がりの行政を目指しているのではないかと考えておりますが、そこで本市におけるここで言う協働への取り組みというのは具体的にどのようなものを指すのか、簡単に結構ですからお答えをいただきたいと思います。

以上2点です。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 基本計画、この下に実施計画というのが当然これから作成されます。これにつきましては現在作成中でございまして、できれば来年度の予算に資したいという基本的な考え方を持ってございます。少なくとも12月議会等についてはある程度固まったものが提出できるのかなというふうに思っております。そういうことで努力をしてみたいというふうにも思っております。

そのほかに、第2点の協働の取り組みということでございまして、この解釈等についてはいろいろあるかというふうに思います。狭義の解釈におきましては、共通の目的を達成するために対等な立場でお互いに協力し合うことというような意味の解釈もございまして、広義においては、市民社会の存続のあらゆる部門、分野が対等な立場から協力をし合うことというような意味合い等もございまして、これからの行政関係等の施策、事業というものを考えてみますと、やはり行政、市民一体の協力体制がこれからの運営上不可欠だというふうに思っております。

これから具体的な取り組みの関係等につきましては、あらゆる各種計画等については市民の参画をいただくという方針から、公募の委員さんの意見とか、現在も行われておりますベンチャープラザ烏山等の関係、まちづくり関係の研究、サタデースクール、学童保育等において市

民の参画、そういうものも想定できるというふうには思っております。

そのほかにこれからはやはり行政が行う場合の計画については、あらゆるものを市民とともに考え、市民とともに事業を進めていくということが必要だというふうに考えておりまして、これらについては市民参画ということで協働のまちづくりということで推進をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 一応わかりました。ただいま部長さんが答弁いただいたような趣旨でぜひこれから進めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小森幸雄君） ほかに質疑はありませんか。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） ひかり輝くまちづくりプランについての基本構想ということでございまして、今後10年間の行政運営の指針となるものだというふうに思うんですけども、基本的には2つの町が合併をしまして、その合併を軸にしながら10年後も人口を何とか3万人にしたいというようなことでいろいろなプロジェクト戦略を実施するということでございますが、これについてはいろいろとこれまでもやってきましたので、細々したことは申し上げませんが、やはりこの間の基本計画の素案の中での質疑で申し上げましたけれども、やはり5年前期までの基本計画の人口フレームはどのぐらいを考えていますかと言ったら、3万と500人というような答えが出たというふうに記憶しております。

それは10年先が3万人だから3万と500人ぐらいにして、減るのを徐々に抑えたいというような願望ではなかったのかなというふうに思うんですけども、実際にはここに暮らしている市民は生身の人間でございますので、やはり今の内容で進みますと人口推計でも10年先は2万7,500人と出てしまっているわけですね。したがって、なかなかこの10年先に3万人を到達するというのは非常に大変なんですけれども、私が述べたいのは、皆さんが基本計画の中で現在の人口を5年先に3万500人、10年先に3万人にしたいという願望、希望はわかるんですけども、そういうような考え方では10年先に3万人には到達できないのではないかな。

問題は、人口密集地帯などは何の努力もしなくてもどんどん人口がふえていく。大変な努力をしてもなかなか人口減に歯どめをかけることができない。都市と地方の格差がどんどん広がっているというのが自然な実態ではないかなというふうに思うんですね。したがって、私が言いたいのは、5年先にたとえ3万人を割ってもこの10年間のダイナミックな行政展開の中

で、10年後には3万人に回復するんだ。さらにそれ以降はいろいろな住みよい環境をつくりながら、もっともっと市民に住んでいただくんだという計画を実践する血の通った実践をしてもらいたいというのが私の率直な偽らざる考えでございます。

そういう意味で、この間の基本計画の論議でも出ましたが、単に計画をつくるための計画づくりだったということにならないように、計画はあくまでも市民の参画協働で本当に住みよい、そして活力のある将来の展望できる市をつくるんだということの羅針盤なんだという位置づけで、これについても詳細について基本計画や実施計画の中で数値目標も明らかにしながら、絶えず点検をしながら中期、長期の目標を必ず達成するというような責任ある点検もしながら、必ず達成していくんだという信念と具体的な戦略を持って展開してもらいたい。

さらにこれは行政だけでは当然到達できるものではありませんので、市民の理解と協力、参加、協働、ともにまちづくりをしてもらいたいということで進めてもらいたいと思うんですが、総体的な話で申しわけないですが、こういうような考えで私は受けとめたんですが、市長はどのような考え方でこれを提案されているのかご回答をお願いしたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 総合計画の構想を今ご審議をいただいているわけですが、基本的にこれから具体性を持っていくのはさらに実施計画なり、あるいは当初の予算というような作業になるわけでございますけれども、具体的にはそういった場でお示しをしますけれども、今、平塚議員がその理念について発言されましたけれども、私も総合計画の理念は同感であるというふうな感を持ちながら聞いておりました。

人口規模あるいは格差社会あるいは住民との協働ということについて今触れられましたけれども、この3万人を何とか死守をしたいんだということで、3万500人というような希望的な観測を出したつもりは精神的にはないんですね。10年後でも何とか3万人は死守をしたい。そのために私どもは財政が許す限り、身の丈に合った施策を講じようではないかという理念で今までやってまいりました。

その中でも、やはり具体的に合併をいたしましたから、私は3万人を死守をするというのも合併のメリットを出すため、合併をしてよかったと住民が肌で感じないと、合併の効果がないというふうに思っておりますので、そのためにもやはり3万人を死守しながら、仮にこれを割ったにしても、合併をしたメリットが出たというような総合計画でありたいと念じています。

したがって、今、道路整備計画やらこれを上位においてやっておりますが、そういったことはやはり企業誘致や教育、福祉、医療というようなことに今重点的にこの政策を傾けておりますけれども、そういったところは人口流出策も含めながら人口増あるいは若い世代の流入、そういったところをもくろんでやっているわけでありまして、そういったところも含めながら

今後は総合計画の理念のもとに活性化に向け努力を傾けていきたいと考えております。ひとつご理解いただきたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 今、長々と申し上げましたことを繰り返すことはありませんが、市民への理解と協力、参画、協働といったものをどういうふうに醸成をしていく考えなのか、先ほどのご回答の中になかったような気がしますので、行政側の希望的観測をただ果たすにしても、市民のダイナミックな協力が簡単に得られるというふうに思いませんで、ましてや合併したメリットも先ほど市長からお話がありましたが、逆にデメリットもいろいろな分野で烏山は烏山なりに言葉は悪いですけども、市長も副市長もみんな南那須だと、南那須主導でやられている。南那須からすれば、うちのほうが宇都宮に近いのに烏山の面倒を見なくちゃならないみたいな、そういうような思いではなかなかこの計画を進めるのは容易じゃないのではないかなというふうに思うんです。

例えば山あげ祭は450年の歴史と伝統があり、今までのそういうものを大事にしてやるという考え方でしょう。いかんべ祭はこれからの創造と若者の新しい文化というものをつくっていくんだ。これはどっちも必要なんですね。だから、その辺がこれは烏山の祭り、これは南那須の祭りみたいになっているところに融和融合がまだまだされていないところへ来て、それぞれに自分たちの思いが通らない。それぞれの地域の中での考え方に固執するということになってしまうのではないかなと懸念をするわけです。

そういう意味では、もっと地球の中の日本の中の関東の中の北関東の中の那須烏山市が、これからどうしたら発展できるのか。そういう点では烏山だ南那須だなんて言っている場合じゃないんです。正直な話ですよ。

そういう意味で、本当に我々議員もそうだし、市の執行部の方も那須烏山市のあらゆる可能性を引き出して、未来への発展につなげられるような執念と努力が必要なのではないかなというふうに思うんですけども、その点についてもう一度市民の理解と協力、参画、協働、その辺をどうやって醸成しながら、一緒に10年後も3万人のまちづくりをするんだということを進めていくのか、その辺についてご回答をいただいて私の質問を終わります。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 合併をいたしまして2年を迎えるということで、私はこれまでに融和融合というのをあらゆる分野で訴えてまいりました。おかげさまで30の団体のところが、内心はまだ壁があることも十分承知をいたしております。やはり市民の融和融合をつくるのも、まちづくり10年と言われますように、私はそのくらいのスタンスは文字通り必要だと思います。

しかしながら、やはり今の2年間で先ほどお祭りについても言われましたけれども、いろいろと両町が山あげ祭にしてもいかんべ祭にしても、両町の住民あるいは職員も協力して今やりつつございます。あるいは具体的に道づくり交付金、いわゆる道普請事業もいろいろ取り組んでおりまして、その機械の借り上げとかいったことについては積極的に取り組んでおられる自治会、地域もございます。そのようなことが私は協働の精神だろうと思います。

したがって、でき得ることは着実に進めていきたいと思ひますし、着実に一步一步でも進んでいると考えておりますので、少子高齢化の問題もそうです。そういったところで地域の皆さん方に旧両町の皆さんから参画いただいて子育て支援をやろうじゃないか。先ほどのこども館の設置もそうですけれども、そういった仕掛けを大にやって、産学官民と言われますけれども、協働体制を少しでも密度の濃い組織にしていける。こういった努力は必要だろうと思ひます。ご理解いただけるかどうか分かりませんが、ひとつよろしくお願ひします。

○議長（小森幸雄君） 3番久保居光一郎君。

○3番（久保居光一郎君） 私は先の会議で10年前の基本理念は何ですかという質問をさせていただきました。今回のこの基本構想の中の基本理念は、みんなの知恵と協働によるひかり輝くまちづくりということでございます。また、この内容を見えますと、全体で50ページある中で、実際の基本構想の内容は30ページなのかなというふうに思っております。

この中を見えますと、プロジェクトチャレンジとか、先ほど中山議員が言われましたように何々を図りますとか、推進しますとかというまこととものな文字が羅列してあります。しかし、本当にこれを実現するのであれば、この言葉の重みを十分に感じてこの基本構想に沿ってやっていただきたいと切に願うものであります。

それから、住民のアンケートなどに対してもそうなんです、後ろの資料にございます。住民のアンケート、3,000人に配布して回収率が40.2%。中学生のアンケート、これは中学3年生を全員を対象にされたんだと思ひますけれども、これは学校で回収したのかと思ひますけれども、ここの部分は95.5%。企業のアンケートに至っても30.7%。私は実際このたぐいの基本構想とか基本計画はいろいろこの中で審議会や何かを開いて、委員の皆さんにはお骨折りをいただいておりますけれども、ある程度白けて見ている部分もあるのではないのかなというふうに、今までの部分においてはそんな感じがいたしております。

30ページにはチャレンジプロジェクト10ということでございますけれども、チャレンジとはやはり挑戦をするということでございます。本当に職員、それから市民も一緒になってチャレンジをしなければ、我が町の将来もないのかなというふうに私も常々考えておりますので、この言葉の重みを十分に感じていただきたい。

そう思うと、先ほど平塚議員からもお話がございました。市民と行政との協働、本当にこの

協働ができていいのか。融和融合が本当に図られているのか。どうでしょうか。合併してもう2年近くたつわけでございますけれども、市長は融和融合を盛んに言われております。ある部分では融和融合しているんだということを言われますが、ある部分においては私は逆にこれが融和融合ではなく、だんだんまた分裂の方向にあるのではないかなというふうに懸念をしているところでございます。

ですから、言葉で言うのは簡単なんです、本当に行政の職員もまた執行部も、また市民もそうですけれども、一生懸命になってやらなければならないのではないかなということを最近とみに感じているものですから、その件について市長はどうお考えか、ご所感を伺いたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 先ほどの平塚議員への回答ともダブるかもしれませんが、私は就任以来融和融合を訴えてまいったことも事実であります。確かに今、この1,500とも言われる事務事業については、むしろ合併の効果が薄まったのではないかなというようご指摘も実はあることは私も承知をいたしております。

しかし、それは単なる一部にすぎないのではないかな。また、極めて少数であっても、やはり声の大きい方あるいは非常にそういった言動の大きい方についての意見が多いのではないかなと思います。私は基本的には30団体の再編が進んだという実績を見ても、私はその融和融合は徐々にではあるけれども着実に進んでいることは確かだろうと認識はいたしております。

しかしながら、まだまだ合併のメリットを出すまでには至っておりませんから、その辺の基本構想の理念を踏まえて産学官民協働の構築を早く行っていきたいと考えているわけでございます。

もちろんまだまだ理想的な域には達しておりません。しかしながら、議員各位にもいろいろとご指導、ご鞭撻をいただきながら、この官民挙げたまちづくりに邁進をしていかないと、あす的那須烏山市はありませんので、私はそういったことを不退転の決意で努力をしていきたいと考えております。よろしくお願いします。

○議長（小森幸雄君） 3番久保居光一郎君。

○3番（久保居光一郎君） 今、市長からお答えをいただきました。私はやはりある部分においてはまだまだ進んでいないのかなというふうに思っています。これは市長を初め執行部の皆さん方にもぜひその融和融合については、市長の答弁の中にもございましたある一部の声の大きい人の部分があるのかなということでございますけれども、それに左右されることのないようにしっかりと取り組んでいただきたいというふうに考えているところであります。

それから、この基本構想はコンサルタント会社に恐らく頼んでいるんだと思うんですが、私

は、できればこの基本構想は行政のマニフェストであるべきだなというふうに思っております。であるならば、やはりここの中に具体的な数字も5カ年の部分でございましょうけれども、もっともっと織り込んだ、そしてできれば市の職員の中に有能な方がたくさんいらっしゃるわけでございますから、このような書き方といいますか、もう10年も20年も前からお互いの旧烏山、南那須の時点から職員がコンサルタント会社を頼んで、こういう手法というのはわかっているわけですね。そういう中で、取り組んでいただければさらによかったのかなというふうに思っております。

ですから、先ほど申しましたように、若干市民も、あっ、こんなものなのかという形で調べている部分があるのかなというふうに感じております。加えて申し上げれば、まちづくりミーティングの実施ということが書いてございますけれども、ここに出席した各烏山地区、南那須地区の住民で参加された方も20名までいたか、いないかというふうな状況を聞いております。そういうことも踏まえて、繰り返しになりますけれども、言葉の遊びにならないようにしっかりと腰をすえて、この基本構想に沿ったまちづくりを進めていただきたいというふうに念願をするところでございます。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 今回、過日の発表の際に新聞報道もありまして、策定委員会の会長さんから今までの経過等についてお褒めをいただくということもございますが、だから私は評価をするということを言っているわけではございません。基本構想はややもすると本当に他の市のどこどこの計画をまねすることが多いんですが、やはり内容を見ますと、やはり独自色は出ていると思っております。

しかしながら、このような表現にならざるを得ないことは構想部分ということをお許しをいただきたい。ただ、この実施計画については先ほど総務部長も申し上げましたように、年内あるいは年度内には数値目標を掲げた基本計画を提出をさせていただきたいと思っております。実施計画はさらに2カ年でございますから、詳細なことが出るということでございますから、さらに第三者機関によるチェック機能も果たすことにいたしております。したがって、これも独自と言えば独自かなと私は認識しております。ぜひご理解いただきたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 8番佐藤雄次郎君。

○8番（佐藤雄次郎君） まちづくりの基本目標について皆さんからいろいろなご意見がございました。その中で、融和融合、チャレンジなどいろいろございました。これを私は冗談半分、本気半分で言いますが、那須烏山市で一致団結してその融合融和ができるというのは、新生烏山高校が今度できて、烏山高校に甲子園を目指そうということ、これは冗談ではなくて振興計画でこんなことを言うと、議長に出ていけなんて言われるかもしれないけれども、

一番融合融和を図れるのは烏山高校甲子園目指そう。それを1つ入れて、そのぐらいの気持ちでやれば一致団結、チャレンジをして、そういうことも必要かもしれません。これは冗談半分、本気半分です。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） あすのトップバッターの中山議員からも烏山高校の市長の考え方、構想はという大きな質問をいただいておりますから、詳細については明日に控えさせていただきますが、私もそう思いますね。佐賀北の事例ではありませんが、やはり甲子園で優勝すればそれは一番のまちおこしだろう。そのように思いますね。私もそういったところを目指すべきだろうと思います。

ただ、構想等についてはやはり高校は県の事業でございますから、市の総合計画にはあらわしがたいんですが、半分と言いましたけれども、やはり高校再編を機にそういった烏山高校の復活といったところは考えるべきだろうと思っております。市ででき得る支援はしていきたいと思っています。

○議長（小森幸雄君） 1番松本勝栄君。

○1番（松本勝栄君） 今回基本構想ということで出てきましたこの立派な書類なんですが、まず3ページですね。私どもの市がどうしても何かに特徴を持たなくちゃならないということ、をうたわなくちゃならないと私はいつも思っているんです。市長も先ほどから福祉だ、教育だ、子育て支援だと言っていますが、一番大事なものは、私はやはりこの市の総生産だと思うんですよね。総生産を上げることによって住みやすいまちづくりとか、住んでみたいまちとか、そういうものができるわけですね。そこがこの別表に書いてある3ページの個別計画をやるだけでも大変だと思います。右側の何十項目あるかわかりませんが、この4番の活力あるにぎわいのまちづくり、市民総生産をいかに上げるか。その辺をきちっと書いていただきたいと思っています。

いっぱい書いてありますけれども、前回も言ったと思うんですが、この市の特徴ですね。輸送機器が特徴であればホンダさんとか、日産もしくは市内の企業では矢崎さんとかそういう輸送関連の企業があるわけですから、十分にその辺と連携をとって工場の拡張、ラインの拡張等そういうものを誘致していただくように、それによって住みやすいまちづくり、雇用のあるまちづくり、一人一人の総生産を上げるということが私は一番大事だと思います。

そこで、次に出てきます実施計画というのはいつごろ出てくるのか聞きたいと思います。それと重点戦略5、その次のチャレンジプロジェクト10、これももっともっとその実施計画においては本当に中身の濃い、実際こうやるんだああやるんだ、年次計画と数値を入れていただ

きたいと思っています。そういう意味で、市長の見解等がありましたらお聞きしたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 先ほどもお答えをいたしましたように、数値目標等につきましては早ければ年内にお示しできるのかな。慎重に対応する必要がございますから、年度内までには基本的な計画、実施目標も入れたものをお示しできるとご理解をいただきたいと思います。

今、攻めの行政の一環について触れられましたけれども、今、企業誘致、定住対策あるいは交流人口等についても合併以来その努力を傾けているわけでございますけれども、当然そのようなこともこの基本構想にはあらわれておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

しかしながら、着実に成績が上がっているか。これはもう数件ほど企業誘致が成功しておりますけれども、まだまだだろうと思っておりますので、その辺は大いに民の活力もいただいておりますので、官民挙げてこの市の活性化、いわゆる攻めの行政のかなめでもある企業誘致等につきましては、最大限私は努力を傾けていきたいと思えます。

○議長（小森幸雄君） 1番松本勝栄君。

○1番（松本勝栄君） 実施計画の提出はいつごろかと聞いたんですが、これは年内ぐらいということで解釈してよろしいでしょうか。

それと、先ほども申しましたように、市長が言っています企業誘致と私が考えている企業誘致とは若干違います。国、県等が言っています企業誘致とは、いわゆる大きな県、例えば福岡県、佐賀県、長崎県と九州の3県対中国の広州市を比較したときに、どちらがいろいろな面で勝っているか。そういうことで、国対国のレベルでの企業誘致ということを言っています。

これは、当市においてもこの近くのさくら市、大田原市、那須烏山市の3市的那珂川町でも結構ですが、4市町が入ってのここでのどういう特徴があるんだということでの企業誘致が今経済産業省とで言っているわけです。その辺も、その中に入って企業等とお話をしながら知恵を入れながらやっていかないと、なかなか企業は来ないと思えます。

国が言っていますのは、企業の誘致そのものは新設はない。ほとんどがラインの増設だと言っているわけですね。ですから、新規の会社を誘致をするのはなかなか難しい。ですから、地元の企業さんとよくよく話をして、去られていったときに失敗しちゃったなということがないように、既存の企業さんとも連携をしていって、どんな苦情があるのか。そういうところが必要だと思っているんですね。

その辺のところも守るのではなくて、攻めるにも身の丈以上に3倍、4倍にしなくてはならないこともありますから、その辺も含めてお答えをできたらお願いしたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 企業誘致等の活性化については、本市の考え方は今、松本議員ご指摘のような考え方で進めていることは事実でございます。やはり今の富士見台工業団地あるいは烏山の工業団地、あるいは各企業、そういったところにも情報をもらっている。ただ引くだけではない。今までの企業のフォローがもっと大事だというようなことで進めていきたいと思っております。

ただ、県とも協議をしなければならないというのは、今、松本議員は国対国、県対国、グローバルなお考えを示しましたけれども、ひとつそういったところはぜひ企業人としての松本議員のご意見もご指導いただきたいと思います。県ともやはり連携をとりながら進めていくべき問題だろうと思っています。やはりこの中には、特徴と言えば那須烏山市は地の利を生かした企業誘致が可能だということが一番先に言える。

それと、幸いにも宇都宮そして芳賀、今度のさくら市に予定をされているホンダのテストコースといったところに囲まれているというような地の利を生かした企業誘致、関連企業あるいは定住、交流、こういったところが一番私どもの市に合ったふさわしい施策だろうと思っています。

基本計画等についての日限については総務部長からお答えいたします。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 長期計画であります前期基本計画関係等につきましては、素案として先日全員協議会にお示したところでございます。しかし、今回の1つの大きな特徴といたしましては、施策の成果指標を数値化しようということで、現在、数値化を検討を加えております。それだけのこれからの整理でございまして、12月議会までには少なくとも素案として示していきたいというふうに思っております。

あと実施計画等につきましては、やはり一市民の方の身近に出てくる事業で具現化された事業でございまして、これらについては本来であれば12月中というのが一番予算の反映上から望ましいというふうには思っております。

しかし、基本計画等の整合性等を考えますと、少なくとも実施計画等については予算イコール実施計画になるかもしれないという危惧もございまして、3月というようなことで実施計画の作成はしていきたいというふうに思っております。

この実施計画の年度関係等につきましては、3カ年を表示したいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 1番松本勝栄君。

○1番（松本勝栄君） 今3カ月という話があったんですが、ぜひローリングされるような

形で頑張っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 実施計画については2年のローリング、そして当初予算は毎年ということでございますから、当然構想の理念は変わりませんが、計画、実施計画については見直しは必要だろうと思っています。社会環境は激変する中でございますから、そういった見直しを図りながら、数値目標を掲げて実現化に努めてまいりたいと思います。

○議長（小森幸雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） 確認をしたいんです。この18号議案の自治法第2条4項、これは3項かと私は記憶しているんですが、ちょっと確認をお願いいたします。平成17年度改正で3項になっています。

○議長（小森幸雄君） 休憩いたします。

休憩 午後 3時24分

再開 午後 3時25分

○議長（小森幸雄君） 再開いたします。

これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第13 議案第18号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号については、原案のとおり可決いたしました。

○議長（小森幸雄君） 休憩いたします。

休憩 午後 3時25分

再開 午後 3時38分

○議長（小森幸雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第14 議案第19号 国土利用計画那須烏山市計画について

○議長（小森幸雄君） 日程第14 議案第19号 国土利用計画那須烏山市計画についてを議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第19号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本計画は国土利用計画法第8条の規定に基づき、国土利用計画全国計画及び栃木県計画を基本としつつ、地方自治法第2条の規定に基づく那須烏山市総合計画・基本構想に即して、本市の土地利用に関する基本的な考え方や指針を示した基本構想として策定するものでございます。

今後のまちづくりの重要課題でもあります市の土地利用につきましては、市全体の均衡ある発展のため、定住促進対策や産業の振興策との調和を図った計画的な土地利用を進めていく必要がございますが、本計画を土地利用関係の法令に基づく各種土地利用計画の指針とすることにより、開発と保全の調和のとれたまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

なお、本計画の期間は、那須烏山市総合計画の目標年次であります平成29年までとしておりますが、今後の社会情勢の変化に的確に対応するため、計画の達成度などを評価しながら、必要に応じて改定を行ってまいりたいと考えております。

詳細につきましては、総務部長に説明をさせますので、何とぞ慎重審議をいただきまして可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 次に、総務部長の補足説明を求めます。

総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 議案第19号国土利用計画那須烏山市計画について補足説明をいたします。

国土利用計画那須烏山市計画は国土利用計画法に基づき、市の土地政策の指針となる土地利用の基本構想を定める計画であります。まちづくりの計画としては、都市計画マスタープラン

との関連が非常に強い計画でございまして、この計画は上位計画である全国計画、栃木県計画を基本として策定したもので、今後策定する土地利用調整基本計画の基本となるものでございます。

また、市にも各種の土地利用計画がありますが、計画上重要なポイントである人口フレーム、都市構造、土地利用構想については、現在策定を進めている総合計画、都市計画マスタープランと共通する課題であるため、それぞれの計画の整合性を図りながら検討を進めてまいりました。

策定経過等につきましては38ページに書いてあるとおりでございまして、昨年の5月以降、1年間をかけて市内のプロジェクトチームにおいて総合計画、都市計画マスタープランとの整合性を図りながら検討を進めてまいりました。案については5月にパブリックコメントを実施するとともに、諮問機関である土地利用対策審議会での内容の検討、栃木県計画との調整を行い、成案といたしましたものでございます。

また、土地利用調整基本計画についても土地利用に関する基本構想である国土利用計画を基本とし、現在策定を進めている都市計画マスタープランとの整合を図りながら、9月いっぱいを目途に素案をとりまとめたいたと考えております。

それでは、計画内容の概要等についてご説明いたします。本計画は目次にありますように、第1章那須烏山市の概況。第2章土地利用に関する基本構想。第3章土地の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及び地域別の概要。第4章本計画を達成するために必要な措置の概要の4つの章で構成をいたしております。

次に、2ページの第1章関係では、那須烏山市の概況の部分が書いてございまして、総合計画策定の際に実施した基礎調査並びにアンケート調査の分析結果をもとに、本市の土地利用の現況と課題をまとめております。

土地利用の現在の状況等につきましては、市の総面積は1万7,442ヘクタールで、主な地目山林が8,130ヘクタール、47%。農地が4,380ヘクタール、25%。宅地が930ヘクタール、5%となっており、農林業的な土地利用が大半を占めております。

土地利用の課題といたしましては、中心市街地の空洞化に対応するための市街地への定住促進、市の人口減少抑制のための優良住宅地等の供給、遊休農地や市街地における空き地等の未利用地の有効活用の3項目を挙げ、計画的な土地利用を推進していく必要があるといたしております。

次に5ページの第2章土地利用に関する基本構想の部分につきましては、市の農振計画、新田整備計画、都市計画マスタープラン等の基本的な考え方を踏まえつつ、利用区分別の土地利用の基本方向についてまとめたもので、道路等の整備により増加することが予想される都市的

な土地利用については未利用地の有効活用を促進する。特に中心市街地への都市機能の集中と定住促進のための計画的な市街地の形成を図る。市街地化の見込まれる地区においては、無秩序な開発を抑制、市街地周辺においては休耕田などの有効活用を図る等、計画的な土地利用を推進することといたしました。

次に第3章につきましては8ページに書いてございまして、土地利用の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標と地域別の概要の部分につきましては、目標年次である平成29年の人口を3万人、世帯数を1万6,000世帯とし、これを前提とした必要面積の推計を行いました。

9ページに目標値を一覧表にまとめておりますが、農用地、森林の数値等については過去の増減の推移に基づき推計をいたしてございます。なお、住宅地、工業用地については、総合計画の重点施策である定住人口の増加と企業誘致のために必要となる面積を政策的な観点から加味し、推計いたしました結果、工業用地については21ヘクタール、住宅用地については13ヘクタールを政策的な用地を確保することといたしましたものでございます。

地域別の概要の部分につきましては、総合計画、都市計画マスタープランとのゾーニングを基本とし、4つのゾーンに区分し、それぞれの地域における地域整備と土地利用の基本方針についてまとめております。

1のにぎわいと文化の清流ゾーンにつきましては、行政サービスの中心としての都市機能や集積や利便性の高い住居区への拠点としての機能を強化することとし、豊かな暮らしの丘ゾーンでは、南那須市街地を定住拠点として位置づけ公共施設等の集積を図る。宇都宮、芳賀、真岡地域の工業団地等の連携を図るため、企業誘致を推進することといたしました。

3番の活力ある交流の里ゾーンは、富士見台工業団地、県道矢板烏山線の沿線を中心として企業の立地誘導を図ることとし、自然とふれあう八溝の森ゾーンでは、那珂川県立自然公園、国見緑地などの観光資源を生かし、那珂川町、茂木町、茨城県の奥久慈等との連携した観光、レクリエーション機能の充実を図ることといたしましたものでございます。

15ページの本計画を達成するために必要な措置の概要につきましては、第3章を受けて今後行政として取り組むべき方向性をまとめたものでございます。

以上で簡略ですが、概要の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 1点お伺いします。最後の部長が説明してくれました9ページの目標年次における規模の目標、これはそれぞれ地目別の面積の構成比があります。平成17年度を基準としまして平成29年度の目標年次の数字が書いてあります。この記載されておしま

す数字を見ますと、農用地では平成29年、今から10年後には98ヘクタール減る。山林も261ヘクタール減る。何がふえるかといいますと道路で51ヘクタール、宅地で56ヘクタール、その他で252ヘクタールふえるとあるわけなんです、これは過去の実績からしてこうなると見た数字なのか。それとも単なる目標を掲げた数字なのかお伺いします。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） この数値との関連等につきましては、35ページ関係との関連性がございます。特に宅地関係等につきましては、計数的には55.7ヘクタールが平成29年度の目標年次からしますと、対平成17年度から比較するとふえるという差し引き勘定が出てまいります。住宅地関係、工業用地というふうにも分かれています、基本的には住宅用地等についても35ページのほうを見ていただければわかりになると思いますけれども、小規模住宅用地等については平成17年度は200.8ヘクタールで、平成24年度は211.4ヘクタールというような、現在までの数値等からして推計をいたして入れたものでございます。あと一般住宅用地等についても、今までの状況から推計をして計数を入れさせていただきました。

そうしますと、自然的なものとその一番下のところに政策的な住宅地という表現がされております。これにつきましては民間等々の開発関係等から差し引いてみても、この数値が不足するというようなことがございまして、ここで政策的な住宅開発をしないと、3万人の人口に対応できないということから計数をさせていただいたものでございます。なお、世帯等については100坪を必要とするということで今回積算をさせていただきました。都会というよりも田舎のよいところを分譲するという基本的なものがございまして、100坪ということで積算をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（小森幸雄君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 先ほどの質問につきましては、おおむね了解いたしました。

もう1点、9ページの表の一番下から2番目、その他とあります。これでは平成29年では252ヘクタールふえることになります。その他とは何かということについては19ページの一番下に具体的な地目が書いてあります。公園とか緑地、広場または公共空地、ゴルフ場、鉄道敷とあるわけなんです、これらがこれから10年間でこれほどふえるのでしょうか。具体的に何がこのようにふえるのか、もしわかりでしたらお答えをいただきたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） その他関係等につきましては、推計上の数値を入れてございまして、申しわけございませんが具体的なものでこういうふうになるという推計値ではござい

せんので、ご理解をいただきたいと思います。

○17番（中山五男君） 了解しました。

○議長（小森幸雄君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 議案第19号の国土利用計画的那須烏山市計画についてであります。内容等については先ほど提案理由の中でお聞きしたところではありますが、これは先ほど議決をした総合計画の基本構想と合致をしたその基礎となるような土地利用計画だというようなお話ですけれども、基本構想が5年ごとの基本計画で見直しを図り、なおかつ実施計画の中で2年間ローリングの中で数値目標を出しながら見直していくというお話でございましたが、この土地利用計画というのはどれほどの縛りがあるのかなのか。

それと、なお本計画は今後の社会経済情勢の変化に的確に対応するため、計画の達成度の妥当性を評価し、必要に応じて訂正を行うとしておりますが、どのようにこの辺は訂正を講ずることができるのかお示しをいただきたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 国土関係の計画、那須烏山市計画等につきましては、直接土地利用の規制を行うものではございません。通常ですと規制をするという概念が非常に強く出てくるわけですけれども、この計画につきましては規制するということよりも、広く那須烏山市の土地利用を民間の方に知らせるというようなこともございまして、総論的につくったものでございます。実質的にはこの後、土地利用調整基本計画というものをつくることになります。これについては一般的には従前ですと国会移転等の関係があるということから、那須地域等については早急につくるということで、県の非常に強い指導等もあったわけでございます。

そういうことから、国会移転等の問題は今あまり話題にはならないわけですけれども、那須烏山市といたしましては、これが議会の議決をいただいた後には、土地利用基本調整計画というものをつくらせていただきまして、これより具体化したもので作成をしていきたいというふうに考えております。

この見直し等については、土地利用そのものが相当利用されるものが、私どものほうの示しているものと整合性がとれなくなった場合等については見直しをかけるということになると思いますけれども、現実的にはあまり変わらないのかなということで、土地の誘導をしていくということも必要でございますので、基本的には変わらないと私は考えております。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 大体仕組みはわかったんですけれども、ただ、先ほどの総合計画を人口問題で言えば、ふやすのには相当な若年労働者を本市に抱えるようなことをしなければ

達成できないわけですね。そうしますと、例えばこれはいいかどうか分かりませんが、塩那台地なんかも今のまま放置して、また山に返って負担金が大変だということで放置していいかどうか。例えばあれを工業団地や住宅団地のように有効活用を図ることができないのかどうか。その辺も本格的に考えていかないと、大幅に人口をふやすなんていうことは難しいのかなというふうに思うんです。

自然保護とか農業を守る点からすれば矛盾しますけれども、その辺、やはり有効活用という点からすれば、十分山に返る、そして負担金で大変だという現状を放置しないで、解決手段としては別な転用で利用も考えていくということも必要ではないかなというふうに思うんですが、そういうことはこの利用や総合計画をつくる際には検討になったのかならなかったのか、その辺についての協議された内容があればお示しいただきたい。

県の産業団地などでも、売れているものと売れていないものがあるんですね。企業のニーズにこたえるような利用形態を提供しているところが売れているんだそうです。単に産業団地を用意して、ここに来いと言っても、高速道路の近くにあるからといっても全然売れないというところがいっぱいあるそうです。

そういう意味で、先ほど同僚議員からもそのようなお話がありましたけれども、企業側の立地に合うような、うまい言葉が使えませんが、向こうに有利な利用方法も考えていかないと、そういう若い労働力をこの市に抱えるということは難しいのではないかと私は思うんですけれども、その辺、大胆な話で申しわけないですが、今までの中で検討がされたのかされなかったのか、回答があればお願いしたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 具体的に塩那台地というような例をもってご質問をいただきました。この国営塩那台地関係につきましては、現在ここの法律に基づいて縛りがあるわけでございます。私どもの今回の土地利用計画等につきましては、11ページの一番下のところに総合計画で造成した畑地について、今後とも集団化農地として利用するというようなことで記入をしてございます。これについては現在の法律というものを考えてそういう位置づけをさせていただいております。

以上です。（「それ以外の有効利用は今のところは考えていない。論議もしていないということですね」の声あり）

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 補足をさせていただきます。塩那台地につきましては国策で始めたことで、これは実は芳賀台地と同じようなことで本当に負担が多くて、旧南那須も烏山も失敗策なんです。本当に反省はしているんですけれども、そう言ったって1,400～1,500万

円を償還しておりますから、これに耐えていかなければならないということでございまして、ただ、果樹園と書いてあります。したがって、用途を今の農地から変える必要はあると思います。観光果樹園とか大きなことについては大いに議論を戦わせておりますので、定住なり交流人口をふやすというような土地に活用は可能だと私は思っております。

また、いろいろ今、農振地域と言われるところでも山化しているところが大変多いわけがあります。これは専業の農業者が30年、40年、50年も手つかずのままでいるのを、いまさら優良農地に復活するのは難しいと思います。ですから、その辺ははっきりとすみ分けをして、農振の除外をして、農転もすみやかにやって宅地なりほかの用途にすべきだろうと前向きに考えていきたいと思います。

開発すべきところと残すべきところを完全にすみ分けをして、開発すべきところは大いに開発して民間活力を入れてもらう。こういったところがこの土地利用の基本原則だと私は思っております。そこで地方分権の話が出るんですが、まだまだ地方分権の中でも土地利用計画についてはまだ権限を渡せないと国、県は言っています。ですから、この辺のところはやはり地方分権の大きな目玉になると思っています。権限と人材は市町村に配置してもらう。そんなような分権を考えるべきだろうと要望しているところであります。回答になりませんが。

○16番（平塚英教君） 了解。

○議長（小森幸雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第14 議案第19号について、原案のとおり決定することにご異議

ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号については、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。日程第15 議案第1号から日程第21 議案第7号までの平成19年度一般会計補正予算、特別会計補正予算、事業会計補正予算の7議案を一括して議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

-
- ◎日程第15 議案第1号 平成19年度那須烏山市一般会計補正予算について
 - ◎日程第16 議案第2号 平成19年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算について
 - ◎日程第17 議案第3号 平成19年度那須烏山市老人保健特別会計補正予算について
 - ◎日程第18 議案第4号 平成19年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算について
 - ◎日程第19 議案第5号 平成19年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正予算について
 - ◎日程第20 議案第6号 平成19年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算について
 - ◎日程第21 議案第7号 平成19年度那須烏山市水道事業会計補正予算について

○議長（小森幸雄君） よって議案第1号 平成19年度那須烏山市一般会計補正予算から議案第7号 平成19年度那須烏山市水道事業会計補正予算までの7議案を一括して議題いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま一括上程となりました議案第1号から議案第7号までの提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号は平成19年度那須烏山市一般会計補正予算第2号についてであります。概要は補正予算額1億8,730万4,000円を増額し、補正後の予算総額を111億6,689万円とするものであります。

内容は一般会計補正予算第2号につきましては、平成19年度が始まり半年が経過をしたところではありますが、速やかに対処すべき新たな事業費等が生じたことから補正予算を編成したところであります。

内容は次のとおりであります。歳入であります。国、県補助金として認知症高齢者グループホーム整備補助金、ナシ園芸産地育成事業補助金及び林産物活用施設整備補助金を増額補正することといたしました。

繰入金は、平成18年度決算に伴う老人保健特別会計及び介護保険特別会計からの繰入金を計上いたしました。また、前年度繰越金を計上するとともに、市債については臨時財政対策債の額の確定に伴い増額補正するものであります。

寄附金につきましては、栃木県プロゴルフ会様、株式会社アットムービー様、ムロコーポレーション様から賜りましたが、その趣旨に沿い予算措置をいたしておりますので、ここにご芳志に対し深く感謝と敬意を表し、ご報告申し上げます。

歳出につきましては、総務費の主なものは旧野上小学校改修工事設計委託料、交通安全施設整備費及び市税還付金を追加計上いたしました。民生費は認知症高齢者グループホーム整備費、障害者自立支援事業費及びこども館に係る学童保育事業費を新たに計上いたしました。農林水産業費は、ナシ園芸産地育成事業費を新たに導入するとともに、県単土地改良事業費、市単土地改良事業費を追加計上し、農道及び水路等の整備促進を図ることといたしました。また、シイタケの生産施設整備補助事業を行うための予算措置を講じました。

土木費においては、道路維持、整備費やふれあいの道づくり事業費を追加計上し、支障木伐採、道路修繕、側溝整備、交通安全施設整備等を緊急に実施し、安心安全な生活基盤整備に努めることといたしました。消防費は機械器具購入費及び消防施設の修繕費等を増額補正いたしました。教育費の主なものは、こども館開設に伴う施設管理費及び活動費を新たに計上するとともに、文化財遺跡調査費や烏山公民館修繕費等の予算措置を講ずることといたしました。

議案第2号は、那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算第1号についてであります。事業勘定の補正予算額は、当初予算の歳入歳出額にそれぞれ2,424万5,000円を追加し、補正後の予算総額を33億7,464万5,000円とするものであります。

内容につきましては、平成18年度の国庫負担金と支払基金交付金の確定に伴う超過交付額の償還金を計上したものでございますが、これらの財源につきましては前年度繰越金をもって措置をいたしました。

次に、診療施設勘定の補正予算額は、当初予算の歳入歳出額にそれぞれ360万円を追加し、補正後の予算総額を9,870万円とするものであります。主な内容は七合診療所一般管理費に不足額が生じる見込みとなるため、その所要額を措置したものであります。これらの財源につきましては前年度繰越金をもって充当させていただきました。なお、本案は、過日の国民健康保険運営協議会に諮問し、原案どおりの答申を得ております。

議案第3号であります。那須烏山市老人保健特別会計補正予算第1号についてであります。今回補正予算は、当初予算の歳入歳出額にそれぞれ2,922万4,000円を追加し、補正後の予算総額を28億1,532万4,000円とするものであります。

主な内容ですが、平成18年度の老人保健医療費の額の確定に伴い、平成19年度において精算を行うもので、国庫負担金の確定に伴う一般会計繰出金の精算及び県費負担金の超過交付額の償還金を計上したものでございます。これらの財源につきましては、国庫支出金及び前年度繰越金をもって措置をいたしました。

議案第4号であります。那須烏山市介護保険特別会計補正予算第1号についてであります。予算額は、当初の歳入歳出額にそれぞれ6,300万4,000円を追加し、補正後の予算総額を20億1,400万4,000円とするものであります。

主な内容は、平成18年度介護保険特別会計決算に伴い、介護給付費等で超過交付された国県及び支払基金への償還金、及び一般会計への繰り戻しを繰越金で措置するものであります。

議案第5号でございます。本案は、那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正予算第1号についてであります。今回提案をさせていただいた補正予算は、職員の人事異動に伴う人件費、水処理センターの維持管理に係る汚泥引き抜き手数料及び使用料の過年度還付費用を精査し、367万5,000円を計上いたしました。この財源については、一般会計繰入金と前年度繰越金をもって措置をいたしております。

議案第6号であります。那須烏山市下水道事業特別会計補正予算第1号についてであります。提案をいたしました補正予算は、職員の人事異動に伴う人件費を精査し、942万円を減額補正をしたものでございます。財源につきましては、一般会計繰入金の減額をもって措置をいたしました。

議案第7号は、那須烏山市水道事業会計補正予算第1号についてであります。今回の主な内容は、営業費用及び建設改良費を増額し計上するものであります。営業費用は、配水及び給水費の修繕料を320万円、総係費の委託料と修繕料を136万円増額し、雑収益39万1,000円を財源の一部とさせていただきました。

また、建設改良費の上水道整備費を487万5,000円増額し、工事負担金150万円を財源の一部とするものであります。これによりまして、収益的収入6億3,478万1,000

円とし、収益的支出を6億4,418万9,000円とさせていただきます。

また、資本的収入を1億4,778万7,000円とし、資本的支出を3億8,299万円とするものであります。

以上、議案第1号から議案第7号まで一括提案理由の説明を申し上げました。慎重審議をいただきまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 議案第1号の一般会計について何点か質問したいと思うんですが、まず歳入の9ページの中ごろに県補助金ということで、障害者自立支援特別対策事業費補助金260万円とあるんですが、これは12ページの障害者福祉費ということで障害者福祉事業費が220万7,000円、障害者自立支援事業費が273万円ということで載っていますが、先ほど市長の提案理由の中でここに触れられたような気がしたんですが、これの具体的な事業の内容についてご説明をいただきたいと思います。

次に、歳入に戻りますけれども、9ページの地域ぐるみの学校安全体制整備事業費補助金というのが100万円載っておりますけれども、歳出のほうを見ますとどこでどういうふうに使われているのかわかりませんが、これについてもご説明をいただきたいと思います。

次に、歳出の16ページ、災害対策費の防災無線等管理費及び防災無線整備費ということで36万8,000円とか86万2,000円とか載っておりますけれども、これは恐らく南那須の防災無線等の管理及び整備費というふうに思うんですが、旧烏山の部分についてはこの防災無線については基本計画の中ではどんな位置づけで、いつごろまでに進めるつもりがあるのかなのか。回答があればお願いしたいと思います。

以上。

○議長（小森幸雄君） 市民福祉部長 正俊君。

○市民福祉部長（正俊君） お答えいたします。歳入の県補助金、社会福祉費補助金260万円、障害者自立支援特別対策事業補助金は、歳出12ページの3款1項2目障害者福祉費の説明欄の障害者自立支援事業費273万円と関係するものでございます。

これは障害者自立支援給付費につきましては、国民健康保険連合会がそれぞれの事業者に支払をしまして、市町村は国民健康保険連合会に支払をするというふうなシステムになっております。このシステムを全国統一したということで、そのシステムの改修費の県補助金とその歳出でございます。

○議長（小森幸雄君） 教育次長堀江一慰君。

○教育次長（堀江一慰君） 9ページの地域ぐるみ学校安全体制整備推進事業費補助金の関係でございます。これにつきましては平成18年度からモデル地区を指定いたしまして、学校安全の体制の関係の部分でございます。平成18年度が下野市と大平町のほうで指定がされたようですが、平成19年度につきましては上三川町と那須烏山市が指定ということでありまして、今年度100万円の補助金がまいるわけでございます。

なお、ご案内のとおり、スクールガードリーダーという方がおります。これは中学校単位に現在4名の方を委嘱しておりまして、それらの方を中心に学校の安全等について、スクールガードというのは各学校にあります。そのリーダーとして4名の方を別に委嘱をお願いをしているというようなことでの学校の安全管理関係をまとめているような事業でございます。

これらについて今年度当初にスクールガードの部分につきましては若干予算措置をさせていただきましたが、100万円の補助が今年度モデルということで那須烏山市につくことになりましたので、今後モデル地区になりましたが、江川小学校区をモデル地域に指定をしまして、先ほど通学路のマップの話等が出たと思います。通学路の安全マップ等も含め、あるいは現在の安全対策の推進体制関係につきましても会議をやればと言うと語弊がございますが、そういう整備をしながらこの100万円の事業支出、そのほかの各中学校区単位に別枠で助成はする考え方でいる事業でございますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

歳出のほうは、小学校費の80万5,000円という数字、管理費の16ページになりますが、そちらのほうで歳出の項目で、冒頭申し上げましたようにスクールガードリーダーの謝礼のほうで当初から市費でつけておりましたので、その不足分という形で今回予算措置をさせていただきます。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 私のほうから10ページの雑入関係で防災無線の子局の移設補償費88万2,000円につきましては、県道宇都宮線の拡幅工事に伴いまして高瀬地内の子局がかかるということから、県からの補償金でございます。なお、この歳出関係等につきましては、これに相当する金額を歳出で現在計上してございます。

次に、消防団員の安全装置関係の補助金が45万3,000円、これにつきましては消防団員の公務災害補償共済基金からの助成金でございます。助成率につきましては2分の1でございまして、歳出のほうでは15ページの11の事業費90万6,000円を計上してございます。この内容等につきましては、南那須支団の団員の方に現在長靴を交付をいたしてございません。烏山の支団との整合性を図るために今回長靴を計上いたしましたものでござい

す。

次に、防災計画関係と情報手段的なものも含めたご質問だというふうに思います。これにつきましては、現在、防災関係の計画と地域情報化計画というものを並行して進めさせていただいております。この地域情報化計画によりますと、平成19年から平成20年の2カ年にかけて計画を策定していくということになってございまして、この中で明確にしていきたいというふうに考えております。情報伝達方式等については相当時代とともに変わってきているということもございまして、今後専門家等も含めながら検討を加えさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 16ページですよね、私が質問したのは。災害対策費ということで防災無線管理費並びに防災無線施設整備費ということで載っていますよねということで、これは南那須の防災無線関係でしょうと。違うんですか。これは先ほどの説明のとおり高瀬の防災無線の補償費という考えなんですか。

そういうことなのですが、今の説明の中で平成19年、平成20年の2カ年をかけて情報化計画を策定していくということなんだけれども、旧烏山についての防災無線等の整備計画は全く違うものなのかどうなのかわかりませんが、整備をする計画が5年以内にあるのかないのか。それを聞いたんですけれども。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 大変失礼いたしました。防災無線管理費関係等につきましては、今回災害等が発生した場合について消防団員の方にメールを発信できるという方法論をさせていただきました。これにつきましては機器5万2,500円かかるということでございまして、今後電話等をしなくても自動的にメールで配信をするということで、消防団員についてはそういう方式をとらせていただくことにさせていただきました。

防災無線関係等につきましては、やはり現在行っております南那須方式ですと非常に範囲が広がるということもございまして、現在のところ相当費用がかかるというような積算がされております。そういうことから、烏山地内等においてはそれと違う方法論を模索する必要があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 模索検討は結構なんです、旧烏山の総合計画10年構想の中でも、やはり防災無線が計画されながら10年間全く手つかずでそのままになっちゃったという

ことがありますので、また那須烏山市になっても旧烏山の防災無線はつくられないということでは困りますので、あえてその辺をもう1回確認をしたということでございますので、この10年間の間には何かの方法で、防災無線あるいは防災無線にかわるような体制をとるという考えでよろしいのかどうか。もう1回お聞きしたいということです。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） おおむね総務部長の答弁で私も了とさせていただきたいと思うんですが、その中で合併協議の中の約束事であることも承知をしております。ただ、先ほども総務部長も言いましたように、費用対効果の面で今、南那須はアナログ方式なんですね。旧式なんです。それを全域にやる。今でさえ、これも南那須町の時代に大分補足してきたんですよ。それでもまだ聞こえない。もう少し増設しろという要望が出ているんですね。そういうところをまたさらに山あいの多い烏山地区全域に広げていくかという問題もございます。

ですから、お金はかけたわ、効果が薄いわでは住民に説明もつきませんから、効果のあるところ、平場地区、市街地地区はかなり効果があると思っています。そういうところも考えながら、全域で要は災害対応が緊急に対応できるという通信伝達ですから、その辺のところを今、総務部長が言ったように情報計画の中で詳細に検討していきたい。平成19年、平成20年度で明確化して、旧烏山についてはこうあるべきだということを構築したいということでございますから、ご理解いただきたいと思います。

○16番（平塚英教君） 了解。

○議長（小森幸雄君） 2番渡辺健寿君。

○2番（渡辺健寿君） 特別会計の中で人事異動に伴います人件費の増減がたびたび出てくるようであります。人事異動によりまして人員の増減があったときには当然だと思いますが、人員の増減がなし、ただ所属する職員の給料の高い安いで補正をされているように見受けられるんですが、これは行政庁の指導とかあるいは市の決まりで、このようにせざるを得ないのかどうか。職員が300人いればどの部署に行っても平均賃金を出しておいて、人員が増減ない限りは5名のところが5名であれば、給料の高い者が行っても安い者が行っても、人件費の補正はしなくて済むという方法はとれないのかどうかお聞かせいただければと思います。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 人件費の予算の計上関係等については、当初予算でも流用というものをうたって議会の議決を受けております。同一款内のものについては人件費を流用することができるということになってございまして、一般会計の場合は比較的弾力的に運用できるというふうに思っております。

しかし、特別会計等につきましては職員数が非常に少ないということもございまして、人事

異動に伴いますと、例えば若い職員で見ていたところが、ある程度補佐クラスとか主幹クラスが行ってしまうということになりますと、12月まではもたないということも当然出てくるわけでございます。そういうことになりますと、補正をせざるを得ないというふうになります。

特別会計と一般会計の職員の人数的なものもございますけれども、歳出等については支出の限度額を定めているわけございまして、それを超える支出はできないということになるというところでございますので、今回補正をさせていただきました。特別会計等については、今後も人事異動等に伴いましてこういうことはあり得るというふうに思っております。そういう点についてはご理解をいただければありがたいと思いますので、ぜひご理解をお願いを申し上げます。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 総務部長の答弁に若干補足をさせていただきたいと思いますが、今、渡辺議員のご指摘は人件費は同一をした、300人であれば300人の人件費なんだから、新たな人件費が発生しない限りは補正はしない仕組みはできないかというご質問であると思います。今の仕組みでは、やはりこのような補正をせざるを得ないわけです。特別会計部門、一般会計と分かれておりまして、仮に水道課の職員については水道の企業会計の中での人件費で対応しています。したがって、人事異動がありますとそのような補正を組まなければならないという今の仕組みはご理解いただきたい。

ただ、今後は公の会計の改革が進められておりまして、かなり中核政令指定都市については、企業会計、そういった複式簿記に移りつつあるんです。市になってはそういった会計に移行しつつあります。したがって、公会計の中で連結決算、特別会計も全部連結決算の収支が必要なことは今後大いに進むと思いますので、恐らく今後は企業会計の中で、そのような一目瞭然に人件費がどのくらいあるんだというような会計ができるものというふうに考えておりますが、本市についてはこのような会計対応としておりますので、当面はこのような対応をせざるを得ないだろうと思います。

○議長（小森幸雄君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） 私は3、4点質問いたします。まず最初は一般会計の9ページ、国庫支出金の中で、民生費国庫補助金という中で地域介護と福祉空間整備等交付金というわけですが、福祉空間の整備というのはどういう事業なのか。まずこれが第1点です。

第2点、11ページの総務費の中の税務総務費の中で税務管理費ということで4,309万4,000円ということですが、この内容ですね。

それともう1点は13ページ、農林水産業費の中の農業振興費ということで、説明欄に需要対応型園芸産地育成事業費ということで718万円ありますが、この説明もお願いいたします。

最後の質問になりますが、これはどこに入るかちょっとわかりませんが、介護保険特別会計の中の5ページの地域支援事業ということで、これは1目の中で地域包括支援センター運営事業費ということがありますが、きょうの下野新聞なんです、この中で在宅療養支援診療所、県内7市町村が未整備。高齢者が多い自治体でおくれ。その中で筆頭に那須烏山市と。そういうふうな記事がありまして、これは地域対策医療特別委員会というのは県議会のほうでまとめた調査である。その中で、塩谷、茂木、芳賀、市貝、西方、野木、那須烏山市というふうな記事が出ているんですが、これは那須烏山市が整備がおくれているということはどういうことなのか。

それともう1点で、これに関連をいたしまして、この支援が必要な人たちは何人いるのか、今、この那須烏山市に。支援が必要な人が多数いるにもかかわらず、この支援診療所を置き去りにした。ほかの市町村はできているわけですね。これは合併といういろいろなことがあったかもしれませんが、そういう中でも両町でこういう問題が議論されたり、計画されたりしたことがなかったのか。もし計画があれば、それに対してあと何年後にできるとか、こういう計画があればお示しをいただきたい。

以上であります。

○議長（小森幸雄君） 市民福祉部長 雫 正俊君。

○市民福祉部長（雫 正俊君） お答えいたします。一般会計の9ページ、民生費社会福祉費補助金4,500万円ですが、これは市長の提案理由の中で説明がありました認知症の高齢者グループ整備補助金でございまして、地域介護福祉空間整備等交付金はこの補助金の国の名称でございまして。

この4,500万円につきましては12ページの3款1項1目の説明欄に、社会福祉施設整備費4,500万円ということで同額ですが、これはトンネル補助金ということで、認知症の高齢者のグループホームを整備する際の補助金でありまして、国庫定額1,500万円の3カ所でございます。

これらにつきましては市のほうで公募をしまして、法人の審査会をしまして、その法人の審査について決定をしているところでございますが、介護保険の第3期計画、平成18年度から平成20年度までの3カ年計画では市内に3カ所の認知症の高齢者のグループホームを整備する計画がございまして、現在のところは国の補助金が3カ所の補助金がついておりますが、今のところは公募では1件の申請がありまして、法人審査会で認定されたところでございます。

次に、介護保険の関係できょうの下野新聞ですが、これらにつきましては在宅利用支援診療所につきましては実際市町村では把握していないんです。それぞれの医療機関が連携をしまして実施しているということで、これにつきましては社会保険事務局のほうに届出をしますと、

こういうふうな医療機関につきましては診療報酬が高めに請求できるということでございます。

具体的に申し上げますと4つか5つの医療機関が連携をしまして、きょうはAの医療機関、次はBの医療機関という形で24時間体制で医師、看護師等を配置しまして、緊急の場合入院をする施設を確保する。そういうことで幾つかの医療機関が連携をして実施しているということで、これはそれぞれの医療機関がそのような連携をしまして、社会保険事務局に届出をしまして実施しているということで、残念ながら本市内においてはこのような支援診療所はございませんということで、きょう新聞に出ていました。

また、実際にこういうような24時間医療につきましての実態、必要性について把握しているかということですが、現在のところはそのような実態調査また把握は申しわけありませんがしていない状態です。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 税務関係の還付金4,309万4,000円についてご説明を申し上げます。今回の還付加算金関係でございますが、南那須の工場において償却資産関係の申告ミスが平成12年度からございまして、今回平成14年度から地方自治法に基づく5年間の還付ということで5年間の還付額を計上いたしましたものでございます。なお、この償却資産関係につきましては、1月1日現在の課税に基づきまして会社のほうから申告をしていただく。それは1月末日までに償却資産については市町村に報告をする義務がございます。その中で、特に償却する項目についてダブリがあったということでございます。

市においては、その金額が同金額のダブリであればある程度掌握はできたと思いますけれども、全く違う金額が計上されていたということでお互いに発見がおくれてしまったということもございまして、今回5年間さかのぼることになります。

ちなみに税額等を申し上げますと、5年間で返還する税額については3,471万8,300円、当然加算金がつきますので加算金については529万8,100円、トータルで4,001万6,400円を企業に返還するというものでございます。

今後、こういう償却資産、また固定資産税等についても新聞等で報道がされておりますので、これらについては十分職員ともども注意をしながら、会社等ともお互いに連携をとりながら、特に償却資産については課税を行っていきたいという反省を踏まえながら、ご報告とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 副市長山口孝夫君。

○副市長（山口孝夫君） 先ほどのご質問でございますが、6款1項3目の中の需要対応型園芸産地育成事業費についてご説明申し上げますと、この事業はJAが事業主体になっており

まして、この事業の実施地区は八ヶ代地区でございます。内容につきましては、ナシの生産者のナシ棚、防電網の設置といったものでございますが、受益面積が1.82ヘクタールで戸数は3戸でございます。この718万円につきましては、県支出金、歳入のほうにもこの金額が同額が載っておりまして、いわゆるトンネル事業でございます。県から市が受けて、そしてJAに交付をする。そういうようなものでございます。

以上でございます。

○議長（小森幸雄君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） 今の答弁の中で、まず最初に総務費の税務関係は理解ができましたので了解をいたします。

次の福祉空間整備事業費交付ということですが、これは認知症の方、それもグループホームの整備。その中で今3カ所予定しているが1カ所しかまだその申請がない。これはボランティアあるいはNPO、いろいろ形態はあるんでしょうが、どういう形態がまず1カ所申請をしたのか。

もう一つは、3カ所で大体この計画で認知症の方々をこのグループホームでこれから面倒を見ていこうという場合に、3カ所ぐらいで人数、規模、1カ所どのぐらいの規模で何カ所ぐらいで何人ぐらいの方がここで収容してお世話ができるのか。この辺の具体的なものも、もし計画にありましたらお示しをいただきたい。

もう一つは、先ほどの需要対応型、農林費、これに関してもこれはナシということでJAが事業主体だということでありまして、霜とか雹の防除の補助金であるということでもありますからこれも理解をいたしました。

ただ、在宅医療支援の診療所の問題、これは社会保険事務所のほうでまとめたので実態はあまり把握していないというようなことでありますが、それに付随して在宅を必要とするその人数すら把握をしていない。こういう状況では、果たして市民のサービスとか地域医療の問題、地域支援事業というのが介護保険特別会計の中にこういう事業があるんですね、地域支援事業と。これにわざわざ款、目の中に包括支援センターというものが入っているんですが、地域包括支援センターというのはどういう業務をやって、どこにあるのか。今だったら、福祉センターに入っているのかどうか。あるいはほかの地域にどこにあるのか。ちょっと私は勉強不足で支援センターがどこにあるのか見当がつかないので、その辺の説明をお願いいたします。

それともう一つは、支援診療所と訪問介護ステーション、この訪問介護ステーションは那須烏山市はあるみたいなんですね。これはどこにあるのか。この辺も含めて人数を把握していないのはやむを得ない。地域包括支援センターの場所、運営事業というのがどこかにあってどういう事業をやっているのか。

それともう一つは、訪問看護のステーションがどこにあるのか。また、どういうふうに活動しているのか。一番大切なのは支援診療所と両方あって初めて在宅の方に必要なサービスができる。それもむしろ広域的にやってもいいですよ。こういうふうな、これはあくまでも新聞記事ですから、自治体がどこまでそういうものを整備するのか。

特に在宅をいうのは、今、施設介護に入れない人がとにかく多いんです。入りたいくてこれは順番待ち、ダブっているものもありますが、敬愛荘だったらうわさによると200人だとか、100人だとか入れないんです、実際入れないことは確かなんです。ですから、この地域の中の支援あるいは診療所というものを充実しないと、これの対象者が非常に困っているわけであります。また、不安なわけであります。

ですから、この診療所をいち早く立ち上げると同時に、訪問看護のステーションと両方相まってこのサービスを受けたい人のために、また安心してもらうようにするのが行政の責任ではないのか。これがまだ未整備であることは、早急に整備をして、安心を図ってもらうのがこの介護を必要とする人の最大の望みではないかと考えるわけでありまして、これに対して市の考え方、市長を含めてひとつ答弁をお願いいたします。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 在宅地域診療所については私からお答えをいたします。

実は私の浅学とするところなんですが、きょうの記事の内容については本当に勉強不足で、目新しいというような記事で読ませていただいたのが本音であります。朝一番に来て、市民福祉部長を呼んでいろいろと協議をしたのでありますけれども、確かに今言われるご指摘のとおりだと私も思っております。高齢化社会の中で、在宅介護、介護保険の中でも今、国、県あるいは国の指導で市が進めることも在宅介護という方針で行っております。

しかしながら、在宅介護、経費の7割は施設介護ということになっておりまして、なかなか在宅介護が進捗しないというような実態にあります。しかし、今後さらには私どもは高齢化率26%ですが、これも30%になるのは間近とは言いませんが近い将来にあるだろう。こう考えますと、まさにこういった訪問看護あるいは包括支援センターについては設置をしておりますが、これは後で市民福祉部長から説明をさせますが、そういう中でこの在宅、24時間、一朝有事の際には何かそこに頼み込めるというような仕組みは私も必要性を強く感じたところがあります。

したがって、これは行政だけでもお金をつければいいというものではございませんので、医師会あるいは那須南病院といったところとも協議を重ねながら、こういった訪問、在宅支援の診療所方式がとれるように、調査研究の上、実現化に向けて努力をしていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 市民福祉部長 雫 正俊君。

○市民福祉部長（雫 正俊君） お答えいたします。

認知症の高齢者グループホームですが、これは現在1カ所申請がありまして決定をしておりますが、現在、特別養護老人ホームを運営している社会福祉法人でございます。1カ所につきましては、1ユニット9人ということで3施設で27人、今回の第3期計画で平成18年度から平成20年度までには3カ所、その後の第4期計画で2カ所ということで、現在那須烏山市内を5ブロックに分けまして3期計画で3カ所、27人、4期計画で2カ所、18人を予定しております。

次に包括支援センターの業務ですが、包括支援センターはご承知のように介護予防ということを重点的に実施しております。これにつきましては現在、保健福祉センターの健康課内に設置しておりまして、保健師、介護福祉士、看護師等がその業務にあたっておりますが、主に介護サービスにいかない介護予防事業を展開しております。また、特定高齢者と言いまして、健診などからいろいろ状況をチェックしまして、それらに対する健康づくりといったことを実施しております。それがいわゆる地域包括支援センターでございます。

また、訪問看護ステーションにつきましては本市内におきましては2カ所ありまして、1カ所は老人保健施設を運営している法人、もう1カ所はクリニックを運営しております医院ということで、旧烏山、旧南那須に1カ所ずつ訪問看護があります。これらにつきましてはご承知のように医師の指示によりまして看護師が訪問しまして、いろいろな指示に基づいた指導を行っております。

それから先ほどの在宅療養支援診療所、私の説明が不足で申しわけありませんが、これは主に終末ケアが対象ということで、これは24時間体制ということです。医師の確保、看護師の確保、また緊急時の入院体制の確保ということで、なかなか一医療機関では実施できないということで、幾つかの医療機関が連携をしてやっているというのが実態でございます。これらにつきましては、今回新聞に出ましたものですから、本市の医師会ともそれらにつきましているといろとこれから協議を進め検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小森幸雄君） 18番 樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） 今の説明で大体わかったんですが、認知症のグループホーム、9人、3カ所。第2期、第3期で医療法人とか介護保険をやっているところが申請をしてきた。できるだけ那須烏山市という中で、今1件だけですから、あと2件目と3件目のところは、そういう施設をつくる場合にはできるだけ偏在をしないように注意をしていただきたい。

もう一つは、24時間体制である。医療機関、個人の医師を含めて受け入れ体制がどうなの

か。特に緊急の場合、どこかであったように妊産婦をたらい回しにして最後はどうにもならなかったと。これも非常に大きな社会問題であります。ですから、この制度を受けたいという人があれば、これは先ほど言ったように広域を含めてこの問題も検討して、その患者が緊急時に必ずどこかの総合病院なりに搬送をしていただいて治療を受けられる。こういう体制を整えておかなくて、結局広域から消防経由でいろいろなところに連絡をしても緊急で対応ができなかったというようなことのないように、これから事業計画をしっかりと、そして医師会とこの問題を協議しながら、地域の老人あるいは在宅で今療養している方の安心を図っていただきたい。この質問をいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 繰り返しになりますが、グループホーム等のことにつきましては先ほど部長が答弁したとおりでございまして、在宅地域診療所等についてはなぜそういったものがないのかなというのを考えてみますと、二次救急の那須南病院が存在しているからかなという気もしますが、さりとて、かかりつけのお医者さんという連携も高齢者の場合は多分に必要だろうと思いますので、医師会等にもよく相談協議をし、那須南病院とも連携が図れるような体制ができないかどうか検討していきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（小森幸雄君） お諮りいたします。本日の会議はまだ予定された案件が残っていることから、時間を延長したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議は延長することに決定いたしました。

3 番久保居光一郎君。

○3 番（久保居光一郎君） 端的に伺います。一般会計の14ページ、7款1項2目、商工業振興費の補正額が475万2,000円とありますけれども、この内訳、商業振興対策費325万2,000円、これは今烏山、南那須両町の商工会の合併を進めているところでございますけれども、それにかかわる補助金というふうに認識してよろしいのかどうか。これが1点。

それから、その下の工業振興対策費150万円というのは何に使うお金なのかという、この2点についてお伺いいたします。

○議長（小森幸雄君） 副市長山口孝夫君。

○副市長（山口孝夫君） 7款1項2目、この経費475万2,000円が計上されておりますが、このうちの325万2,000円、商業振興対策費につきましては、今、久保居議員がおっしゃられましたように、商工会の合併の補助金でございます。

その下にあります工業振興対策費150万円がございますが、これにつきましては今、企業誘致を一生懸命進めているところでございますけれども、どこの企業にあたったらいいのかというのが皆目見当がつかない、いわゆる手さぐりの状態でやっているわけでございますけれども、それでは効果が上がりませんので、ひとつ民間のノウハウをうまく活用して、そしてアタックしてみようということになりまして、株式会社帝国データバンクという大手の情報調査機関でございますが、この会社は信用調査報告書などは132万社ほど持っているという日本で最大大手の機関でございますけれども、ここにこの誘致活動の調査業務を委託をして、そこでいろいろな情報をとった中で、そしてこちらから今度は企業のほうにアタックをしていく。

こういうようなことで、民間情報機関の情報を買うということになるわけでございますけれども、今のところ栃木県周辺に進出する企業の情報がどのくらいあるかということで調べてもらいましたら、500社ほどありますということなんです。それで、その500社についての調査をお願いをして、その会社にあたってみたいということでその経費が150万円ということになりますが、これにつきましては8月に企業誘致委員会が行われまして、その企業誘致委員会の中で決定をいただいているものでございまして、何とかこれを引き金にして1社でも多くの企業にトップセールスも含めてあたっていきたいと思っています。その予算でございます。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 3番久保居光一郎君。

○3番（久保居光一郎君） 工業振興対策費、帝国データバンクにいろいろな調査をお願いしているということでございます。ぜひ150万円を生かして有効に、いい企業が来るように生きたお金を使っていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 20番高田悦男君。

○20番（高田悦男君） 一般会計補正予算14ページ、6款2項2目林業振興費についてお尋ねいたします。今回929万9,000円が補正をされましたが、この事業の内容についてお聞きしたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 副市長山口孝夫君。

○副市長（山口孝夫君） お答えいたします。6款2項2目の林業振興費の補正予算でございますが、ここの説明欄にもありますように、1つが林業振興費799万9,000円、もう一つが市単独林道整備事業費ということで130万円、これのトータルが929万9,000円ということになるわけでございますが、この林業振興費につきましては特用林産物の活用の施設整備事業ということで、具体的に言いますとシイタケ栽培農家に対する助成なんです。この事業主体はJAでございます。

したがって、この金額につきましては、県から来る金額をそっくりJAのほうにトンネルでお渡しするというものでございます。したがって、JAが主体になりましてシイタケ栽培農家の活用を図っていくという仕組みになるわけでございます。

それともう一つ、130万円でございますけれども、これは市単独林道整備事業費でございますが、これは林道補修工事でございます、林道の石倉大沢線というのがございますが、この道路整備費でございます、内容はブロック積みと路面の補修、オーバーレイといったものがその主な内容になっております。

以上でございます。

○20番（高田悦男君） 了解。

○議長（小森幸雄君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 文化財調査費と烏山の公民館の件についてお伺いします。

文化財の調査費なんですが、今回支出で990万8,000円を計上してあります。これは歳入のほうを見ますと、新道平遺跡発掘調査費の負担金706万9,000円、この支出に向けているのではないかと思います、この新道平遺跡は当初予算でも1,000万円を超える予算が計上されております。これは今回の予算計上で現在計画を進めている発掘調査を全部終わるのかどうか。これが1点。

それともう1点、18ページの右側の説明欄に烏山公民館施設整備費として250万円が計上されております。烏山公民館の整備費はこれまでも何回も補正に補正を重ねて整備を進めているわけなんです、今回は何の工事なのか。今回でもう全部終わりなのかどうか。以上お伺いします。

○議長（小森幸雄君） 教育次長堀江一恵君。

○教育次長（堀江一恵君） 17ページの文化財保護費の関係でございます。議員ご指摘のように平成18年度と平成19年度の継続事業で、会社の進出に伴います新道平というところの遺跡の発掘調査の関係でございます。事業量がふえてまいりまして、遺跡関係も多数出てきております。そういうことで会社側と協議をしたところ、会社側は早目にやっていただきたいというようなことで、10月いっぱいを目標に現在やっております。そういう中で、今回706万9,000円ほどの歳入も見えておりまして、今回それらも含めて2年間で総額で3,155万2,000円といった数字になろうかなと思っております。

次に、烏山公民館の施設整備費、議員ご指摘の点でございますが、今回の改修の中身につきましては、ご案内のとおり、玄関を入れて壁のクロス関係、それと廊下、2回の研修室の内部のクロスがかなりひどいわけでありまして、それらの改修整備費、階段関係も含めた壁のクロスを今回予定いたさせていただきました。

以上でございます。

○議長（小森幸雄君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 烏山公民館はこれでもう全部改修が済んだのかどうか。これから小出しに出すのかどうか。

○議長（小森幸雄君） 教育次長堀江一慰君。

○教育次長（堀江一慰君） 現在烏山公民館につきましては、当初に予算要求したんですが削られたと言っては語弊がありますが、今のところ公民館としての機能は備品関係も含めてやらせていただきましたものですから、大きな修繕はないのかなというふうには思っております。

○17番（中山五男君） 了解しました。

○議長（小森幸雄君） 9番野木 勝君。

○9番（野木 勝君） 1点だけお聞きいたします。国民健康保険補正で9ページです。七合診療所、前年度繰越金の360万円が今年度の一般管理費に補正されておりますが、中身を教えてください。

○議長（小森幸雄君） 市民福祉部長 正俊君。

○市民福祉部長（正俊君） お答えいたします。七合診療所につきましてはご承知のように、医師であります米山医師と市において診療業務に関する協議書というのを締結しております。その中に医師の賃金と歳入歳出総額で決算で剰余金が出た場合につきましてはそれぞれ協議の上、その差額を一時金として支払うということで従来どおり実施しております。これらにつきましては今回の繰越金の2分の1ということで医師のほうに賃金として支払う予算措置でございます。

○議長（小森幸雄君） 9番野木 勝君。

○9番（野木 勝君） ちょっと前から注目しているんですが、この七合診療所、経営努力というか非常に利益が出るんですが、その診療所自体の努力というのはどういうことが考えられますかね。例えば患者が多いとか、人件費か。

○議長（小森幸雄君） 市民福祉部長 正俊君。

○市民福祉部長（正俊君） 今回は決算で、診療所につきましては国民健康保険の直営診療所で境診療所と七合診療所を含めまして全体で1,500万円ほどの剰余金が出ておりますが、七合診療所につきましては先生の対応というんですか、そういう部分につきまして患者さんの信頼を得ているということで患者さんの数が多い。そういうことが診療報酬が上がっている原因かと考えております。

○9番（野木 勝君） 了解。

○議長（小森幸雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより議案第1号から議案第7号までの7議案について討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。日程第15 議案第1号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第16 議案第2号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第17 議案第3号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第18 議案第4号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第19 議案第5号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第20 議案第6号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第21 議案第7号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。日程第22 議案第16号 那須烏山市決算の認定並びに日程第23 議案第17号 那須烏山市水道事業決算の認定については、いずれも平成18年度決算でありますので、一括して議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

◎日程第22 議案第16号 那須烏山市決算の認定について

◎日程第23 議案第17号 那須烏山市水道事業決算の認定について

○議長（小森幸雄君） 日程第22 議案第16号、日程第23 議案第17号の決算の認定についてを一括して議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま一括上程となりました議案第16号、議案第17号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第16号 平成18年度那須烏山市一般会計及び特別会計決算の認定についてであります。概要であります。平成17年10月1日、2町が合併し約2年が経過をしております。新たな那須烏山市建設に向けて事務事業の一体化と旧町の枠を越えた市民の融和融合を図りながら、新しいまちづくりを目指し各種事業の展開を行っているところであります。

このような中で、本市の平成18年度決算等は根幹である市税収入等については、税制改正や景気回復基調を受けて若干の伸びがあったものの、地方交付税や臨時財政対策債の縮減等により、財源不足が懸念されるとともに、国庫支出金の廃止、縮減などにより歳入確保が一層厳しい状況にあります。

一方、歳出面においては、合併関連経費の確保や少子高齢化に伴う扶助費や繰出金の急増、さらには公債費の増嵩などにより引き続き厳しい財政運営を強いられております。しかしながら、住民に身近な行政サービスを提供する市の役割は一層重要となり、公平で安心な行政サービスを維持するとともに、保健、福祉、医療への対応、さらには地域経済の活性化や雇用の創出など地域の課題にも積極的に取り組むことが求められております。

このため、平成18年度は新市建設計画に基づき、那須烏山市としての一体感の醸成と均衡のある発展を図るための合併関連事業を実施するとともに、少子高齢化対策、生活保護などの福祉の充実、学校統合を中心とした教育改革関連事業などに重点的に取り組み、市民の要請に的確に対処し、一層の市民福祉の向上に努めたところであります。

平成18年度の一般会計決算の概況でございますが、歳入総額が107億7,082万6,667円、歳出総額103億580万8,472円、歳入歳出差引額4億6,501万8,195円、翌年度へ繰り越すべき財源2,900万円、実質収支額4億3,601万8,195円、決算処分として財政調整基金への積立額2億2,000万円、平成19年度への純繰越金2億1,601万8,195円、また予算額108億8,968万2,000円に対する収入済額は107億7,082万6,667円で、収入率98.9%となります。支出総額は103億580万8,472円で、支出率94.6%となっております。

歳入につきましては市税29億487万5,000円となり、前年度と比較いたしますと9,331万円、3.3%の増となりました。これは景気回復に加え、税制改正等に伴い市民税が増収となったことが主な要因であります。

地方譲与税においては、所得譲与税が税源移譲に伴い大幅に増額となり40.8%増となりました。地方交付税については普通交付税が合併による生活保護費及び社会福祉費の増に伴い3.9%伸びるとともに、特別交付税は市町村合併包括分等の経費算入により4.8%の増額となりました。これにより、平成18年度地方交付税は41億938万3,000円となり、1億5,939万3,000円、4.0%の増となりました。

本市は合併団体のため、10年間の特例措置として一本算定と合併算定外を比較して有利な額が交付されておりますが、地方交付税は毎年削減をされておまして、今後もこの傾向が続くものと危惧されておまして、交付税依存率の高い団体としては十分これを注視していく必要があります。

国庫支出金及び県支出金は生活保護関連や畜産基盤再編総合整備補助金に伴い増額となっております。繰入金は老人保健及び介護保険特別会計からのものと、公共施設整備基金、奨学基金、富士見台工業団地基金からの繰入となっております。

市債は総額7億4,570万円で主なものは臨時財政対策債、合併特例債、辺地対策債などですが、前年度にありました地域振興基金造成分の起債がなくなったことから大幅減額となっております。

歳出の主なものは、2款総務費においては、那須烏山市の進むべき道しるべともなります総合計画策定事業費や市議会議員選挙費が増額となったものの、人件費の削減に最大限努力をするとともに、また前年度にありました合併準備経費及び地域振興基金等がなくなり、大幅な減額となっております。

3款民生費は学童保育施設の拡充を図り、子育て支援対策を積極的に推進いたしました。主な項目は、市制施行に伴う生活保護費に関する経費、高齢者福祉費及び国民健康保険特別会計繰出金などとなっております。

4款衛生費の主なものは、水道事業会計繰出金、塵芥し尿処理費、病院費などの広域行政負担金、浄化槽設置整備費及び健康診査事業費などがあります。

6款農林水産業費につきましては、畜産基盤再編総合整備事業及び土地改良事業費等となっております。

7款商工費は、昨年9月1日より導入いたしました指定管理者制度により、各施設の効率的な管理、運営に努めました。また、山あげ会館空調設備の改修工事を行うとともに、ソフト事業として企業誘致委員会やまちづくり研究会を立ち上げ、所要額を執行したところであります。

8款土木費におきましては、地域住民の生活基盤の充実を図るとともに、合併後の市民の一体感の醸成に資するため、合併特例債を活用した野上愛宕台線、鴻野山小倉線、都市計画街路山手通線などの道路整備及び田野倉曲畑線にかかる辺地道路整備事業が主なものとなっております。また、道路維持管理費を計上した危険箇所対策、舗装復旧、側溝整備を実施し、安心・安全な生活基盤整備に努めました。そのほか、都市計画マスタープラン策定に着手もいたしております。

9款消防費は、防火水槽築造工事や消防車庫整備、消火栓設置など、消防施設の整備に努めたところであります。

10款教育費は、合併特例債活用による烏山公民館及び烏山運動公園の施設整備事業を新たに実施するとともに、引き続き学校統合事業、サタデースクール、ALT配置や小学校低学年支援のための非常勤講師を配置するなど、教育環境の整備に重点的に推進をしてまいりました。

最後に、12款公債費は、元利償還金13億9,161万2,722円となっております。

その他でございますが、3月31日現在的那須烏山市の公有財産でもあります土地、建物、山林、出資による権利、物品の状況、基金の残高状況については、決算書に附属資料として添付をさせていただきました財産に関する調書及び行財政報告書のとおりでございます。

続きまして、国民健康保険特別会計についてご説明を申し上げます。

国民健康保険事業の運営は年々厳しくなっておりますが、国民健康保険財政の健全な運営に意を用いながら、地域住民の医療の確保と健康増進に努めてまいりました。平成18年度の平均世帯数は6,581世帯、平均被保険者数は1万4,135人であります。

国民健康保険特別会計は、事業勘定と診療施設勘定の2つの勘定がございますが、事業勘定からご説明を申し上げます。歳入決算額33億4,127万9,336円、歳出決算額30億5,455万9,214円、歳入歳出差引残額2億8,672万722円でございます。このうち2億円を国民健康保険財政調整基金に積み立てをいたしました。

歳出の主なものは、保険給付費、老人保健拠出金及び介護納付金であり、歳入の主なものは国民健康保険税、国、県支出金、療養給付費交付金及び繰入金等であります。今後の高齢化の進展や医療技術の高度化という要因を考えますと、ますます国民健康保険財政の厳しさが増す一方であり、国民健康保険税の収納率向上やあるいは医療費適正化の推進になお一層の努力をいたし、健全な運営を図ってまいる所存であります。

診療施設勘定でございますが、歳入決算額1億6,004万4,375円、歳出決算額9,103万4,423円、歳入歳出差引残額は1,500万9,952円でございます。診療収入につきましては、前年度との比較で0.6%の減額となっております、受診者数につきましても若干の減少傾向となっております。

診療所は地域住民の医療の確保と健康増進に果たす役割は大なるものがありますので、各位のご理解とご協力を賜りながら、さらなる健全な運営に努めてまいる所存であります。

なお、本案は、過般の国民健康保険運営協議会に諮問し、原案どおりの答申を得ております。

次に、熊田診療所特別会計についてご説明を申し上げます。熊田診療所の運営は、独立採算の姿勢を堅持し、地域医療の充実を第一に考え健全運営に努めてまいりました。また、旧診療所、旧医師住宅の解体工事及び敷地を地権者に返還するため、造成工事等を実施をいたしております。

この結果、歳入決算額7,269万4,308円、歳出決算額6,560万2,865円、歳入歳出差引額は709万1,443円であります。このうち250万円を熊田診療所運営基金に積み立てております。

診療収入につきましては、前年度との比較で2.7%の増額となっており、受診者数につきましては現状推移をしている傾向となっております。診療所として、地域住民への果たす役割

は大変大きく、今後とも健全な運営に努めてまいる所存であります。

次は、那須烏山市老人保健特別会計でございます。説明を申し上げます。この老人保健特別会計の運営にあたりましては、老人医療受給者の健康保持及び医療費の支出等、老人保健法に基づく事業を実施してきたところであります。

この結果、歳入決算額は29億4,077万7,528円、歳出決算額は28億7,017万3,286円、歳入歳出差引額は7,060万4,242円でございます。歳出の主なものは医療給付費で、歳入の主なものは支払基金交付金、国、県負担金及び一般会計繰入金であります。

医療給付対象年齢の引き上げにより、老人医療受給者数は年々減少の傾向にありますが、1人当たりの医療費は増加しており、老人医療費は今後も増加が見込まれるところでありますので、引き続きレセプト点検等の医療費適正化対策を重点に努力をしてまいる所存であります。

次に、那須烏山市介護保険特別会計につきましてご説明を申し上げます。平成18年度は介護保険法の改正により、介護制度全般にわたる見直しがなされたところでありますが、その新たな制度にのっとりまして策定をされました第3期事業計画の初年度として、特に介護認定を受けていない65歳以上の高齢者に対する介護予防のための地域支援事業に力を入れて取り組んでまいりました。

決算額につきましては、歳入決算額18億8,507万7,305円、歳出決算額は17億7,104万5,668円、歳入歳出差引額は1億1,403万1,637円であります。差引残額のうち翌年度に繰り越すべき財源として96万8,000円を繰り越し、介護給付費準備基金として4,700万円を積み立てております。残りの6,606万3,637円を純繰越金といたしまして平成19年度に繰り越すものであります。予算額に対する収入済率は103.4%、支出済率は97.2%であります。

歳入の主なものは、保険料、介護給付費国・県負担金、支払基金交付金、繰入金であります。また、歳出の主なものにつきましては、保険給付費が92.3%を占め、介護予防のため地域支援事業費が1.1%、その他通常業務に必要な経費となっております。

平成19年3月末現在の要介護及び要支援認定者は1,166名、65歳以上の高齢者の14.2%にあたりまして、前年同時期と比べまして0.3%の微増となっております。そのうち59.3%の方が在宅サービスを利用しておりまして、施設利用者は23.8%、サービスを利用していない方が16.6%という状況になっております。

なお、介護予防事業の対象となる特定高齢者は平成19年3月末で115名となっており、これらの方が今後要介護状態に移行しないよう、さらに介護予防に力を入れていく必要を感じております。

次に、平成18年度那須烏山市の農業集落排水事業特別会計決算の認定でございますが、この決算についてご説明を申し上げます。

農業集落排水事業につきましては、農村地域の生活環境の改善及び快適な水環境を保全するため、興野地区において平成12年1月に供用を開始し、以来施設の適正な維持管理及び水洗化率の向上に向けて努力をまいりました。平成18年度末現在の水洗化率は77.1%であります。

決算額を申し上げます。歳入決算額5,664万6,277円、歳出決算額5,441万9,334円、歳入歳出差引残額は222万6,943円でございます。歳入の主なものは農業集落排水事業使用料、加入金、一般会計繰入金、市債等であります。歳出の主なものは建設事業に係る地方債の元利償還金、汚水ます設置工事費及び水処理センター施設の維持管理費であります。

次に、那須烏山市下水道事業特別会計につきましてご説明を申し上げます。下水道事業は、生活環境の改善、公衆衛生の向上及び公共水域の水質を保全する目的として、南那須地区では特定環境保全公共下水道が平成10年3月に、烏山地区では公共下水道が平成15年3月に供用開始されたところであります。

以来、計画的に整備を進め、平成19年3月末で2地区あわせまして全体計画336ヘクタールのうち132.5ヘクタールの整備が終了いたしまして、整備率39.4%であります。

平成18年度につきましては、下水管渠の整備と施設の適正な維持管理、水洗化の促進等事業の推進に努めてまいりました。

決算額を申し上げます。歳入決算額4億4,584万703円、歳出決算額4億3,802万7,398円、歳入歳出差引残額781万3,305円でございます。歳入の主なものは下水道使用料、受益者負担金、国庫補助金、一般会計繰入金、市債等であります。歳出につきましては、水処理センターの維持管理費、管渠工事費及び建設事業に係る地方債の元利償還金等が主なものであります。

建設改良につきましては、烏山地区においては管渠築造工事、舗装復旧工事等を実施をしてまいりました。

次に、那須烏山市簡易水道事業特別会計につきましてご説明を申し上げます。七合簡易水道の上水道統合に伴いまして、給水件数、給水人口等が大幅に減少いたしました。また、合併に伴う調整に基づき4月1日から水道料金を改定し、値下げをいたしました。

向田簡易水道事業ほか4つの施設維持管理に努め、水道水の安定供給と生活環境の改善を図ってまいりました。

歳入決算額は1億4,277万7,444円、歳出決算額は1億3,941万3,486円であ

ります。歳入歳出差引残額は3,363万958円でございます。歳入の主なものは水道使用料、加入金、一般会計繰入金、繰越金等であります。歳出の主なものは、職員人件費、簡易水道施設維持管理費、水道整備費、市債元利償還金等であります。

建設改良については、境東浄水場ガス滅菌機改良工事と平野簡易水道浄水場送水ポンプ取替工事等を実施いたしました。

次は議案第17号 那須烏山市水道事業会計決算の認定についてであります。平成18年度水道事業会計の決算について説明を申し上げます。

合併時の調整に基づきまして4月1日から水道料金を旧南那須町の料金に改定統一し、烏山地区の料金が値下げになりました。また、七合簡易水道、南那須水道及び烏山水道を統合し、給水人口、給水収益が増加いたしました。

建設改良につきましては、配水管路網整備や道路工事等のため中央2丁目、谷浅見、宮原ほか3地区で配水管布設替工事をいたしまして、野上向田、城東地内配水管布設工事を実施をし、さらに老朽化設備更新のため2箇所の取水ポンプ取替工事を実施いたしました。

その結果、3月末日までの営業実績は、給水件数8,676件、給水人口2万5,485人、有収水量267万4,928 m^3 、1日最大配水量1万2,298 m^3 となりました。

収益的収支につきましては、消費税抜きで水道事業収益6億2,246万815円、水道事業費用6億25万1,326円となりました。この結果、当年度純利益は2,220万9,489円の黒字となったわけであります。

資本的収支につきましては、収入額1億682万9,292円に対し、支出額は3億1,424万5,629円となりました。差引不足額2億741万6,337円でございますが、これは過年度分損益勘定留保資金、消費税資本的収支調整額及び当年度分損益勘定留保資金で補てんをさせていただきました。

以上、平成18年度那須烏山市の一般会計、特別会計及び水道事業決算についてご説明を申し上げます。何とぞ慎重審議を賜りまして、ご承認賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 以上で市長の提案理由の説明が終わりました。

次に決算審査の結果について、代表監査委員の報告を求めます。

代表監査委員 富永年秋君。

〔代表監査委員 富永年秋君 登壇〕

○代表監査委員（富永年秋君） それでは、監査の結果をこれから申し上げたいと思います。

平成18年度末現在の一般会計及び特別会計の決算並びに基金運用状況について、審査結果を意見書に基づきご報告いたします。

あらかじめお断りしておきたいんですが、内容で歳入歳出の構成割合関係等については割愛させていただきますので、あらかじめご了承くださいと思います。

それから、出だしですが、第1から第3までは省略させていただき、第4の決算の概要から申し上げます。まず、各会計の決算状況であります。予算面を見ますと一般会計の当初予算額は105億円でありましたが、その後、歳入で、主として地方交付税及び市税の増収見込み等により、3億1,127万2,000円増額補正され、繰越事業債7,841万円と合わせて、最終的な予算現額は108億8,968万2,000円、調定額123億830万1,000円となっております。

一般会計の決算状況については、歳入総額107億7,082万7,000円、歳出総額は103億580万8,000円であり、差引残額は4億6,501万9,000円で、執行率は94.6%となっております。

次に、7特別会計の総予算額につきましては、86億8,541万2,000円に対し、決算の状況は歳入総額89億9,113万8,000円、歳出総額84億8,427万6,000円であり、差引残額は5億686万2,000円、執行率は97.7%となっております。

なお、一般会計及び7特別会計総計の決算額は、予算現額で195億7,509万4,000円に対する歳入総額は197億6,196万5,000円、歳出総額187億9,008万4,000円であり、歳入歳出の差引残額は9億7,188万1,000円となっております。

なお、平成18年度末現在の地方債残高は、一般会計123億7,299万8,000円、特別会計は計39億9,715万5,000円の合計で163億7,015万3,000円となっております。

次に、3ページの一般会計の財政収支の状況であります。平成18年度の歳入総額は先ほど申し上げましたが107億7,082万7,000円、歳出総額103億580万8,000円であり、差引残額は4億6,501万9,000円であります。翌年度への繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額は2,900万円でございます。したがって、実質収支額は4億3,601万8,000円となっております。また、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定に基づく財政調整基金繰入額は2億2,000万円でございます。

次に、財政運営の状況であります。歳入の状況は予算現額108億8,968万2,000円、収入済額は107億7,082万7,000円であり、予算現額に対し98.9%、調定額に対しては87.5%の収納率となっております。

収入未済額は14億8,593万1,000円で、前年度の11億8,034万6,000円に比べ3億558万5,000円増加しております。4ページになりますが、収入未済額の内容を見ますと、主なものは市税11億2,279万6,000円であり、うち固定資産税が10億

4,141万6,000円で、市税の92.8%を占めております。なお、固定資産税のうち6億6,521万3,000円が一法人であり、固定資産税の収入未済額の63.9%を占めております。このほかの収入未済額は国庫支出金1億8,000万円、県支出金1億6,314万3,000円がありますが、これにつきましては平成19年度中に収入予定となっております。

また、不納欠損額5,154万2,000円生じておりますが、不納欠損処理手続きにつきましては地方税法第15条同法第18条及び民法第169条に基づき適正に処理されております。

次に、歳出の状況ですが、支出済額は103億580万8,000円で、予算現額に対し94.6%の執行率となっております。次に地方債でございますが、平成18年度末現在の現在高は123億7,299万8,000円であります。平成18年度の動向を見ますと、地方債の発行は7億4,570万円、主として臨時財政対策債、一般単独事業債、辺地対策事業債等でございます。また、元利償還額は13億9,161万3,000円、うち元金が11億4,641万6,000円で、地方債残高は前年度比4億71万6,000円減少しております。

以上が一般会計でございます。

次に、特別会計について申し上げます。まず、国民健康保険特別会計の事業勘定であります。平成18年度の予算現額は31億1,617万7,000円で、歳入総額33億4,128万円、歳出総額は30億5,455万9,000円であり、財政収支は差引残額2億8,672万1,000円となっております。また、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定に基づく国民健康保険財政調整基金繰入額は2億円であります。

歳入の状況につきましては、収入済額33億4,128万円で、予算現額に対して107.2%、調定額に対しては93.6%の収納率となっております。収入未済額につきましては、2億1,064万7,000円と多額に上っております。また、不納欠損額は1,677万6,000円生じておりますが、不納欠損処理手続きは地方税法第15条及び第18条に基づき適正に行われております。

次に、7ページの歳出でございますが、支出済額は30億5,455万9,000円で、予算現額に対して98%の執行率となっております。

次は、診療施設勘定でございますが、予算現額は9,822万2,000円で、歳入総額は1億604万4,000円、歳出総額は9,103万4,000円であり、財政収支は差引残額1,501万円となっております。歳入の状況につきましては、収入済額1億604万4,000円で、予算現額に対して108%、調定額に対しては100%の収納率となっております。

8ページの歳出の状況でございますが、支出済額9,103万4,000円であり、予算現額に対して92.7%の執行率となっております。なお、平成18年度末現在の地方債残高は1,660万1,000円でございます。

次に、熊田診療所特別会計について申し上げます。予算現額は7,161万2,000円で、歳入総額は7,269万4,000円、歳出総額は6,560万3,000円であり、財政収支は差引残額709万1,000円となっております。また、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定に基づく熊田診療所運営基金繰入額は250万円となっております。歳入の状況につきましては、収入済額7,269万4,000円であり、予算現額に対して101.5%、調定額に対しては100%の収納率となっております。9ページの歳出の状況でございますが、支出済額6,560万3,000円でありまして、予算現額に対して91.6%の執行率となっております。

次に、老人保健特別会計でございます。予算現額は29億3,641万7,000円で、歳入総額29億4,077万8,000円、歳出総額28億7,017万3,000円であり、財政収支は差引残額7,060万4,000円となっております。歳入の状況につきましては、収入済額29億4,077万8,000円であり、予算現額に対して100.1%、調定額に対しては100%の収納率となっております。10ページになりますが歳出の状況でございます。支出済額は28億7,017万3,000円であり、予算現額に対し97.7%の執行率でございます。

次に、介護保険特別会計でございます。予算現額は18億2,294万8,000円で、歳入総額18億8,507万7,000円、歳出総額17億7,104万6,000円であり、財政収支は差引残額は1億1,403万1,000円であります。意見書に記載されておきませんが、ちょっとここで補足させていただきます。翌年度への繰り越すべき財源は96万8,000円であり、したがって実質収支額は1億1,306万4,000円となっております。うち地方自治法第233条の2の規定に基づく介護保険財政調整基金繰入額は4,700万円となっております。

歳入の状況につきましては、収入済額18億8,507万7,000円で、予算現額に対しては103.4%、調定額に対しては99.7%の収納率となっております。収入未済額は529万3,000円でございます。また、不納欠損額104万8,000円生じておりますが、不納欠損処理につきましては介護保険法第200条に基づき適正に処理されております。歳出の状況でございますが、支出済額17億7,104万6,000円であり、予算現額に対して97.2%の執行率となっております。

次に、12ページの農業集落排水事業特別会計でございます。予算現額は5,600万7,000円で、歳入総額5,664万6,000円、歳出総額5,441万9,000円であり、財政収支は差引残額222万7,000円となっております。歳入の状況につきましては、収入済額5,664万6,000円で、予算現額に対して101.1%、調定額に対しては99.2%

の収納率となっております。収入未済額は使用料及び手数料で43万9,000円でございます。歳出の状況につきましては、支出済額5,441万9,000円ございまして、予算現額に対して97.2%の執行率となっております。地方債残高は4億1,410万4,000円となっております。

次に、13ページの下水道事業特別会計でございますが、予算現額は4億4,323万円であり、歳入総額4億4,584万1,000円、歳出総額4億3,802万7,000円であり、財政収支は差引残額781万3,000円となっております。歳入の状況については、収入済額4億4,584万1,000円であり、予算現額に対して100.6%、調定額に対しては98.5%の収納率となっております。収入未済額は分担金及び負担金で569万3,000円、使用料及び手数料で109万5,000円の計678万8,000円となっております。また、不納欠損額3,560万円が発生しておりますが、不納欠損処理手続きにつきましては地方自治法第236条第1項に基づきまして適正に処理されております。歳出の状況につきましては支出済額4億8,027万7,000円でありまして、予算現額に対して98.8%の執行率でございます。地方債残高は27億7,856万1,000円となっております。

特別会計の最後ですが、簡易水道事業特別会計について申し上げます。予算現額は1億4,079万9,000円で、歳入総額は1億4,277万7,000円、歳出総額1億3,941万3,000円であり、財政収支は差引残額336万4,000円となっております。歳入の状況につきましては収入済額1億4,277万7,000円であり、予算現額に対して101.4%、調定額に対しては78.4%の収納率となっております。また、収入未済額は3,940万9,000円で、前年度に比べ1,373万2,000円増加しており、このうち1法人で2,836万3,000円、収入未済額の72%を占めております。歳出の状況につきましては、支出済額1億3,941万3,000円であり、予算現額に対しては99%の執行率となっております。なお、平成18年度末現在の地方債残高は7億8,788万9,000円となっております。また、七合簡易水道事業につきましては、業務を平成18年4月1日付、会計につきましては同年の6月1日付で水道事業、上水道に移管しております。

次に、15ページの公有財産について申し上げます。公有財産の主な動向を見ますと、行政財産の土地で前年度比2,410㎡増加しておりますが、これは烏山水処理センター及び管渠用地となっております。なお、普通財産の土地では1,199㎡減少しておりますが、これは東京調布市の学生寮の跡地を売り払いしたことによるものです。また、並木杉は日光杉並木オーナー制度により2本所有しております。

次に、基金についてでございます。基金につきましては、次表のとおりであります。目的別に4金融機関に分散し、定期預金を主体に運用しているほか、一部について利子運用を目的

として国債に運用しております。効率的運用を図っております。また、リスクにも配慮しており、管理は適切と思われます。

審査結果及び意見について、まとめを申し上げます。市長より審査に付されました平成18年度の各会計の歳入歳出決算書、決算事項別明細書及び実質収支に関する調書の計数につきましては、審査しました範囲の結果におきましては適正かつ正確であり、予算の執行状況及び事務処理についてもおおむね適正かつ効果的に執行されているものと認められます。

基金につきましては、今申し上げましたとおり一部国債で利子運用するなど効率的に運用され、また、目的別に4金融機関に分散するなど、リスク管理面にも配慮しており適正と認められます。

地方経済は依然として厳しい状況にあつて、市税を主体とする一定の自主財源の確保に努めているところでございますが、前年度と単純比較しますとその比率は低下しておりまして、地方交付税、市債いわゆる借入に依存した体質には変わりはなく、また、多額の収入未済額を内包している状況でございます。今後も引き続き徹底した税收等の管理と一層の収納率アップに努められることを期待するものでございます。

なお、行財政集中改革プランも中盤を迎え着実な推進を図るとともに、引き続いて徹底した歳出の抑制、いわゆる節約に努められ、健全な財政運営を望むものでございます。

以上が一般会計並びに特別会計の決算の結果でございます。

続きまして、平成18年度的那須烏山市水道事業決算審査の結果について申し上げます。

前段のほうは省略させていただいて第4の事業の概要から申し上げたいと思います。業務の状況であります、平成18年4月1日から七合簡易水道事業の業務を水道事業に移行され、会計については同年6月1日付で移管されております。現在の業務は、取水場8カ所、浄水場6カ所及び配水場14カ所の施設で稼働し事業を行っているところでございます。

事業概況の詳細につきましては2ページをごらんいただきたいと思います。前年度と比較してみますと給水人口で2万5,485人、2,095人増加、給水件数は8,676件で801件増加しております。

有収率につきましても、七合簡易水道の移管により前年度に比べ7.6ポイント上昇し75.5%となっております。

また、普及率も同様に7.1ポイント上昇して80.4%となっておりますが、全国平均並びに同規模の市に比べますと依然として低水準でございます。

次に3ページですが、予算の執行状況でございます。収益的収入の決算額は6億5,114万8,955円で、予算額6億4,628万1,000円に対して100.8%の収入率でございます。予算に対し486万7,955円の増加となっております。

収益的支出の決算額につきましては、6億2,577万2,726円で、予算額6億6,789万9,000円に対して93.7%の執行率であり、不用額は4,212万6,274円となっております。

次に、4ページの資本的収入の決算額は1億682万9,292円であり、予算額1億514万4,000円に対して101.6%の収入率で、予算額に対して168万5,292円の増加となっております。収入の主なものは出資金、企業債でございます。

資本的支出の決算額は3億1,424万5,629円、予算額3億1,503万4,000円に対して99.7%の執行率で、不用額は78万8,371円となっております。決算額の主なものは企業債償還金2億3,998万4,139円であり、資本的支出額の76.4%を占めております。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億741万6,337円は、過年度分損益勘定留保資金1,763万550円、消費税資本的収支調整額316万6,740円、当年度分損益勘定留保資金1億8,661万9,047円で補てんしております。補てん後の内部留保資金残額は7億8,516万7,965円となっております。

次に5ページの経営状況でございますが、総収益は6億2,246万815円で、総費用6億25万1,326円であり、差引2,220万9,489円の純利益を計上しております。本年度におきまして純利益を計上しているのは七合簡易水道の資産について、期中の移管であったことから今期において減価償却を行わず、翌年度にしたことが主たる要因となっております。

収益内容を具体的に見ますと、営業収益は5億7,644万3,587円、営業外収益4,425万542円、特別利益176万6,686円であります。なお、営業収益のうち、給水収益は5億7,566万2,787円で99.7%を占めております。

費用内容につきましては、営業費用4億1,578万1,006円、営業外費用1億8,258万905円、特別損失188万9,415円となっております。営業費用の主なものは減価償却費2億5,978万204円、総係費8,488万2,348円、原水及び浄水費4,612万514円となっております。また、営業外費用1億8,258万905円のうち、企業債の支払利息で99.9%を占めております。

特別損失につきましては、不納欠損処分による費用でございますが、事務処理は適正に行われております。

次に7ページの財政状況のバランスでございますが、資産総額は81億5,384万2,338円であり、前年度末と比較しますと2億8,702万6,681円、3.6%増加しております。内訳は固定資産73億594万9,702円で、流動資産8億4,789万2,636円であり、固定資産については前年度比1億9,126万3,474円増加しておりますが、これは七合簡

易水道から有形固定資産3億8,892万6,840円、主として構築物でございますが3億5,993万2,000円を移管していることによります。

流動資産の主なものにつきましては、現金が7億9,201万2,318円、未収金5,326万8,576円となっております。未収金につきましては前年度比746万5,259円増加しておりますが、うち営業未収金260万2,720円につきましては七合簡易水道から移管されたものでございます。

負債総額は1,348万123円で、主なものにつきましては営業外未払金1,173万2,800円、これは消費税でございます。その他流動負債120万2,760円となっております。資本金総額は81億1,833万4,052円であり、前年度比2億4,061万2,989円増加しております。資本金の内訳につきましては自己資本金29億3,299万7,768円、借入資本金、いわゆる企業債は51億8,533万6,284円となっております。自己資本金の増加要因は主として固有資本金でございまして、前年度比1億7,254万9,307円の皆増となっておりますが、これは七合簡易水道から移管されたものでございます。

なお、繰入資本金は9,054万1,568円で、前年度比4,906万7,568円増加しておりますが、企業債償還額元金の返済として市の一般会計から繰り入れられたものでございます。

また、借入資本金につきましては前年度比1,899万6,114円増加しておりますが、これも七合簡易水道から2億1,898万253円移管されているほか、平成18年度において4,000万円の起債、いわゆる借入がございます。一方、当年度の企業債償還元金は2億3,998万4,139円であります。

営業未収金の年度別内容につきましては、下表をごらんになっていただければおわかりかと思います。

最後になりましたが、審査結果及び意見について申し上げます。決算審査の結果、損益計算書、貸借対照表と決算諸表につきましては、法令、会計規程に基づいており、審査範囲におきましては正確かつ適正であると認められます。

平成18年4月1日付で七合簡易水道事業を上水道事業に移管し、効率化を図っているほか、水道料金の未納について公平性を図るため、平成18年12月1日に那須烏山市水道事業給水停止処分取扱規程を制定し、収納に努めるなど一定の成果を挙げている点は評価できます。

しかしながら、事業運営は企業債に依存した体質にあるなど、財政的には依然として厳しい状況でございます。今後、さらなる施設の統合など効率化を図り、また経費節減に一層努められるとともに、引き続き普及率のアップ、収納率向上に努め、経営健全化と継続的に安全かつ安定的に供給されることを期待するところでございます。

以上をもって、意見等を終わらせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 以上で、市長の提案理由の説明並びに代表監査委員の決算審査の報告が終わりました。

お諮りいたします。質疑については9月6日の一般質問終了後に行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

したがって、平成18年度決算認定の質疑については、9月6日に行うことにいたします。

また、この定例会に受理した陳情書等はありませんが、先の定例会において継続審査になっております療養病床の廃止、削減計画の中止と介護保険の充実等を求める意見書の提出について審査報告を願います。

○議長（小森幸雄君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。長時間ご苦勞さまでございました。本日はこれで散会いたします。

〔午後 6時12分散会〕